

令和 5 年 第 1 回
占冠村議会定例会会議録

自 令和5年3月 7日

至 令和5年3月14日

占冠村議会

令和5年第1回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和5年3月7日（火曜日）

○議事日程

		議長開会宣言（午前10時）
		所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長）
日程第1		会議録署名議員の指名について（6番・1番）
日程第2		会期決定
		諸般報告
		議長諸般報告
		村長行政報告
日程第3		一般質問
日程第4	議案第25号	令和4年度占冠村一般会計補正予算（第9号）
日程第5	議案第26号	令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第6	議案第27号	令和4年度村立診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第7	議案第28号	令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第8	議案第29号	令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第9	議案第30号	令和4年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第31号	令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第3号）

○出席議員（7人）

議長	8番	児玉真澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君			

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	小尾雅彦	林業振興室長	杉村政彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	木村恭美	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	野原大樹
職員厚生担当係長	坂本龍哉	財務担当主幹	鈴木智宏

税 務 担 当 主 幹 佐々木 智 猛
 商 工 観 光 担 当 主 幹 阿 部 貴 裕
 地 域 振 興 対 策 室 主 幹 松 永 真 里
 林 業 振 興 室 主 幹 高 桑 浩
 環 境 衛 生 担 当 主 幹 蠣 崎 純 一
 戸 籍 担 当 主 幹 佐久間 敦
 保 健 予 防 担 当 主 幹 岡 本 叔 子
 社 会 福 祉 担 当 主 査 川 口 晃 平
 子 育 て 支 援 室 主 幹 森 田 梅 代

(教育委員会)

教 育 長 多 田 淳 史
 社 会 教 育 担 当 主 幹 上 島 早 苗

(農業委員会)

会 長 安 田 堅 吾
 (選挙管理委員会)

書 記 長 三 浦 康 幸
 (監査委員)

監 査 委 員 木 村 英 記
 事 務 局 長 岡 崎 至 可

企 画 担 当 主 幹
 広 報 統 計 担 当 係 長
 農 業 担 当 主 幹
 建 築 担 当 主 幹
 土 木 担 当 係 長
 国 保 医 療 担 当 主 幹
 村 立 占 冠 診 療 所 主 幹
 介 護 担 当 主 幹

竹 内 清 孝
 大 谷 淳 貴
 杉 岡 裕 二
 嵯 峨 典 子
 中 島 辰 男
 小 瀬 敏 広
 橘 佳 則
 細 川 明 美

教 育 次 長
 学 校 教 育 担 当 主 幹

平 川 満 彦
 後 藤 義 和

事 務 局 長

小 尾 雅 彦

監 査 委 員

下 川 園 子

○出席事務局職員

事 務 局 長 岡 崎 至 可

事 務 補

三ツ谷 陸 翔

開会 午前10時

○事務局長（岡崎至可） 起立、礼。村民憲章を朗読します。

ひとつ、健康で、幸せな家庭をつくりましょう。ひとつ、自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。ひとつ、きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。ひとつ、生産を高め、活気ある社会をつくりましょう。ひとつ、文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

お座りください。

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから令和5年第1回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長、小林潤君。

○議会運営委員長（小林 潤君） 皆様おはようございます。2月28日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

今期定例会における会期は、本日7日から14日までの8日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署

名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、6番、小林潤君、1番、大谷元江君、以上2名の諸君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり本日から3月14日までの8日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月14日までの8日間と決定しました。

◎議長諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期定例会に付議された案件は、議案第1号から同意案第1号までの40件です。

2ページをお願いします。議員提案による案件は、発議案第1号及び意見書案第1号の2件です。説明のため出席を要求したところ通知のあった者の職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

審議資料3ページをお願いします。令和4年第8回定例会以降の議員の同行は、12月16日、広報特別委員会①から記載のとおりです。

審議資料の6ページをお願いします。審議資料の6ページから7ページは令和4年11月分の例月出納検査結果です。

8ページをお願いいたします。審議資料の8ページから9ページは令和4年12月分の例月出納検査結果です。

10ページをお願いいたします。審議資料の10ページから11ページは令和5年1月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） 村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので行政報告をいたします。審議資料4ページになります。1、報告事項、(1)姉妹都市アスペン市親善訪問について。1月7日から15日にかけて、姉妹都市であるアスペン市を表敬訪問しました。アスペン市長、アスペン市議会、スノーマス議会、姉妹都市委員会などを訪れ、コロナ禍で中断となっているアスペン市との姉妹都市提携30周年記念事業について協議し、10月に計画している記念行事への招待状をトーレ市長、姉妹都市委員会に手交しました。また、姉妹都市委員会との協議の際、アスペンにも招聘したい意向を伝えられ、中学生短期交換留学に合わせて互いに代表団を派遣することを確認してきたところ です。

トーレ市長からは、占冠村は姉妹都市であるというだけでなく、アスペン市の重要なパートナーであるとのことをお言葉をいただいたほか、アスペン市議会においては、在デンバー領事館、畦地副領事を立会人として2023年1月10日を「占冠の日」と宣言し、公式文書が手渡されました。また、スノーマス議会においても占冠訪問団を歓迎する宣言書が手渡さ

れ、今後の交流に対する期待感を感じました。

私自身2回目の訪問となり、アスペンの美しい街並みと自然風景、そこで営まれる文化的で質の高い暮らしと地域活動は、どれも素晴らしいものでありましたが、すべての場所、すべての方々から受けた歓迎とおもてなしは、長きにわたる姉妹都市交流の深さを改めて感じるものとなりました。

10月に本村において記念事業を開催し、姉妹都市提携30周年をお祝いするとともに、来年1月には代表団を派遣し、姉妹都市交流の更なる発展につなげてまいります。

(2)新型コロナウイルス感染症対策について。新型コロナウイルス感染症の全道における新規感染者数は、直近の最多である昨年11月22日から9割以上の減少となり、病床使用率も減少傾向が続いております。

このような中、国では基本的対処方針を変更し、マスク着用の考え方の見直しが見されました。これまで、屋外では原則不要、屋内では原則着用としておりましたが、令和5年3月13日からは、個人の選択を尊重し個人の判断に委ねることとなりました。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることのないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

ただし、受診時や医療機関、高齢者施設を訪問する場合などは重症化リスクの高い方を守るため着用をお願いしております。また、従事者が勤務中マスクを着用している場合がありますことをご留意願います。

こうした考え方の適用後であっても、基本的な感染対策は重要でありますので、引き続き、「三密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。

新型コロナウイルスワクチン接種につつま

しては、令和5年2月27日現在、2回目接種者1095人、3回目接種者963人、4回目接種者673人、5回目接種者362人となっております。

令和5年度のワクチン接種につきましては、追加接種可能なすべての年齢の方を対象として秋から冬にかけ1回接種を行うこととし、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する方、医療機関や高齢者施設の従事者等については、春から夏にかけて前倒して更に1回接種を行うこととされました。本村におきましても、新型コロナウイルス感染症における重症者を減らすため、希望する住民の全員が接種できるよう準備を進めてまいります。

次に、主な用務等ですが12月15日、令和4年第8回占冠村議会定例会以降の行動につきましては、記載のとおりでございます。

入札の執行はありませんでした。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 一般質問

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、これから一般質問を行います。質問の通告がありますので発言を許可します。4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 一般質問をさせていただきます。人口ビジョンと村の将来像についてということで、2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目ですが、新聞報道で上川管内の将来人口推計から人口が2060年には半減する見込みであり、特に占冠村は人口流出に歯止めがかからず、2060年には230人まで減少する見通し、減少率は82.4%とありました。こ

の記事には、村民は大きな衝撃を受けています。本村における過去の人口予測推計と、実際の人口分析は行っているのか。将来人口推計のとおりに移していきと考えているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員のご質問にお答えをいたします。人口ビジョンと村の将来像についてのご質問ですが、2月22日付け北海道新聞の記事に関連したご質問で、記事にありました占冠村の将来人口推計の数値につきましては、平成29年度に国立社会保障・人口問題研究所が発表しました将来人口推計の数値に準拠した場合の数値でございます。

本村としては、国立社会保障・人口問題研究所が発表した将来人口推計のとおりに移していくとは考えておらず、第2期占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略において、各種データやアンケート等から村独自の推計を立てております。

具体的な数値で申し上げますと、国立社会保障・人口問題研究所及び村独自推計ともに2015年の国勢調査の1211人を基準に推計しておりますが、2045年の推計が国立社会保障・人口問題研究所は421人、村独自推計では1017人を目指すとしています。

直近で行われた2020年国勢調査の数値と比較いたしますと、国立社会保障・人口問題研究所の推計が726人、村の推計が1134人、実際の国勢調査の数値が1306人となっており、両推計を上回った数値で推移をしています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 今の答弁で少し安心をしておりますけれども、仮説として合計特殊出生率や転出超過等がこのまま改善されず推移した場合、本村の産業、インフラ、生活へ

の影響等どのような状況を想定しているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 人口減少問題の将来にわたっての不安という部分については、あの記事を見る限りでは当然抱いたかなと考えております。村としては、村の独自人口推計について、出生率については合計特殊出生率を2030年までに希望出生率の1.59まで上昇させ、社会移動については、社人研の移動率を使用した上で、毎年20から24歳の男性、女性が1名ずつ多く転入する。または転出を抑えたと仮定した。つまり年間社人研データより年間2名多いものとして、2045年の推計を1017人としている推計になっております。そういった多くの不安を解消するために、基本的な政策をしっかりと進めることによって、そういった不安を解消していくということにしております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） ただいまの質問の内容がわかりづらかったのかもしれませんが、人口が仮説として減少していくといった場合に村税の減少ですとか、いろいろなことが起きてくると思うのですが、その中でインフラの整備ができないとか、住民の生活をどのように想定しているのか、どういう問題が出てきてどういう状況を想定しているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 将来を推定するときには悪いパターンと良いパターンと両方あると思いますが、占冠村の現状がどう変化していくかということを見たときに、今の流れで行けば、リゾート事業やリゾート業者含めてどんどんなくなるといった環境推定はできないと思います。そうしたときに税収含めると、

税収の多くはトマムリゾートから上がってくる税収に頼っているという現状です。人口が減少して税金が大幅に減少するということは想定しづらい現状の環境ですから、行政サービス含めて大きく後退をするという推定はしていないのが現状です。過去にリゾートが倒産するという最悪の事態も経験している訳ですから、そういったことのないように、基幹産業をしっかりと守る施策をしながら、今村が推計をしている計画を達成できるように行政政策をしっかりと進めていく考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 2点目の質問です。人口の将来展望を考えたとき現状の分析、地域住民の雇用就労、結婚、出産、子育て、医療等、意識、希望を把握し、目指すべき将来の方向性については「占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略」で4つの基本目標が設定され、それぞれに数値目標が示されていますが、具体的施策を明確に示すべきと思われます。村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 目指すべき方向性についてのご質問ですが、国は地方創生について、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住み良い環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に、第2期総合戦略を策定し、地方創生の動きを更に加速していくとしています。

占冠村においても、人口減少や少子高齢化が懸念され、安定した雇用の確保、新しい人の流れ、出産子育て支援、時代に合った地域づくり等を継続することにより、地域を創生していくことが重要であることから、第2期

占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表し、施策を展開しているところです。

具体的な施策を明示すべきとのご意見でございますが、私の公約や毎年の村政執行方針において、持続可能な地域づくりとして、基幹産業の振興。2つ目として、安全で安心な暮らしを守る地域づくりとして、福祉の充実。3として、未来を託す子どもの環境づくりとして、子育て支援を柱として取り組んでおり、その中で具体的な施策を展開しているところでございます。

とりわけ子育て政策を充実させ、住みたい、住み続けたいと思われる地域づくりを通じて、人口減少の課題と向き合っていきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 例えばですけども、4つの基本目標、それと村長の目指すべき方向性、その点にもう少し具体的に、例えばです。製材工場の誘致、農業の六次産業化の推進、村で就職をする高校・大学生の奨学金を返済免除にする、児童生徒の給食費無償化、空き家バンク登録の露出活用、タイニーハウスを推奨しワーケーション、移住への入り口をするですとか。こういった一つの例ですけども、こういったことを具体的に組み込んで村長の目指すべき持続可能な地域、全ての村民が報われる社会、生まれてよかった、育ってよかった、暮らしてよかった、住み続けたいと思える村づくりを実現するためにも村民の声、希望を聞き反映し、具体的に示していくべきと思いますが、今後どのような方向性で進めていくのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員言われました例えばの項目、何点かありました。正に私も考えていた内容で、一部口にした内容でも

あります。ただ、行政運営、それから優先項目含めて、今やらなければならないことをまず優先させる。つまり多くをやろうとしてもそれだけの財源・財政が伴わなければなかなか実行ができないというのが現状であります。そういった次につながる施策を一つ一つ精査しながら、一歩ずつ、時間のかかる課題も多くあると思いますが、議員おっしゃったいくつかの下地作りはしている状況でありますけども、そういった財政の裏付けのある事業、それから将来展望のある事業を組み込みながら、将来持続可能な地域づくりということで政策展開をしていくということは現状で考えておりますけども、これが将来引き継がれて良い方向に進むことを私も期待をしているという状況です。

○議長（児玉眞澄君） これで、4番、細谷誠君の一般質問を終わります

次に2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 本日大きく4点に分けて質問させていただきます。

まず、1つ目の質問になりますが、村内産業の物価高騰対策について伺います。現在コロナ禍、ウクライナ情勢等による生産資材、燃料価格の高騰、電力料金については6月から更なる値上げの申請が出ており、申請段階では30%というような報道もされてますが、具体的な落としどころは、多少は圧縮あるのかなと思っておりますが、いずれにしろ、かなりの値上げが予想されております。そういった状況のある中で、農業、林業、商工業者に至っては非常に危機的な状況にあります。

昨年度、令和4年については補正等、村長の英断により、たびたび対策打たれ助けております。しかしながら、その状況は今なお続いており、更にこの電力料金という非常に大きなものが30%近いものがアップされると予

想されております。ほぼここはいくのかなと。電力会社の状況から見て、そういった状況の中、営農継続と林業に関して、何らかの施策を打つべきかなと思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員のご質問にお答えをいたします。村内基幹産業の物価高騰対策ということのご質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響、そして燃料費や資材費、飼料等の高騰によりまして農業を取り巻く環境は大変厳しい状況であるとの認識から、村としてもその対策として、農業持続化支援金として、令和2年度でいきますと11戸で330万円、農業経営安定化支援事業として、18戸で239万8千円、化学肥料等高騰支援として、13戸230万円、合計で799万8千円の支援を他地域に先駆けて実施をしてみました。

今後も不安定な経済情勢が続くと予想されておりまして、国において飼料対策に係る動きもありますが、その詳細はまだ明らかになっておりません。国や北海道の営農支援策を村としても積極的に活用をして、限られた財源を検討するとともに、農家の皆様からのご意見を伺いながら対応をしてみたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、林業においても農業と同様に国の地方創生臨時交付金を活用した事業体への経営安定化支援を行ってまいりました。

具体的には、他の商工業者と同様に、占冠村事業継続支援金、占冠村新型コロナウイルス感染拡大防止支援金、占冠村金融支援補助金を交付した他、村内5つの林業事業体に対して、一律10万円の経営支援を行い、昨年12月に完了をしているところです。

さらに、今年度から森林環境譲与税を活用した施策等を行っております。森林施業プランナーが集約化した事業地を対象に実行経費の3分の1、または250万円以内のいずれかの安価な額を補助する占冠地域林業振興事業を行っております。

林業担い手対策事業においては、新規就労者を対象にして、各事業体において実施している技術指導に対して、1日当たり千円を補助しているという状況になっております。

あわせて、新規就労者の賃貸住宅の家賃支援も行っているところであります。その他、労働災害防止と安全対策の推進を目的とした補助をしているという現状であります。

このように林業に対しても、森林環境譲与税を活用した施策を図っておりますが、引き続き効果的な活用を進め林業の振興を図ってまいりたいと考えております。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 関連2つ目、商工業者、村内の商工業で非常に努力されている方々おられます。非常に規模的には小さい規模で、非常に苦勞されて村もいろいろ施策打っておりますが、今村長から答弁いただいた農業者、林業者同様、非常に困窮している現状があり、例えばオール電化の設備なんかを持っているような商工業者であれば、これは相当な影響が出てしまうことを想定されます。そういった中で商工業者に対する支援策を考えておられる部分があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 商工業者に対する支援ということでございます。商工業に至っては新型コロナウイルス感染症の影響は本当に大きかったなという認識でおります。そういった中で現状減少傾向にあるものの、未だ収

束を見込めず長期化しているということで、村内事業者への影響も大変大きいだろうと認識をしているところであります。

商工業者に対する施策はあるかのご質問でございますけれども、これまで物価高騰分も含めた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援として、占冠村新型コロナウイルス感染拡大防止協力金で、10件300万円、4次に渡る占冠村事業継続支援金は、延べ183件、3252万円、占冠村新型コロナウイルス感染拡大防止支援金は、5次に渡り交付し、延べ283件、2599万円、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る占冠村金融支援補助金は3年間で、延べ33件、486万7千円、占冠村商工業経営安定化支援金として、54件、270万円で合計6907万7千円の支援を行ってまいりました。

物価高騰による事業者への影響は私も理解しておりますので、これまで同様、村商工会との連携を密にしながら、国、北海道の動向を注視し、行政の役割を果たしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 2点目の質問にまいります。

会計年度任用職員の待遇改善について伺います。2020年度の地方公務員法の改正により非正規公務員として会計年度任用職員制度が導入されております。ボーナスについてですが、正規職員の場合、期末手当と勤勉手当で構成されております。会計年度任用職員に至っては期末手当として定率の支給となっております。そこで賃金格差是正の観点から、勤勉手当を加味することも必要ではないかと考えますが、村長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 会計年度任用職員の

待遇についてというご質問であります。議員言われるとおり、現行の制度では、原則として会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することはできないこととなっております。また近年の人事院勧告では、手当を増額する場合は勤勉手当を増やし、減額するときは期末手当から減らすという流れが続いていたという状況の中で、村としては正職員に準じた場合、期末手当しか支給されない会計年度任用職員の手当てが減少し続けるという現状の中で、この問題に対応するために昨年ご理解を求めましたが、3月の定例会で会計年度任用職員の期末手当を固定する旨の条例案を上程して、議員の皆様から議決をいただいたところでございます。

国においても、この制度的な問題が認識されておりまして、今年3月3日に、会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給についても可能とする旨の法律案が閣議決定されまして、第211回国会へ提出されました。村としても国の動向に注視しながら、引き続き適切な待遇の確保に努めてまいります。ちなみに同法の施行については令和6年4月1日と伺っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今村長のお話で、国単位の法改正、それから動向についてお話ありました。そこで私は思うのでありますが、非常に本村の会計年度任用職員として働いている方々、パートタイマーそれとフルタイムで働いている方おられるかと思いますが、非常に村民の方々からも非常によくやっておられるという声をよく耳にします。そういったことから、国の法改正の動向もあり、村としてそれを見込んで、少し前向きに取り組んで段取りしておくことが必要ではないかなと。やはり働く者としては、もちろん掛

け声に基づいて動くのですが、やはり励みというものもないと、そういった中で少しでも職員のみならずそういった方々も優秀な人材を本村において働いていただく、こういったことも重要じゃないかと考えますので再度そのへんのお意気込みがあればお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われるとおり、会計年度任用職員について私も一生懸命尽くしていただいていると認識をしているところであります。

先ほども申し上げましたけれども、村として会計年度任用職員だけが不利益というか、大きな不利益を被らないような手立てとして期末手当の固定化を図ってきたところです。従いまして、国が勤勉手当で大幅に、仮にです。上がった時に会計年度任用職員の期末手当を上げようかということも検討されると思います。この際は議会提案の議会決議で手当での決定がされますので、法律で施行になって勤勉手当支給になればそれでオッケーですし、その前にということであれば期末手当の条例改正を提案してご理解いただくということで進めたいなと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 質問3つ目にまいります。

総合センター来場者専用駐車場と3階ベランダ補修について伺います。

まず1つ目、総合センター前駐車場については、特に今現在もそうなんですけれども、冬期間は駐車台数が限られ、利用者の方々から非常に置き場所に苦労すると。場合によっては無くて、よそに置いてきて利用しているんだという声が私のみならず他の議員にも耳に入っております。そういった現状を踏まえ、

来場者専用の駐車場を明確に、ここは外からの来場者の方のスペースということを明確にする必要が利便性の向上の点から、やはり役場等々利用する方、高齢の方もおりますので、若い者ばかりじゃないということからも、転倒等のこともいっぱいリスクありますので必要ではないかなと思いますが、この点について村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 総合センターの駐車場についてのご質問であります。

総合センターの駐車場についてはこれまでも多くのご意見がありましたけれども、村として職員が可能な限り庁舎の裏及び横に駐車することによって、正面駐車場を来庁者の駐車スペースとして利用できるよう努めてまいりました。しかしながら、冬期は降雪状況によりまして駐車場部分における雪の堆積スペースが増加して、排雪するまで駐車スペースが不足する場合がございます。限られたスペースではありますが、駐車場の排雪の回数を増やしたり、庁舎裏における職員の縦列駐車を更に推進する等、関係者の協力を得ながら来庁者の駐車スペースの確保に努めてまいりたいと考えております。

あわせて若干触れたのですが、冬期間は大雪等の状況によりまして駐車スペースが急に減少することがあり、明確に来場者スペースということで場所を区切ることができるか、できないかということを考えますと、大変困難であるという判断をしております。できるだけこまめな排雪に留意するとともに、旧JAの役場側の駐車場の利用等も含めながら、来庁者の駐車スペースの確保に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今村長のお話で非常

に苦勞している現状にあると。役場職員等々もいろいろ知恵を絞り、なるべくそういった来庁者の方々のスペース確保に取り組まれているという現状についてはお話を伺いました。

そこで村長、私思うのでありますが、役場前の駐車スペース。あれ見るとやっぱり冬のことを考えると植栽スペース、あれをやっぱりここで一気に整理してしまっ、若干のお金は掛かりますけれども、やはりそういった利用する方々のことを考えるのであれば、最初にもお話ししましたけれども、来る方のスペースって、やっぱり確保してあげないと、これ第一優先にしないといかんと思うのです。しかしながら今のそういった村長の答弁のような現状があるということであれば、あそこを思い切ってご英断いただき、スパッと整理したらどうかなと思うのです。そうすると除雪も一気に楽になるように、当然1回雪の待避スペースは要りますから、そこは確保しなきゃならないのだけれど、非常にあの部分が冬場ロスになってしまっている。ですから本来ならあそこに置ける台数が相当あるはずなんです。眠ってしまっているんです。夏のことを考えると確かに植栽というのは1つの大きな部分あるのだけれど、ある一定の役割は果たしたのかなと。今こういった車の台数が増える現状を踏まえ、もう一度、その再整理必要かと思うのでありますが村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 駐車場の新たな整備ということでございますけれども、議員おっしゃる花壇撤去。実は内部協議の中でも花壇を撤去する方法もあるよねというお話もありました。総合センターという建物の美化というか環境整備という部分では残した方が良いのかなと。両方の考え方があるのですけれど、

具体的に結論を得た訳ではありません。議員おっしゃった内容も含めて、もっと使い勝手が、冬の状況に対応できる使い勝手の良い駐車場をどうしたらできるのかということも含めて改めて検証しながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 関連2つ目になります。総合センター3階ベランダにつきまして長期間仮補修状態、強度については確保されているだろうと私は思いますが、グリーンシートに覆われている状態が放置されている状態が続いております。そういった現状を見られた村民の方から、私の方に「あれいつ改修終わるんだ」と。私も「正直わからないところあるので改めて確認しますよ」ということで回答しておりますが、確かに私見る中でも、やはりあれは玄関先としては住民の方の意見同様、決して見っとも良いものではないなど。金は当然掛かるだろうが、やはり家というのは、玄関先は重要になってきますから、本改修するべきかなと思いますが村長の考えを伺いたいと。特にこのへんについては外国の方々も迎える占冠村として、どう取り組まれるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員ご指摘の総合センターのカバーの問題、ご指摘の箇所についてでありますけれども、現状、塗料の飛散等を防止するための措置を講じているところであります。役場庁舎については長寿命化の観点から、昨年度は雨漏り及びボイラーの修繕、新年度では雨漏りの影響に伴う会計室、1階相談室、トイレ側正面玄関の補修というように、段階的に修繕を進めてきているところであります。

議員ご指摘の3階のベランダ修繕につきま

しては、高所ということもありまして、高額な予算を必要とする可能性も高いため、最善の修繕方法について調査させていただいている現状でございます。いずれにしても、ご指摘のいただいたとおり、早急な修繕に向けて検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 質問4つ目にまいります。

マイナンバーカード保険証による村内利用用途について伺いたいと思います。マイナンバーカードの保険証については国からの通達により本年3月末を目途に各医療機関はマイナンバーカード保険証の利用環境を整え、4月からの利用開始ということで新聞等々にも広く報道されているところでありますが、本村の取り組み、現状についてどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 保険証機能付きマイナンバーカードによるオンライン資格確認システムの導入につきましては、令和5年4月から原則義務化されることから、本村におきましては、令和4年9月の村議会定例会において導入に必要な経費を予算計上し、現在導入手続等の準備を進めており、年度内の運用を目指しております。

運用開始予定ということで、占冠診療所を3月28日、トマム診療所が3月29日ということで現状予定をしているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 予定通り順調に進んでいるよというようなことだったと思うのですが、あわせて、その利用開始、今村長からは、診療所2箇所について当然歯科診療所も

ありますので、そちらのほうの利用開始も含め住民にどう発信するのかについて伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 住民周知につきましては、村内医療機関における保険証機能付きマイナンバーカードの利用方法についての住民周知をするということで、4月村広報折込、また、村ホームページ、窓口での掲示により行うとともに、国民健康保険被保険者については、各戸に通知をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで2番藤岡幸次君一般質問を終わります。

一般質問中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

占冠村小規模多機能居宅介護施設「とま〜る」のボイラー、給湯機の修繕について伺いをします。前段このボイラー、私の感覚というかイメージでは、家庭内のボイラーでしたら灯油を焚いて水をお湯にするということですが、私実際にこのボイラーを見たのですけれども、屋外に設置しております。このボイラーの名称は「エコキュート」と言われまして、燃料を燃やして水をお湯にするというのではなくて、簡単に言えば大気中の空気の熱をヒートポンプユニット内の熱交換機の冷媒が取り込むようになっているそうです。そして、取り込まれた熱がヒートポンプ内の圧縮機に行って高温になるということです。高温になった冷媒はヒートポンプ内の水

側熱交換機で熱を水に伝えてお湯を作りますということで、原理は燃料を焚いてお湯にするとは違うのですけれどもこの「エコキュート」は結果的に燃料を使わなくてもヒートポンプですとか、それを圧縮機にかけてということで水をお湯にするということのようです。それから仕様で先ほどもこのボイラーは外に設置されて、見る限りではボイラー自体に例えば冬でしたら雪が降るので囲いでもしているのかなと思ったら裸のままなんです。それで仕様書では、設置場所周辺の温度が氷点下になる若しくは予想される場所では各配管に対しヒーターや保温材を巻く等の凍結予防措置をしてくださいとなっております。

質問に移りたいと思います。「とま〜る」のボイラーが2月5日に故障して以来、利用者は「とま〜る」で入浴できず、隣の保健福祉センター「ノンノ」で入浴しています。二つの施設は目と鼻の先のように近いのですが、移動は転倒を防ぐため車椅子を利用される方もおり、想像以上に風呂上りに外に出て移動をするのが辛いと聞いております。中には気を遣って入浴をしない方もいます。付き添いの方も防寒には気を付けているようですが、ヒートショックの心配が頭から離れないと聞いております。冬場にお湯が使えないのは辛いことで、手洗いや調理後の食器洗いにも苦勞をしているようです。

ボイラーを見ますと製造年は2015年と印字されております。そこで今、故障中ということですが、そのボイラーの保証期間がどうなっているのか。それから故障の原因がわかっているのか。そしてメンテナンスは定期的に実施されていたのかまず伺いをしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員のご質問に

お答えをいたします。

「とま〜る」のボイラーのご質問でありますけれども、「とま〜る」のヒートポンプ給湯機の保証期間ですが、メーカー保証期間は3年です。給湯機の耐用年数は7から10年といわれております。給湯機の心臓部分ともいえるヒートポンプユニットが機能しなくなったもので、故障の原因ははっきりしておりませんが、経年劣化と低温が続いていた時期でしたのでこれが考えられるところです。

メンテナンスについては保守対象としておりませんので定期的には実施しておりませんでした。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林 潤君） ただいま保証期間は3年ということですから2015年設置、製造ですから保証の対象にならないということですね。そして耐用年数も7年から10年、2015年から今23年ですから8年経っておりますので耐用年数もかなり良いところなのかなと。そしてヒートポンプユニットの不具合が生じたのか全体的なことはわからないということでした。

村長、今凍結もあって故障に至った原因はわからないのですけれども、凍結もあってそれも何らかの故障と言いますか、動かなくなった原因。確定はできないけれどもそういう意味で答弁されたんでしょうか。確認します。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 凍結というよりは原因がはっきりしていないことを前提に、聞けば経年劣化、耐用年数が10年ですから経年劣化あるいは低温-30℃続きで低温が続いたということで故障したのかなということが考えられますということで、お答えをいただいております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林 潤君） 原因がわからないというのも、これはある意味、精密と言いますか、そういう機械ですし、耐用年数の関係もあるので断定できないというのが十分理解しました。

次の質問で、結局2月5日から今日現在も稼働していない訳でありまして、これからだんだん暖かくはなるのですけれども、「とま〜る」利用される高齢者の方はお風呂も今後使いますので修繕になるのか、村長からも部品の劣化と言いますか、部品だけであればその部品の交換ということもあるのでしょうかけれども、全体的な劣化ということであれば修繕というよりも新しいものにしなきゃならないと思うのですけれども、そしてもし修繕で間に合うのであれば修繕はどのくらいになるのか。もし修繕で対応できなくて新品に取り換えるとなった時にはどのくらいの価格になるのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 修繕についてでありますけれども、議員言われるとおり2月5日に故障をしまして、報告も受けて早急に利用者が居る状況なので修繕をしてほしいということで指示をしたところでございますけれども、なぜここまで延びているかという、ヒートポンプの給湯機での交換修繕を前提に調査検討しておりましたけれども、納品に数か月かかること、それから今後の製造の見通しやメンテナンスの観点、迅速な対応も必要であることから、村としては灯油ボイラーに変更をさせていただくことにしました。修繕の目途ですけれども、これらの課題を整理しながら、できれば令和4年度予算で実施をしたいと考えておりましたが、なかなか灯油ボイラーに至っても納品が年度内の納品が難しい部品があるということですので、

村の会計年度でいけば3月中に納品できないものについては難しいということで、それで急を要するというので、議員の皆様には事前協議をさせてもらう予定でしたけれども、このような理由で4月に専決処分をさせていただきまして、4月に完了することで予定をしたいと現状考えております。

修繕費につきましては、350万円を見込んでおります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林 潤君） 確認になるのですけれども、今故障しているボイラーはもう使わずに新たに灯油を燃料としたボイラーを購入するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われたとおり現状のヒートポンプをやめて灯油ボイラーへ変更をしたいということであります。

木質バイオマス燃料ということも考えておりましたが、やはりこの施設を早急に直さなければならないということで、将来的には、そういった大規模修繕が必要になった時には木質バイオマスなりゼロカーボンの取り組みに沿った対応をする必要があるなど考えてはおりますけれども、現状で早急に利用できる状況を作らなければならないということでこういった判断をさせていただきました。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで、6番、小林潤君の一般質問を終わります。

続いて、1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 最後の質問になりました。よろしくお願いいたします。

質問の1でございます。子育て支援についてお伺いいたします。占冠村での子育て支援は沿線の自治体から比較しましても早くから進んでいてすごいなと思って自慢していると

ころでございます。

例えば18歳までの医療費無料、これは本当に早くから行われているので近年、富良野地方ではやっと18歳まで医療費無料化ということが報道されるようになりましたので、占冠は進んでいるなと思っていますし、保育料無償化も令和3年度から行われていますが、更に子育て支援を進めることでお伺いしたいと思います。

1番の児童・生徒への給食費の無償化。これは私何回か質問させていただいておりますが、なかなか良い回答が得られない状況です。

先ほども細谷議員が質問でこの無償化のこともお話されておりましたけれども、「しますよ」という回答が無かったのを良いことに、もう一度質問させていただくのですが、予算書、決算見ましても不用額というのが結構出ています。そういうのを利用できないかということも質問しておりますが、今後この給食費の無償化について村長の考え方を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをします。

学校給食費の無償化につきましては、平成30年の定例会において当面は緊急性の高い子育て支援策から進めていくとの答弁をさせていただいております。現在、保護者にご負担をいただいている給食費は、令和4年度予算ベースでは約370万円、1か月当たり4500円から5600円程度で、全て食材費に充てられています。その他の給食に係る光熱水費、人件費等は広域連合負担金として本村が負担をしているという現状にあります。また、一定の所得基準を下回る世帯に対しては、生活保護制度による教育扶助や就学援助制度により支援を行っていますので、これらの公費負担に関して財源が確保されていない中での無償

化の実施については慎重に検討をしていく必要があるということから、現在ご負担いただいている保護者の皆様には今後も一定額を負担いただきたいということでもあります。

村全体の優先される子育て施策を見極めながら取り進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 今のお答えですと当分そういう無償化に関しては検討もされないということの回答かなと思ったのですが、村長は住み続けたい村、そういう目標を立て執行されていると思うのですが、これだけ子育てに大変苦慮している今現在の子育て世帯はこの支出に関してはかなりの負担がかかっていると思っております。私達から比べるとずいぶん補助されているなという思いはありますけれども、今現在、生きている子育て世帯は筆舌な状態かなと思っております。優先順位は必ずあるものだとは思っておりますけれども、住み続けていたい村、そして移住しても良いな、この村なら。と思ってもらえる村づくりをするためにもこういうことは優先順位の中に組み込んでいただいて施策していただきたいと思っておりますけれども、再度お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われるとおり、先ほども答弁しましたけれども負担していただいているのは370万円です。かかる経費が2500万かかっております。ですから2130万円程は村が公費で負担をしているという環境になっておりまして、370万だからそれくらいだったらできるんじゃないのと言われますけれども、私としては学校給食のあり方として一部負担をしていただきながら将来にわたってしっかりできる給食を作っていく必要がある

だろうなど。状況に応じては無償化ということも、子育て世帯の施策の中で無償化ということもあると思いますけれども、現状でそれをするかという判断はしていないところであり、道内の自治体で無償化をしているところが15自治体ほどあるのですけれども、今広域圏で給食センターを運営していますので、そういったところとも足並みを揃えながらやるべきかなと考えていたところです。無償化するのであれば一斉にというような広域の中ですね。とは考えておりました。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 今のお答えですと絶望的かなと感じました。広域で一緒にということだと、なかなか踏み込めない状況かなと思いました。今朝の新聞で南富良野町さんは独自でやってらっしゃるのであれですけれども、無償化をというような記事になっておりました。広域でやっているから一緒にというような考え方ですと将来永遠にないのかなと思ってしまいますが、これは村独自で何とかならないのかなと感じてますので再考をお願いしたいと思います。

こういうことだと広域でなんでも行われると独自の施策ができないという思いも働きます。

2番目の保育所に設置されています調理室、去年の総務産業常任委員会での視察の中にこの保育所の調理室、見学させていただいていろいろ指摘されることもあってそれを「こういうふうにしてほしい」、「ああいうふうにしてほしい」ということで要望書を提出しておりますが、その結果を見てどうされるのか村長の考え方を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 最初にさっきの質問

の広域連合との兼ね合いですけれども、首長レベルでは給食費無償にできないかという話はあるんです。それでやるんだったら一緒にという思いがあったものですからそういうお答えをしました。ただその条件が整うかどうかというのはあれなんですけれども、共同でやっているものですから、片っぽでやって片っぽでやらないというのは何て言うんですか、同じ給食組合の同じ児童生徒の保護者の中でも、不公平感というか、そういうものを感じてしまうのではないのかなということで、確かに占冠村だけ先行してということはあろうかと思いますが、現状そういう検討はされているのですけれども、それが結論として出ていないものですから、それらを見極めて村としては判断をしていきたいと思っています。

それで、次の質問でありますけれども、保育所に設置されている調理室の使用でございます。保育所の調理室については当面、給食の提供は考えておりませんが、コロナ禍で実施できていないお料理教室、お料理作りや行事等を中心に利用していただく、あるいは交流コーナーの開放事業で活用する、あるいは栄養指導等にも活用していただきたいと考えております。

給食施設も同時に併設というか併せて作った訳ですけれども、当時0歳児保育も含めて、そういったところまで目指すということで当然、給湯施設、調理施設がないとそこまではないということで先行して給食施設も作らせていただきましたけれども、現状で様々な利用方法考えながら施設利用をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 給食費の無償化は最大の私の公約ですのでずっと続けたいと思

いますが、人口減。先ほども質問に出てましたけれども人口の減と、今年は特に出生率が80万を下回ったよということで占冠は少しずつ小さいお子さんが見られるようになったのでうれしいことだなと思っておりますけれども、そういう方々のこれからの展望として将来、こういうことが行われる占冠に住めるんだというような楽しみがあるような施策をしていただきたいと思いますし、この保育所の調理室、これだけの行事等の云々が毎月行われるのであれば稼働が行われて良いなと思いますけれども、かなり設備投資されていますので常時使えるような施策にしていきたいと思いますのでこれからの検討をよろしくお願いいたします。

では、質問の2に移らせていただきます。

多様性に伴う制度導入についてです。令和3年6月の定例会において、女性や多様性を持った人材の活躍取り組みについて質問しています。その時点では村長、全国的な動向を見ながら導入を検討していきたいということでした。現在、札幌市等人口10万人以上、ほとんどが市ですけれども、「パートナーシップ制度」というものの導入が進められています。旭川もこの間の新聞で検討ということでした。近隣では道でも道営住宅の入居ができるように見直す方針ということでしたけれども、札幌市だけに留まっていない道営住宅は各自治体にある訳でして、これが見直されればこういう制度が受け入れられるのかなと思ったのですが、占冠は道営住宅というものがないなと理解したんですね。それで質問の1ですが、「パートナーシップ制度」今後全国区的な動向を見ながら検討したいということでしたがどんな検討をされているのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 「パートナーシップ

制度」についてのご質問ですけれども、議員言われるように令和3年の6月議会で議員からご質問をいただいた際、性的少数者に関する理解促進活動を進めている一般社団法人のホームページによるパートナーシップ制度導入自治体については全国で74自治体でありますということと、北海道では札幌市のみとされておりました。現状ですね。今同じホームページによりますと、現在全国で少なくとも260自治体、北海道では札幌市、函館市、帯広市、北見市、岩見沢市、苫小牧市、江別市で導入済みとされております。

村といたしましては、同制度の導入は道内でも比較的大規模な都市のみで行われていること、現状パートナーシップの宣誓等を求められる事案もないこと、それから新しい制度の導入にあたっては新たな予算と人員措置等の準備も必要であることから具体的な内容の検討には至っていないというのが現状であります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） では丸っと2年検討されなかったという回答でよろしいでしょうか。検討ということはやっぱり議題に載せるという意味として私達は理解するのですが、検討という答えはそのまま流されると考えてしまいがちになってしまいますので、そのへんのお返事はもう少しこまめに考えていただきたいと思います。

パートナーシップ制度、人件費だ、云々掛かるというのは理解しますけれども、いろんな制度作るのに関しては、このパートナーシップだけではなく、人件費云々掛かるとは思うのですね。いつも思うのですが対象者がいないと動かないではなく、いつでもそういう人が来れるような体制をしていただきたいと思います。というような、私はずっと希望しているのです

が、それがなされていないということ。本当に失望するに限るのですけれども、これからも人件費云々ということで検討もされないということで思ってよろしいんでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 答弁の仕方が悪かったのかもしれませんが、検討していないということではなくて、検討をした結果こういった問題があるねとか、いろいろなものを出した中で現状では具体的にこうしようというのができていないというお答えだったと私は思っているのですね。それも逃げだと言われたらそれまでかもしれませんが、現状そういういろいろな制度によって及ぼす影響等も含めて議論はされていて、それをどう前に進めるかというのが今の現状だご理解いただければと思います。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） なかなか進められないという理解でそう思って良いのかなと思っただのですが違うのですか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 答え方が悪いですね。やれることはやろうという気持ちで議論を前に進めたいということでございます。この制度自体しっかり実際にやっているところもあります。都市部ではやっているの自治体でどういう形になるのか私も想像できませんけれども、前に進めたいという気持ちでいるとご理解いただければと思います。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 聞き方も悪かったのかなと思いましたが、前向きでやっていただけるということです。ただ、意外と期限を切らないとなかなか事が習熟しないのかと思いますので、「いついつまでにこういうことはやる」家を建てるとか云々とかと

いうのでしたらかなりの資金は必要ですけれども、こういう制度設計というのはお金は掛かるのでしようけれども、そんな論外なお金が掛かる訳ではないと思いますので期限付きにしてもう少し前向きに検討していただきたいと思います。

2番目の公営住宅への入居に支障が出てくるため取り組みを進めたいと。その時にも回答をいただいているのですが、これはどのように進捗しているのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 公営住宅の入居にしまして、同性パートナーシップの村営住宅の入居については、他の自治体の状況を見ても、同性パートナーシップ制度の導入には慎重でありまして、住宅への入居を可能とする自治体は限られております。今後も各自治体の状況を注視するとともに、情報収集に努め村営住宅に入居できる対策、体制づくりに前向きに検討してまいりたいと思いますけれども、議員言われるように「いつまでだ」と言われると困るのですけれども、ただ条例、あるいは法律で定められているものから逸脱してやるという訳にはいかないの、どうしても制度自体をしっかり作らないと、なかなか対応できないというのが現状にあるようですから、それらをしっかり進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 周りを見てということと国の法改正とか云々いろいろあるの、しょうけれども、やっている自治体もあるということで、それは村だからできないとか云々の答えにはならないと思いますので積極的に進めるということで考えていただきたいと思いますがよろしいですか。積極的に進めていただきたいと思いますが。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） これは令和３年から議員からのご質問をいただいている案件ですから、しっかり前へ進めるように努力をしてまいりたいと思います。

一部実施されているところは市でそういった制度を作っているものですから入居については許可されているという状況でございますので、それを追加させていただきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって、一般質問を終わります。

ここで少々早めですが、午後１時まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後１時00分

◎日程第４ 議案第25号から日程第10 議案第31号

○議長（児玉眞澄君） 午前に引き続き会議を開きます。議事を続けます。

日程第４、議案第25号、令和４年度占冠村一般会計補正予算第９号の件から日程第10、議案第31号、令和４年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第３号までの件、７件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第25号については、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書81ページをお願いいたします。議案書81ページ。議案第25号、令和４年度占冠村一般会計補正予算第９号についてご説明申し上げます。

令和４年度占冠村一般会計補正予算第９号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億800万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によります。

以下、第１表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

議案書82ページをお願いいたします。

２款、地方譲与税、３項、森林環境贈与税は58万８千円の減額。

10款、１項、地方交付税は7059万１千円の増額。

12款、分担金及び負担金、２項、分担金は33万９千円の増額。

13款、使用料及び手数料、１項、使用料は７千円の増額。

14款、国庫支出金、１項、国庫負担金は104万６千円の減額。

２項、国庫補助金は829万８千円の増額。

15款、道支出金、１項、道負担金は115万円の減額。

２項、道補助金は166万６千円の減額。

３項、委託金は12万１千円の減額でございます。

16款、財産収入、１項、財産運用収入は50万７千円の増額。

２項、財産売払収入は４万円の増額。

17款、１項、寄附金は633万２千円の増額。

18款、１項、繰入金は１億1607万４千円の減額。

20款、諸収入、５項、雑入は10万１千円の増額でございます。

21款、村債、１項、村債は620万円の減額でございます。

以上、歳入における補正額の合計は4000万円の減額でございます。

次に歳出についてご説明いたします。

議案書83ページをお願いいたします。

2 款、総務費、1 項、総務管理費は510万円の増額。

2 項、徴税費は15万円の減額。

4 項、選挙費は10万 1 千円の増額。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費は200万円の減額。

2 項、児童福祉費は895万 9 千円の減額。

4 款、衛生費、1 項、保健衛生費は570万 1 千円の減額。

2 項、清掃費は20万円の増額。

6 款、農林業費、1 項、農業費は2077万 4 千円の減額。

2 項、林業費は641万 1 千円の減額。

7 款、商工費、1 項、商工費は571万円の減額。

8 款、土木費、1 項、道路橋梁費は171万円の増額。

3 項、住宅費は70万円の増額。

4 項、都市計画費は35万円の増額。

10 款、教育費、1 項、教育総務費は391万 6 千円の減額。

2 項、小学校費は94万円の増額。

3 項、中学校費は44万円の増額。

4 項、社会教育費は22万円の減額でございます。

11 款、災害復旧費、1 項、農林業施設災害復旧費は1430万円の増額でございます。

84ページをお願いいたします。

14 款、1 項、職員費は1000万円の減額でございます。

歳出の合計で4000万円の減額となっております。

続きまして、85ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、第 2 表のとおりに合計 3 本の繰越を予定しております。

86ページをお願いいたします。

債務負担行為補正につきましては、第 3 表

のとおり、道の駅自然体感しむかつぶの指定管理料について、期間を令和 5 年度から令和 7 年度まで、限度額を記載のとおりとして追加しようとするものでございます。

87ページをお願いいたします。

地方債の補正につきましては、第 4 表のとおり 3 本の追加及び過疎対策事業債、計 4 本の変更をしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第26号、議案第27号、議案第30号及び議案第31号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書115ページをお願いいたします。議案第26号、令和 4 年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号の提案理由のご説明を申し上げます。

令和 4 年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号は、歳入歳出予算の総額の増減はなく歳入科目の組み換えと、歳出における財源振替をしようとするものでございます。

歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は第 1 表歳入予算補正によります。

118ページ、事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入です。

1 款、1 項、国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税106万 3 千円の減額。

119ページ。3 款、1 項、国庫補助金は56万円の増額。

120ページ。4 款、1 項、道補助金は、保険給付費等交付金97万 8 千円の減額。

121ページ。5 款、1 項、繰入金は、一般会計繰入金は細節内の補正により同額。

122ページ。6 款、1 項、繰越金は141万 4 千円の増額。

123ページ。7款、3項、雑入は、一般被保険者第三者納付金6万7千円の増額でございます。

次に歳出です。

124ページをお願いいたします。

歳出につきましては、124ページから127ページに記載のとおり全て財源振替でございます。以上でございます。

次に129ページをお願いいたします。議案第27号、令和4年度村立診療所特別会計補正予算第3号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案第27号、令和4年度村立診療所特別会計補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8390万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

133ページ、事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入です。

1款、1項、外来収入は、1目、占冠診療所診療報酬収入30万円の減額。

1款、2項、その他の診療収入は、2目、トマム診療所諸検査収入23万8千円の減額。

134ページ。3款、1項、道補助金は、1目、衛生費道補助金20万円の増額。

135ページ。5款、1項、繰越金は、前年度繰越金103万8千円の増額です。

次に歳出です。

136ページです。1款、1項、施設管理費は、2目、占冠診療所管理費、3目、トマム診療所管理費の計で70万円の増額です。以上でございます。

次に161ページをお願いいたします。議案第30号、令和4年度占冠村後期高齢者医療特別

会計補正予算第1号の提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1930万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

165ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入です。

1款、1項、後期高齢者医療保険料は、1目、特別徴収保険料、2目、普通徴収保険料の計で1111万円の増額です。

166ページ。3款、1項、一般会計繰入金は、2目、保険基盤安定繰入金、3目、その他一般会計繰入金の計で80万円の減額。

167ページ。4款、1項、繰越金は、前年度繰越金で28万9千円の増額です。

次に歳出です。168ページをお願いいたします。

2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金は、1目、後期高齢者医療広域連合納付金60万円の増額でございます。以上でございます。

次に議案書169ページをお願いいたします。議案第31号、令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第3号の提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2440万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によりま

す。

173ページをお願いいたします。事項別明細書によりご説明いたします。歳入です。

1 款、1 項、診療収入は、1 目、国民健康保険診療報酬収入から、5 目、自由診療収入の計で48万円の減額です。

174ページ。5 款、1 項、雑入は8万円の増額です。

175ページ。6 款、1 項、道補助金は、1 目、歯科診療所道補助金20万円の増額です。

次に歳出です。176ページをお願いします。

1 款、1 項、施設管理費は1 目、一般管理費は財源振替です。

177ページ。2 款、1 項、医業費は、1 目、医業費で20万円の減額です。

以上、ご提案申し上げます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第28号及び議案第29号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書137ページをお願いいたします。議案第28号、令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1260万円にしようとするものでございます。

議案書142ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入よりご説明申し上げます。

1 款、1 項、使用料、1 目、給水使用料は66万円の増額でございます。

1 款、2 項、手数料、1 目、審査手数料4万1千円の増額でございます。

143ページです。3 款、1 項、繰入金、1 目、一般会計繰入金は140万円の増額でございます。

144ページです。5 款、1 項、雑入、1 目、雑入は9万9千円の増額です。

145ページです。6 款、1 項、村債、1 目、公営企業会計適用債30万円の減額でございます。

146ページです。歳出についてご説明いたします。

1 款、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費は23万円の減額。

147ページです。2 款、1 項、施設管理費、1 目、施設維持費は247万円の増額でございます。

148ページです。4 款、1 項、施設建設費、1 目、新営改良費は34万円の減額でございます。

議案書お戻りいただきまして138ページ、139ページです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書140ページをお願いいたします。地方債の補正です。公営企業会計適用債、補正前の限度額1570万円を1540万円に変更するものでございます。以上で説明を終わります。

続きまして議案書149ページをお願いいたします。議案第29号、令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億560万円に使用とするものでございます。

154ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

2 款、1 項、使用料、1 目、下水道事業、2 目、浄化槽事業の計で1千円の減額。

2 款、2 項、手数料、2 目、浄化槽事業、1千円の減額でございます。

155ページです。4 款、1 項、繰入金、1 目、下水道事業、2 目、浄化槽事業の計で70万円

の減額。

156ページです。5款、1項、繰越金、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業の計で46万3千円の増額でございます。

157ページです。6款、1項、雑入、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業の計で3万9千円の増額。

158ページです。7款、1項、村債、3目、公営企業会計適用債50万円の減額でございます。

159ページです。歳出の説明です。

2款、1項、施設管理費、1目、下水道費、2目、浄化槽費の計で30万円の減額でございます。

160ページです。3款、1項、施設建設費、1目、下水道費は40万円の減額でございます。議案書お戻りいただきまして、150ページ、151ページになります。

補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書152ページです。地方債の補正です。公営企業会計適用債、補正前限度額1270万円を、1220万円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。

質問者はページ数を明らかにし、質疑答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。

まず、議案第25号、令和4年度占冠村一般会計補正予算第9号について質疑を行います。

質疑はありませんか。5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 2点質問させていただきます。

まず94ページの14款、2項、2目、2節の児童福祉国庫補助金内の出産子育て応援交付金、こちらがどういった方が対象になってど

ういった補助内容なのかを伺います。

もう1点、97ページ、17款、1項、ふるさと寄附金の増額ですが、こちらの主力返礼品がどういったものだったのかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 下川議員のご質問にお答えします。94ページ、14

款、2項、2目、民生費国庫補助金、2節、児童福祉費国庫補助金の出産子育て応援交付金の補助内容ということでご質問いただいております。こちらにつきましては、国の補正予算で令和4年度事業として挙げられたものでございます。内容といたしましては、核家族化が進み、地域の繋がりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭も少なく、全ての妊婦子育て家庭が安心して出産、子育てできる環境整備が課題となっております。その中で、子育ての負担感や孤立を相談等を通じて支援していく、また、経済的支援も伴走型の相談支援と一緒に一体的に実施していくという内容になっておりまして、補助といたしましては、令和4年度から対象になっておりますので、令和4年4月1日時点で出産された方まで遡及して給付金を経済的支援として出すものでございます。4年度につきましては、すでにもう出産されている方が多いと思いますので、この方につきましては遡及として10万円一律として支給します。5年度以降につきましては妊娠期面談により面談後に5万円、出産後に5万円という面談を行いながら経済的支援を行っていく内容でございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡 卓君） 議案書97ページ、ふるさと寄附金の主力返礼品ということのご質問でございますけれども、こちらについてはメープルシロップ、それからトラベル

クーポンとトマムスキー場のレギュラーシーズン券、それに加えて今年度新たに返礼品に加えましたトマムスキー場の一日券、こちらが今年度返礼品として新たに加えておりまして、そちらの増額が結構あったということになっております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○５番（下川園子君） ふるさと寄附金のトマムリゾートの一日券が増えてきたということですが、その一日券に限っては件数でどのくらいか出ていれば伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡 卓君） トマムのリフト券の件数につきましては２月末時点の数字で71件という数字になっております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第25号、令和４年度占冠村一般会計補正予算第９号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決しました。

次に議案第26号、令和４年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第４号について

の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第26号、令和４年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第４号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、令和４年度村立診療所特別会計補正予算第３号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第27号、令和４年度村立診療所特別会計補正予算第３号の件を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第28号、令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第3号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 147ページ、2款、管理費、1項、1目、施設維持費の修繕料の197万円の増額の件ですが、どこを修理するのか。最近水道管が破裂しました、老朽化が進んでいますといういろいろなところで水漏れが発生していますけども、そういう関係の修繕も入っているのかどうかお聞きします。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。修繕料ですけれども、今回の修繕料はそのような水道管の修繕は入っておりません。上トナム浄水場の流量計の変換機というものがございまして、その修繕と同じく上トナム浄水場の水質検査計器であります濁度計の修繕でございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第28号、令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議

ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

続いて議案第29号、令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第3号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第29号、令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、令和4年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第30号、令和4年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決しました。

続いて、議案第31号、令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第1号についての質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第31号、令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣言

○議長(児玉眞澄君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月29日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員 小 林 潤

占冠村議会議員 大 谷 元 江

令和5年第1回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和5年3月8日（水曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第1		令和5年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第2	議案第1号	指定管理者を指定することについて
日程第3	議案第2号	占冠村個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて
日程第4	議案第3号	占冠村情報公開・個人情報保護審査会条例を制定することについて
日程第5	議案第4号	占冠村職員の高齢者部分休業に関する条例を制定することについて
日程第6	議案第5号	占冠村ふるさと納税・地方創生基金条例を制定することについて
日程第7	議案第6号	占冠村情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第8	議案第7号	占冠村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第9	議案第8号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第10	議案第9号	占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第11	議案第10号	職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第12	議案第11号	学校職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第13	議案第12号	占冠村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第14	議案第13号	占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第15	議案第14号	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第16	議案第15号	学校職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第17	議案第16号	占冠村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第18	議案第17号	占冠村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第19	議案第18号	占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定することについて

		いて
日程第20	議案第19号	道の駅自然体感しむかつぶの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第21	議案第20号	占冠村物産館設置条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第22	議案第21号	占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第23	議案第22号	占冠村むらびと条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第24	議案第23号	占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第25	議案第24号	占冠村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第26	議案第32号	令和5年度占冠村一般会計予算
日程第27	議案第33号	令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算
日程第28	議案第34号	令和5年度村立診療所特別会計予算
日程第29	議案第35号	令和5年度占冠村簡易水道事業特別会計予算
日程第30	議案第36号	令和5年度占冠村公共下水道事業特別会計予算
日程第31	議案第37号	令和5年度占冠村介護保険特別会計予算
日程第32	議案第38号	令和5年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算
日程第33	議案第39号	令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算

○出席議員（7人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君			

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	小尾雅彦	林業振興室長	杉村政彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	木村恭美	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	野原大樹
職員厚生担当係長	坂本龍哉	財務担当主幹	鈴木智宏

税 務 担 当 主 幹	佐々木 智 猛	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商 工 観 光 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕	広 報 統 計 担 当 係 長	大 谷 淳 貴
地 域 振 興 対 策 室 主 幹	松 永 真 里	農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二
林 業 振 興 室 主 幹	高 桑 浩	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
環 境 衛 生 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一	土 木 担 当 係 長	中 島 辰 男
戸 籍 担 当 主 幹	佐久間 敦	国 保 医 療 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広
保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子	村 立 占 冠 診 療 所 主 幹	橘 佳 則
社 会 福 祉 担 当 主 査	川 口 晃 平	介 護 担 当 主 幹	細 川 明 美
子 育 て 支 援 室 主 幹	森 田 梅 代		
(教育委員会)			
教 育 長	多 田 淳 史	教 育 次 長	平 川 満 彦
社 会 教 育 担 当 主 幹	上 島 早 苗	学 校 教 育 担 当 主 幹	後 藤 義 和
(農業委員会)			
会 長	安 田 堅 吾	事 務 局 長	小 尾 雅 彦
(選挙管理委員会)			
書 記 長	三 浦 康 幸		
(監査委員)			
監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	下 川 園 子
事 務 局 長	岡 崎 至 可		

○出席事務局職員

事 務 局 長	岡 崎 至 可	事 務 補	三ツ谷 陸 翔
---------	---------	-------	---------

開会 午前10時

◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は、7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 村政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、令和5年度村政執行方針を議題とします。

村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 令和5年度村政執行方針について申し上げます。別冊の村政執行方針をご覧くださいと思います。

I、はじめに。令和5年第1回占冠村議会議定例会の開会にあたり、村政執行に対する基本的な考えを申し上げ、議員各位をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新たな対策方針が示されている新型コロナウイルス感染症は、3年間にわたり地域経済活動をはじめ、住民生活や地域コミュニティなどに大きな影響を与えてきました。

占冠村においても感染拡大が懸念される状況もありましたが、対策方針に基づき村民の皆様のご理解とご協力で乗り越え、新たな生活様式でコロナ後の社会を展望しながら進めてまいりました村政運営に対しご支援いただきましたことに感謝を申し上げます。

国においては感染法上の位置づけを季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に変更する対応を決定しており、今後、コロナ後を

見据えた政策課題を進めるにあたっては、越えなければならない課題は多くありますが、移行後の感染症対策、経済基盤の整備、人的資源の確保、自主財源の確保などを考慮した政策展開が必要ではないかと考えています。様々な機会を通じ皆様からのご意見やご助言をお聞きし、より良い方向へ向かうため努力してまいります。

占冠村を取り巻く情勢は、国際的な緊張関係が続き、円安、エネルギー不足、原材料の高騰、医療費や光熱水費の負担増加など経済的にはマイナスの状況であり、様々な分野で物価高に陥り住民生活は大変厳しい状況となっているのが現状であります。

そうした中、公共の果たすべき役割は大きいと思います。国の予算配分は地方交付税で前年並みに確保される見通しですが、多くの政策課題に対応する新たな財源確保が必要となります。

財政運営も難しい状況になることが予想されますが、必要なところへ予算配分し、効率化を図りつつ財政の健全性を保ってまいります。

以下、令和5年度の主要な施策について、その概要を申し上げます。

II、村政執行の基本方針。村政執行の基本政策として、大きく3本の公約を掲げさせていただき、大きく前進したことや不十分なことがある中で、政策実現のため鋭意努力を継続しているところであります。

行政推進には課題解決のための継続性と、現状把握による見直し、情報発信が必要であると考えております。

最大限の行政サービスを享受できる安全で安心して暮らしやすい生活が実現できるよう挑んでまいります。

次の事項を柱として、進めることにご理解

とご協力をお願いいたします。

第1、持続可能な地域づくり。新型コロナウイルス感染症は、地域コミュニティに影響を与え住民生活や地域経済などが大きく変化しました。

一方で、特性を生かした地域づくりを進め、農業、林業、観光業の基幹産業を中心として、コロナ後を見据えた経済循環が図られる取組が必要であります。

農林業対策を考えると、新たな農業者が様々な形で営農を行っている現状や、新規就農を希望する方が実習し営農をはじめようとしています。地域農業者との融合を図り、大きな可能性を引き出せるよう、本村の農業に必要な支援をしてまいります。

林業では、森林資源の経済循環が図られる林業六次産業化の取組や、森林環境譲与税を有効に活用した林業事業体の育成支援、雇用環境の支援を行い、持続可能な森林づくりに向け取り組みます。

また、昨年宣言した「ゼロカーボンシティ占冠宣言」において重要な要素となる森林整備を進め、炭素吸収量の拡大を図るとともに再生可能エネルギーの活用を進めます。

観光業では、コロナ禍でトマムリゾートを中心に関連事業者の経済活動が停滞しておりましたが、昨年からの観光需要が活発化し元の状況に戻りつつあります。新たな需要に応えるために必要な支援を行ってまいります。

一方で、政策課題に取り組むためには財源が必要となることから、宿泊税については引き続き関係機関や関係者との調整を図り、早期に実施できるよう国や北海道との調整を進めます。

第2、安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。村民が安全で安心して暮らすためには、道路や上下水道などの社会資本インフラをは

じめ、社会生活に配慮した地域医療の充実や福祉施策の拡充、高齢化社会が進む中での介護支援、急病に対応できる救急医療、地域交通体系の確保など、住民ニーズに即した行政サービスが必要不可欠であり、住民の要請に応えるため努めてまいります。

5類感染症移行後の新型コロナウイルスワクチン接種について不安を感じている方も多いと思いますが、国が示す公費負担での接種により希望者へのワクチン接種ができるよう進めます。

また、あらゆる災害に対応できる地域防災力を高めることで、頻発する様々な自然災害に対処できるよう環境整備を図ります。

併せて、地域協働ボランティア活動など人々が地域で支え合う社会づくりが進んでいますので支援をしてまいります。

道東自動車道トマム・占冠インターチェンジ間の4車線化工事が始まりますが、住民の皆様への情報提供や説明会などの場を設け、安心・安全に配慮するよう努めてまいります。

第3、未来を託す子どもの環境づくり。子どもたちが元気で健全に育つ環境をつくることにより、安心して子育てができる地域、定住意識が高くなる地域、人が集まり活気が生まれる地域を創造することは、持続可能な地域づくりとなる要因のひとつであります。

子育て支援の柱としてきた占冠・トマム保育所の新改築も終わり、今年度から1歳児保育を始めます。

子育て環境をしっかりと確保し、多くの方が社会参加できる環境をつくるため、これまでも進めてきた医療費助成や周産期医療、母子保健など、総合的に乳幼児から中等教育までの子育て環境整備が必要であり、支援制度の拡充にも努めてまいります。

学校教育においては、学習支援員の増員、

GIGAスクール構想によるICT教育の充実、公設塾の継続など、村で教育を受けたいと思える特色ある教育環境づくりをめざします。

また、アスペン市との姉妹都市交流や短期交換留学、平和の村宣言に基づく平和教育も引き続き取り進めてまいります。

Ⅲ、主な施策。第1、持続可能な地域づくり。1、未来を拓く村政。(1)地方自治・地方創生の推進。地方自治・地方創生を推進していくためには、財源を継続的かつ安定的に確保することが重要です。宿泊税や企業版ふるさと納税など自主財源確保に向けた準備を進め、魅力ある村づくりにつなげてまいります。

また、マイナンバーカードなど国が進めるデジタル化については、村が保有するシステムや業務の現状を考慮しながら整備を進め、住民のニーズに合ったサービスを享受できる環境づくりに努めてまいります。

(2)新型コロナウイルス対策。令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されてから3年が経過しました。国では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを5類感染症とすることを決定し、特段の事情が生じない限り5月8日から移行することとしております。位置づけの変更に伴い、医療提供体制や基本的な感染対策などの見直しが進められていることから、住民への周知に努め、住民の安全・安心の確保に向け、必要な対策に取り組んでまいります。

ワクチン接種につきましては、重症者を減らすことを第一の目的とし、令和5年度は公費負担で実施することが検討されていることから、接種方針に基づき接種体制を整えてまいります。

(3)ゼロカーボンの推進。「ゼロカーボンシティ占冠宣言」を実効性のあるものとするため、ゼロカーボンに向けた庁内プロジェクト

チームでの検討や住民への普及啓発、意識醸成に努めてまいります。

また、北海道大学大学院環境科学院との連携協定に基づき開催したふるさと教育推進授業を継続し、SDGsなど環境教育を進めてまいります。

(4)国際交流事業。本年1月にアスペン市を訪問し、姉妹都市提携30周年記念事業への招待状を手交してまいりました。その際、アスペン市姉妹都市委員会から要請を受け、双方代表団を派遣することが確認されました。

10月に本村において記念事業を開催し、姉妹都市提携30周年をお祝いするとともに、来年1月には代表団を派遣し、姉妹都市交流の更なる発展につなげてまいります。

2、経済循環が図られる基幹産業の振興。

(1)農業。①酪農・畜産。広域串内牧場内の哺育・育成センターの本格的な運用により、酪農家の経営安定化や労働力の軽減が期待されますが、飼料価格及び化学肥料の高騰により、営農経費の増加が続いています。引き続き輸入飼料の依存度を軽減し、自給飼料の生産基盤強化を図るため、道営草地畜産基盤整備事業による草地更新及び造成により、安定した畜産物の生産を支援します。

また、エゾシカ・ヒグマによる鳥獣被害を受けた飼料作物・畑作物を対象に侵入防止柵の設置を補助事業により実施します。今後も鳥獣捕獲に猟友会の協力を得て、酪農畜産農家の経営安定化を図るため事業を継続してまいります。

②畑作振興。水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う畑地化は、昨年51haを転換しましたが、全体の約25%にとどまりました。今年度中に残り全面積が転換されるよう、耕作者及び土地所有者への説明を丁寧に行ってまいります。

また、農業振興事業及び中山間直接支払交付金事業により、農家の生産基盤強化や農村の課題解決に向けた支援を継続してまいります。

農業経営研究会が実施する農作物の消費拡大イベントを後援し、地元食材のPRや日曜朝市、夕市での野菜販売を継続することで、食の安全や地産地消の取組を支援してまいります。

③担い手対策。新規就農者支援として、4月から肉用牛繁殖経営を開始する1名と園芸作物の継続実習者1名を支援します。新規就農希望者の受け入れ態勢や経営の安定に向けて、新規就農者等支援対策事業を活用し、定着支援を行います。

農業経営基盤強化促進法の改正により、目標地図を含めた「地域計画」の作成が求められ、担い手を中心に10年後の農地利用を議論して決めることとなりました。高齢化に伴う離農や後継者不在の農地をどのように活用するかを議論し、農業委員会等で農地維持に向けた議論を集約して、新規就農者の受入れや集落営農体制の構築を検討してまいります。

(2)林業。①村有林の管理・経営。村有林の管理・経営は、「占冠村森林整備計画」に基づき進めてまいります。

特に、脱炭素社会を推し進めるため森林吸収源対策の主体となる森林の適切な保全・整備に取り組みます。

②私有林の育成支援。森林所有者の負担軽減を図るため、「民有林育成促進対策事業」等の助成を引き続き実施いたします。

また、森林資源の若返りと高性能林業機械化の促進を目的に森林施業プランナーが施業地を集約化する「占冠地域林業振興事業」を実施してまいります。

③林業事業体への支援。森林環境譲与税を

活用し、林業事業体の後継者育成と労働安全の向上を目的とした「林業担い手対策事業」及び「林業労働安全推進事業」を引き続き実施してまいります。

④林業の六次産業化。メープルシロップ及び薪の生産・販売事業については、商品価値を一層高める取組を進めてまいります。

なお、今後も事業実施に際して必要な支援を継続いたしますが、経営課題もあることから、円滑な事業実施体制の確立や将来的な起業を視野に入れた検討・協議を行ってまいります。

(3)商工・観光・労働。①商工振興。コロナ禍による大きな社会変動のうねりの中、人流の持ち直しが見えてきており、地域経済の回復が期待されております。

国・北海道などの経済対策に注視するとともに、村商工会と連携し、人材育成支援事業や雇用支援事業など地域企業振興条例に基づく商工振興対策を進めてまいります。

②観光振興。道の駅や湯の沢温泉などの観光振興施設については、施設の老朽化も見られることから必要な改修を行うとともに、指定管理者をはじめ関係者と連携し、利用促進と顧客満足度向上に努めます。

また、村の経済において重要な役割を担っているトマムリゾートとの定期協議を継続し、リゾート振興と一体的に従業員等の移住・定住を推進してまいります。

占冠村の森の恵みや自然環境を活用した体験型観光を推進するため、赤岩青巖峡や双民館の環境整備を継続してまいります。

③労働。労働者の生活の向上と働きやすい職場環境づくりを支援するため、富良野広域圏通年雇用促進協議会など関係機関と連携を深めるとともに、労働相談員の配置や占冠村勤労者生活資金貸付制度を継続してまいりま

す。

3、地域特性を生かした集落対策、移住・定住・関係人口の拡大。(1)移住・定住。マイホーム奨励事業により個人住宅の取得を促進するほか、民間賃貸共同住宅等建設促進制度により、民間賃貸共同住宅の建設を推進してまいります。

(2)しむかつぷ・村づくり寄附金。事業者の協力による返礼品の拡大、受付の工夫などにより新規寄附者やリピーターを獲得し寄附額の増加につながっております。

今後も様々な工夫を凝らし、占冠応援団の獲得を図るとともに、企業版ふるさと納税制度の活用も視野に入れながら地域振興につなげてまいります。

第2、安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。1、暮らしの基盤づくり。(1)道路。道路施設は、産業・経済活動の基盤であり、通勤や通学・買物など生活をする上でも必要不可欠なものであります。

安全で円滑な交通確保のため、道路の補修や維持管理に努めるとともに、今年度は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、2橋の橋梁補修工事を実施してまいります。

(2)村営住宅。村営住宅につきましては、長期にわたって良好な状態で居住できるよう改修工事や維持管理を実施し、快適性や安全性に配慮した住宅環境に努めてまいります。

(3)上下水道。簡易水道事業は、各施設の適切な維持管理を行い、安定的な水道水の供給に努めてまいります。

下水道事業は、施設の計画的な更新、改修を進めるため、ストックマネジメント計画の策定に向けた準備を進めてまいります。

また、令和6年度の公営企業会計移行に向けて、引き続き準備を進めてまいります。

(4)環境衛生。ごみ処理につきましては、ご

み分別の徹底と減量化の啓発、資源物及び使用済小型家電のリサイクル体制に努め、再資源化と有効活用を推進し、ごみの減量化を図ってまいります。

また、最終処分場は延命のため減容化が必要であります。このことから、直接搬入の多量埋立ごみは、今年度より処理手数料を徴収してまいります。

(5)地域交通。地域交通は、通学、通院等、村民の身近な移動手段であることからその運行と安全管理に努めるとともに、利便性や効率性を検討しながら、現状に即した持続可能な交通体系の確立を図ってまいります。

道東道4車線化工事に伴うPR館開設に向けた準備を進めるほか、工事に伴う地域住民の生活に不安を与えることのないよう、関係者と協議してまいります。

また、JR根室線（富良野～新得間）の存廃については、村民に不利益が生じることの無いよう、引き続き関係者との協議を進めてまいります。

(6)地域協働への取組。有償ボランティア団体「ファミリーサポートセンター・しむかつぷ」は、地域の困りごとを解決し、「地域協働」に取り組み、活力を生み出す大きな存在です。引き続き事業に対し活動の支援と補助を行ってまいります。

また、住民の自主的な活動を支援する住民活動推進事業により、協働による村づくりを推進します。

(7)防災対策。自主防災組織の設置支援及び各避難所への備蓄物資の計画的な配置を進めます。また、今後も感染症対策に配慮した防災訓練や、避難所の運営方法等の改善に向けて検討を進めてまいります。

2、地域医療の充実と住民ニーズに即した福祉施策。(1)高齢者福祉。個別ケア会議の

回数を増やし、高齢者等が抱える課題への対応について地域包括支援センター機能を生かし、占冠村社会福祉協議会やリハビリ専門職など、関係機関と連携しながらサービスの提供に努め、地域包括ケアシステム構築の充実に努めてまいります。

小規模多機能型居宅介護施設「とま〜る」については、指定管理者と協議しながら持続可能な施設運営に努めてまいります。

(2)地域福祉・障がい者福祉。一人ひとりが尊重され、地域で安心して暮らせるよう行政区や民生委員児童委員のほか、各種団体、地域住民との連携を深め協力しながら、相談支援をはじめ、各種福祉サービスを継続してまいります。

(3)保健・医療。①保健予防。住民健診や保健師・管理栄養士による保健指導を推進し、住民一人ひとりの健康意識の向上を図り、住民の健康づくりに努めてまいります。

また、各種がん検診や定期予防接種を実施し、健康維持を図るとともに、18歳までの子育て世帯への医療費の無償化などの医療費助成を継続し、負担の軽減を図ってまいります。

②母子保健。母子保健につきましては、出産し、安心して子育てができるよう、妊産婦健康診査費用や交通費等の助成、産後ケア事業の実施、新生児聴覚検査費用助成、3歳児健診における屈折検査を継続するとともに発達に応じた各種健診を実施してまいります。

③国民健康保険事業。国民健康保険事業につきましては、医療給付費の動向を見据え、納付額に見合った歳入の確保に努めるとともに、特定健康診査や特定保健指導の実施により生活習慣病の重症化予防と改善を図り、医療費の抑制に努め、健全で安定的な国保運営に努めてまいります。

④村立診療所。村立診療所及び歯科診療所

については、村民が安心して暮らし続けられるよう、引き続き地域医療提供体制の確保に努めてまいります。

第3、未来を託す子どもの環境づくり。1、子育て支援の拡充と1歳児保育の実現。子育て支援に係る施策については、「1歳児保育事業」を新たに実施するとともに、保育料についても1歳児まで無償の範囲を拡大し、保護者の負担軽減を図り、安全で安心な保育環境の構築に努めてまいります。「子育て応援事業」も継続し、子育て世帯が社会活動に参加しやすい環境づくりを進めてまいります。

また、子育て世代包括支援センターにおいて、すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように「伴走型相談支援」及び「経済的支援」を継続してまいります。

2、学習環境の整備。児童生徒の学びの保障の観点等に留意し、きめ細かな指導と多様化・複雑化する課題に適切に対応するため、特別支援教育支援員や学習支援員等の配置を支援するとともに、各学校の保健室に冷房設備を設置し学習環境の改善を図ってまいります。

3、特色ある教育。本村の特色ある教育として推進していますアスペン市との短期交換留学、平和体験学習は、コロナ禍の制限の下ではありますが、受入・派遣事業等を実施いたしました。

今年度においても、国際理解教育と国際平和を希求する心を育む教育を推進するため、その活動の支援を継続してまいります。

IV、行財政の概要。第1、行財政の運営。今年度も、「歳入に見合った歳出」を基本としながら予算編成を進めてまいりました。しかし、村内施設の老朽化への対応など多額の資金を要する必要性・緊急性の高い事業も多く、財源不足については基金等の取り崩しに

より対応してきており、基金の減少も課題となっています。

今年度においても、住民生活に不可欠な事業や必要性、緊急性の高い事業については優先的に実施するとともに、各種補助金や有利な起債の活用を更に検討し、財源確保を基本としながら進めてまいります。

また、限られた職員数で必要な行政サービスを維持継続していくためには、職員一人ひとりの能力向上が必要不可欠であることから、積極的な人材育成にも努めてまいります。

第2、令和5年度の一般会計、特別会計の概要。令和5年度占冠村一般会計及び各特別会計予算案の概要を申し上げます。

提案いたします予算規模は、一般会計26億5900万円。国民健康保険事業特別会計1億4660万円。村立診療所特別会計8380万円。簡易水道事業特別会計1億1080万円。公共下水道事業特別会計1億1260万円。介護保険特別会計1億3100万円。後期高齢者医療特別会計2010万円。歯科診療所事業特別会計2270万円。8会計合わせて32億8660万円です。

前年度と比較しますと、一般会計4000万円、1.53%の増。特別会計2710万円、4.51%の増であり、全体で6710万円、前年比2.08%の増額となっております。

本年度の予算編成の考え方としては、「骨太の方針」と国の地方財政計画を参考としながら、地方交付税の若干の増額と、道路メンテナンス事業による国庫補助金の増額等に鑑み、一般会計は前年比1.53%の増額で計上しております。

歳出においては、道の駅屋根防水工事など、必要かつ緊急性の高い事業を選択し、引き続き新規普通建設事業等の抑制に留意しながら、財政調整基金及び特定目的基金の繰入金により財源不足に対する補完を行っております。

歳入の村税は、昨年度の実績等を考慮し、前年比3.39%の増額を予定しております。地方交付税は、普通交付税が5.36%の増額、特別交付税は前年同額で計上しております。繰入金は、財政調整基金1億926万7千円、特定目的基金2億6100万1千円の繰入れで5.01%の減額計上としております。

村債は、国の地方財政計画に基づく臨時財政対策債の減少などから、前年比20.24%の減額となっています。

歳出を性質別にみますと、それぞれ人件費0.31%、物件費6.91%、維持補修費21.91%、扶助費13.55%、補助費等1.22%、公債費4.44%、繰出金7.83%の増額となっております。

令和5年度末見込みの基金残高は、財政調整基金1億547万9千円、特定目的基金は、1億8032万5千円を見込み、引き続き基金への積立を図り、自主財源の確保に努めてまいります。特別会計については、国民健康保険事業特別会計5.70%、村立診療所特別会計3.33%、簡易水道事業特別会計1.00%、公共下水道事業特別会計8.17%、介護保険特別会計3.80%、後期高齢者医療特別会計7.49%、歯科診療所事業特別会計3.18%の増額となっています。

特別会計においても、所要の経費の削減を図りながら、基金への積立を行い、健全な事業運営を進めてまいります。

V、むすびに。以上、令和5年度の村政執行にあたりまして、基本方針並びに主な施策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症も新たなステージに入り、次の時代へと進む大事な1年となりますが、様々な課題を乗り越え住民生活を取り戻し、持続可能な地域づくりの第一歩となることを願い努力してまいります。

私自身は、住民の皆様にお約束したことを着実に前へ進め、地域を発展させることをめざし、新たな達成目標に向かって、今後も村づくりを進め、議会、村民の皆様とともに情報を共有し、行政運営を行ってまいります。

むすびに、すべての村民が報われる社会をめざし、「生まれて良かった」「育ってよかった」「暮らしてよかった」そして住み続けたいと思える村づくりのため、これからも努力してまいります。

村議会議員の皆様並びに村民の皆様の、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月7日。占冠村長、田中正治。

◎日程第1 教育行政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 続いて教育長から令和5年度教育行政執行方針について説明を求めます。教育長。

○教育長（多田淳史君） 令和5年度教育行政執行方針について申し上げます。

I、はじめに。新型コロナウイルス感染症が長期化し、社会のあり方そのものが過去の時代との連続性に乏しく、従来の知識や経験だけでは、答えをみつけることが難しい現在にあって、政府は、新型コロナウイルス感染症を「5類」に移行する方針を決定しました。

この3年間、学校教育では、この予測困難な状況の中で、学習指導要領にある「目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出す資質・能力の育成」に努めてきました。

社会教育においても、直接に村民が集い、互いに学びあって地域活性化に寄与してきた活動が制限される中で、数少ない活動への積

極的な参加を促し、村民の心と体の健康不安の解消に努めてきました。

5類への移行により、本村の教育環境が劇的に変化することは、難しいですが、村長部局や関係機関との連携を深めながら、子どもも大人も学びを通じて輝くことができる生涯学習の教育環境を充実させるため、所管する施策を着実に執行してまいります。

II、学校教育の充実。児童生徒が生きていくうえで必要な資質・能力を確実に身に付けるため、子どもたち一人一人の学びの課程を重視しながら、ICTを効果的に活用した学習指導を通じて、主体的・対話的で深い学びを実践し、さらには、地域の一員としての自覚を高めるふるさと教育を推進してまいります。

(1)学力向上の推進。児童生徒が確かな学力を身に付け、一人一人の学びを充実させるため、学校においては、教員の専門性と実践的指導力を高め、児童生徒が主体となり学びあう授業を構築できるように、授業改善のための各種研修会、研究会等への積極的な参加を促しながら、教員の資質・能力の向上に努めます。

また、全国学力・学習状況調査の結果の把握と分析を進め、指導方法・授業の工夫・改善に努めます。

家庭においては、家庭学習の習慣化、定着化に向けて、タブレット端末やデジタル教材を積極的に活用するとともに、公設塾ステップアップサポートゼミによる放課後学習支援を継続し、学習習慣の定着化を図りながら、学校・家庭・地域が一体となった、学力向上の取り組みを進めてまいります。

(2)豊かな心と健やかな体を育む教育の推進。ふるさとへの愛着と誇りを育み、将来の担い手としての力や地域への貢献意欲の育成を図るため、地域の自然、文化財、産業や人材な

どの教育資源を積極的に活用した、ふるさと教育を推進してまいります。

また、子どもたちが健やかに生きていくために全国体力・運動能力等調査結果の分析と実態把握に基づいた体力向上活動支援、保護者や学校保健委員会と連携した基本的な生活習慣の定着と食育の充実など健康教育を推進してまいります。

部活動の地域移行に関しましては、生徒の望ましい成長のために、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域事情に応じた活動の最適化を図り、体験格差を解消するため、北海道の推進計画などに基づき、村内各団体、近隣自治体と連携を図りながら、本村の抱える課題や地域の実情、意向等を踏まえた検討をしてまいります。

(3)情報活用能力の育成と国際理解教育の推進。GIGAスクール構想による通信環境・生徒一人1台端末の整備が完了し、これらの設備を最大限に活用した、授業・家庭学習を実施しているところですが、学習者用デジタル教科書の導入などにより、ICT活用能力の育成や教育の質の向上に取り組んでまいります。

国際理解教育については、今年度実施される、アスペン市との姉妹都市提携記念行事を機にその認識を高めるとともに、小・中学校の英語連携において中学校英語教諭と外国語指導助手の協力体制を構築しながら、小・中学校における外国語活動及び外国語科の指導の充実を図り、国際理解教育を推進してまいります。

(4)義務教育学校・小中一貫校の充実。義務教育学校「トマム学校」は、義務教育9年間の学びの連続性・系統性に基づいた学校運営を実施しながら、家庭、地域との信頼関係を深め、地域資源を活用したより深い教育に取り組んでまいります。

小中一貫校として取り組みを進めている占冠中央小学校と占冠中学校は、専門的な指導による教科の連続性と、質の高い授業を行うための相互乗り入れによる小中連携を継続し、教員相互の共通理解を一層深めるため、その取り組みを支援してまいります。

また、地域住民の皆さんの理解と協力を得るため、小中合同行事等を実施しながら小中一貫教育に対する理解を深めてまいります。

(5)特別支援教育の充実。本村が独自の支援体制として配置している、特別支援教育支援員の適切な配置により、引続き一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うとともに、医療・福祉等の関係機関との連携により、就学前からの継続的な教育支援に努めてまいります。

(6)教育環境の整備と充実。教職員が健康で働きがいをもって職務に精励し、教育活動に専念するため学校における働き方改革を推進します。

また、教職員の在校時間の客観的な計測・記録により時間外在校時間の適切な把握・分析を行い、住民への公表を行います。

学校施設における環境整備では、引き続き計画的な改修整備を実施しながら、新たに保健室へのエアコンの設置を計画し、学校施設の環境改善に取り組んでまいります。

Ⅲ、社会教育の充実。村民一人一人が自発的で主体的な担い手となり、地域づくりに参画できる環境を整えるため、占冠村第8次社会教育中期計画の基本目標に基づき、各世代の村民が充実した社会教育に取り組んでまいります。

また、今年度は、清流大学の開校30周年の年でもありますので、記念行事の開催に向けて関係者が力を合わせて、取り組んでまいります。

(1)家庭教育の充実。すべての教育の出発点となる、家庭教育を充実させるため、学校支援地域本部、子ども会などの関係機関と連携・協力をしながら地域全体で親と子の育ちを支援してまいります。

また、放課後事業として実施している、「放課後キッズスペース」「放課後見守り事業」「ステップアップサポートゼミ」は、引き続き運営を継続し、学びの機会と子育て支援の充実に努めてまいります。

(2)生涯学習活動の充実。将来のむらづくりを担う子どもたち、村民の皆さんが心豊かに学び続けることができるよう、多様な学習機会の充実、人材育成等、関係機関と連携し取り組んでまいります。

また、開校30年を迎える清流大学は、高齢者が持つ知識や技能、経験を地域づくりに還元するため、歴史・文化等の継承の取組を引き続き進めるとともに、記念行事の開催に向けて取り組んでまいります。

(3)生涯にわたるスポーツ活動の充実。村民が生涯を通してスポーツに親しみ、明るく活気のある社会の形成と豊かな生活を送るため、本年度においても、村民スポーツレクリエーション大会、村民スキー大会等を実施し、村内学校施設を活用した学校開放事業等スポーツ活動の場の提供や体育協会など関係団体への活動助成、アスリート補助金等地域のスポーツ活動への支援と機会の創出に取り組んでまいります。

(4)芸術文化活動の振興と文化財保護の推進。文化芸術を通じて多様な価値観を共有しながら、村民一人一人が心豊かな生活を送るため、文化団体等への支援や地域で文化芸術に親しむことができる機会の創出など豊かな感性や創造性を育む取り組みを継続して推進してまいります。

また、昨年度から新たに取り組んでいる郷土資料の保護・活用については、郷土の自然や歴史、文化への理解や関心、愛着を深めてもらうため、継続して取り進めてまいります。

(5)社会教育施設の充実。社会教育施設は、身近な社会教育の拠点として、多くの村民が集い、学び、交流する場として活用されなければなりません。

図書室を有し、公民館として利用されているコミュニティプラザが日常的に村民に自由に開放され、より親しみをもって利用できる空間づくりに取り組んでまいります。

また、各地区にある公民館分館の活用実態を把握、整理し、効率的で有効な活用に努めます。

IV、おわりに。以上、令和5年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行により、新たなステージへと進んでまいります。

占冠村教育委員会といたしましては、学校教育・社会教育それぞれが協働体制を強め、子どもも大人も学びを通じて輝くことができる教育環境を充実させるため、所管する施策を着実に執行してまいります。

村民の皆さんの積極的な参画と議会議員並びに教育関係機関、団体の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針とさせていただきます。

令和5年3月7日。占冠村教育委員会。

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって執行方針の説明を終わります。ここで、11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

◎日程第2 議案第1号から日程第25 議案第24号

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第1号、指定管理者を指定することについての件から、日程第25、議案第24号、占冠村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、24件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号、議案第5号、議案第18号から議案第22号について、企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡 卓君） それでは議案書1ページをお願いいたします。議案第1号、指定管理者を指定することについてご説明申し上げます。

本件は、占冠村公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称、道の駅自然体感しむかっふ。

指定管理者となる団体の名称、NPO法人占冠・村づくり観光協会。

指定の期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

続きまして、議案書17ページをお願いします。議案第5号、占冠村ふるさと納税・地方創生基金条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、これから取り組もうとしている企業版ふるさと納税の受け皿として基金を創設することで、企業版ふるさと納税の有効活用と円滑な制度運営を図ろうとするものでございます。

以下、条を追ってご説明申し上げます。

第1条は基金設置の目的について。第2条は基金の積立額。第3条は基金の管理。第4

条は運用基金の処理。第5条は基金の処分。18ページに進みまして、第6条は繰替運用。第7条は委任に関する規定でございます。

この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、67ページをお願いいたします。

議案第18号、占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、村内既存企業の支援を行う本条例の失効日を令和5年3月31日から3年間延長し、その期限を令和8年3月31日とするものでございます。

この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案書69ページをお願いいたします。

議案第19号、道の駅自然体感しむかっふの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、本条例の文言の整理及び統一を図るもので、本条例内の文言を改めるものでございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

1枚めくっていただきまして、71ページをお願いいたします。

続きまして、議案第20号、占冠村物産館設置条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は物産館の活用を促進すべく、設置目的及び事業に「地域経済の発展に資する」を追加するものです。

公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案書73ページをお願いいた

します。

議案第21号、占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、本村における定住を促進する本条例の失効日を令和5年3月31日から3年間延長し、その期限を令和8年3月31日とするものでございます。

この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

続いて議案書75ページになります。

議案第22号、占冠村むらびと条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から施行されることに伴い、占冠村むらびと条例について個人情報の適切な取り扱いを法の定めるところの運用に一部改正するものでございます。

この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第2号から議案第4号、議案第6号から議案第17号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書の3ページをお願いいたします。

占冠村個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、必要な条例の整備を行うものでございます。

内容といたしましては、既存の個人情報保

護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法及び全国の地方公共団体の個人情報保護条例を新法に一本化し、全国共通ルールの下で適正な個人情報の保護及び活用を図ろうとするものでございます。

本条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。

議案第3号、占冠村情報公開・個人情報保護審査会条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本村において必要な条例の整備を行うものでございます。

内容といたしましては、情報公開制度における不服申立てや、個人情報保護制度における審査請求等について調査審議する占冠村情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものでございます。

続きまして、議案書15ページをお願いいたします。

議案第4号、占冠村職員の高齢者部分休業に関する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、定年延長に係る地方公務員法の改正に伴い、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるために必要な体制整備を行うものでございます。

内容は、任命権者が、高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、定年退職日までの期間について、当該職員が勤務時間の一部につき勤務しないことを承認できるようにしようとするものでございます。

続きまして、議案書19ページをお願いいたします。

議案第6号、占冠村情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、占冠村情報公開条例において必要な改正を行うものでございます。

内容といたしましては、同法の改正により、地方公共団体が独自に定めていた公文書等の非開示事由を、法に基づく内容に統一するものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

議案第7号、占冠村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、条例の根拠法令である租税特別措置法等の一部改正に伴い、引用条項に改正があったことから、条文整備のためその一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、法改正にあわせ、引用条文を適切なものに改めるものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

議案第8号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、国家公務員法等改正法により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳とされることに伴い、職員の定年について必要な条例の改廃を行うものでございます。

内容といたしましては、段階的な定年の引き上げ、役職定年制の導入、管理監督職への任用の制限、定年前再任用短時間勤務職員制度の導入等につき必要な定めをするとともに、

定年延長により現行の再任用制度が廃止されることに伴い、占冠村職員の再任用に関する条例を廃止しようとするものでございます。

続きまして、議案書39ページをお願いいたします。

議案第9号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正に伴い、必要な文言の修正等を行うものでございます。

内容といたしましては、地方公務員法の改正により、従来の再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員に名称変更されること等に伴う文言修正及び60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料の取り扱い等について定めるものでございます。

続きまして、議案書51ページをお願いいたします。

議案第10号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正に伴い、必要な文言の修正等を行うものでございます。

内容といたしましては、職員の定年の延長に伴う降給の定めに関する規定等を追加するものでございます。

続きまして、議案書53ページをお願いいたします。

議案第11号、学校職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件も、地方公務員法の改正に伴い、必要な文言の修正等を行うものでございます。

内容も、学校職員の定年の延長に伴う降給の定めに関する規定等を追加するものでございます。

議案書55ページをお願いいたします。

議案第12号、占冠村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正に伴い、必要な文言の修正等を行うものでございます。

内容といたしましては、再任用短時間勤務職員の名称を定年前再任用短時間勤務職員へ変更するとともに、暫定再任用職員のうち短時間勤務の職を占めるものは、改正後の同条例の定年前再任用再任用短時間勤務職員とみなす旨定めるものでございます。

続きまして、議案書57ページをお願いいたします。

議案第13号、占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正に伴い、必要な文言の修正等を行うものでございます。

内容といたしましては、地方公務員法第58条の2及び同条例第3条の規定により公表すべき対象職員の範囲から除くべきものとされていた再任用短時間勤務職員が、定年前再任用短時間勤務職員に名称変更されることに伴い、引用条文を修正するものでございます。

続きまして、議案書59ページをお願いいたします。

議案第14号、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正に伴い、必要な文言の修正等を行うものでございます。

内容といたしましては、国の条例等の参考例に基づき文言を修正すると共に、減給時の減給の範囲を明示するものでございます。

続きまして、議案書61ページをお願いいたします。

議案第15号、学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正に伴い、必要な文言の修正等を行うものでございます。

内容といたしましては、国の条例等の参考例に基づき文言を修正すると共に、減給時の減給の範囲を明示しようとするものでございます。

続きまして、議案書63ページをお願いいたします。

議案第16号、占冠村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正に伴い、必要な文言の修正等を行うものでございます。

内容といたしましては、地方公務員法の改正により、従来の再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員に名称変更されることに伴う文言修正等を行うものでございます。

議案書65ページをお願いいたします。

議案第17号、占冠村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。

本件は、現行の本村の赴任旅費が現状の住居移転費用に適合しなくなっているため、その是正を図ろうとするものでございます。

内容といたしましては、赴任旅費について近隣市町村との均衡を図られるよう金額を改正しようとするものでございます。

この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第23号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書77ページをお願いいたします。

議案第23号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、占冠村国民健康保険条例第6条第1項に規定しております、出産育児一時金の額について40万8千円を48万8千円に改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日から施行するものとし、この改正条例の施行日前に出産した場合の出産育児一時金の額は、なお従前の例によります。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第24号について、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書79ページをお願いします。

議案第24号、占冠村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、子ども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他の関係法律について所要の規定の整備を行うもので、本条例第1条中第77条を第72条に改めるものでございます。

施行期日は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますのでご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第26 議案第32号から日程第33 議案第39号

○議長（児玉眞澄君） 日程第26、議案第32号、令和5年度占冠村一般会計予算の件から日程第33、議案第39号、令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件、8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第32号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 令和5年度占冠村一般会計及び占冠村各特別会計予算書でご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

議案第32号、令和5年度占冠村一般会計予算についてご説明申し上げます。令和5年度の占冠村一般会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ26億5900万円にしようとするものと、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定9件及び地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額を8億円と定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

1款、村税、1項、村民税は1億424万1千円。

2項、固定資産税3億4939万3千円。

3項、軽自動車税313万2千円。

4項、村たばこ税509万4千円。

2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与税700万円。

2項、自動車重量譲与税2000万円。

3項、森林環境譲与税600万円。

3款、利子割交付金において、1項、利子割交付金は20万円でございます。

4款、配当割交付金、1項、配当割交付金

は30万円の計上。

5 款、株式等譲渡所得割交付金、1 項、株式等譲渡所得割交付金は20万円の計上でございます。

6 款、法人事業税交付金、1 項、法人事業税交付金は500万円。

7 款、地方消費税交付金、1 項、地方消費税交付金は2700万円。

8 款、環境性能割交付金、1 項、環境性能割交付金は250万円。

9 款、地方特例交付金、1 項、地方特例交付金は25万円。

10款、1 項、地方交付税は12億8000万円。

3 ページをお願いいたします。

11款、1 項、交通安全対策特別交付金は1千円。

12款、分担金及び負担金において、1 項、負担金は2万7千円。

2 項、分担金は700万円。

13款、使用料及び手数料において、1 項、使用料は4681万2千円。

2 項、手数料は361万1千円。

14款、国庫支出金、1 項、国庫負担金は4026万9千円。

2 項、国庫補助金は3347万1千円。

3 項、委託金は163万1千円。

15款、道支出金において、1 項、道負担金は2532万8千円。

2 項、道補助金は2826万9千円。

3 項、委託金は589万円。

16款、財産収入において、1 項、財産運用収入は3008万2千円。

2 項、財産売却収入は235万5千円。

17款、1 項、寄附金は1500万1千円の計上でございます。

18款、1 項、繰入金は3億7026万8千円。

19款、1 項、繰越金は2000万円。

4 ページをお願いいたします。

20款、諸収入において、1 項、延滞金、加算金及び過料は1万円。

2 項、村預金利子は1千円。

3 項、貸付金元利収入は6066万8千円。

4 項、受託事業収入は765万7千円。

5 項、雑入は1873万9千円。

21款、1 項、村債は1億3160万円の計上でございます。

歳入の合計は26億5900万円となっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

予算書5 ページをお願いいたします。

1 款、1 項、議会費2846万8千円。

2 款、総務費において、1 項、総務管理費は4億9673万円。

2 項、徴税費は1585万4千円。

3 項、戸籍住民基本台帳費は2261万5千円。

4 項、選挙費は1175万3千円。

5 項、統計調査費は14万3千円。

6 項、監査委員費は100万3千円の計上でございます。

3 款、民生費において、1 項、社会福祉費は1億9723万2千円。

2 項、児童福祉費は7560万2千円。

4 款、衛生費において、1 項、保健衛生費は1億9178万8千円。

2 項、清掃費は4133万3千円。

5 款、労働費、1 項、労働諸費は1295万1千円。

6 款、農林業費において、1 項、農業費は8277万円。

2 項、林業費は9178万1千円。

7 款、1 項、商工費は1億4702万7千円。

8 款、土木費、1 項、道路橋梁費は1億779万6千円。

2 項、河川費は181万 4 千円。

3 項、住宅費は6879万 5 千円。

6 ページをお願いいたします。

4 項、都市計画費は8544万 2 千円。

10款、教育費において、1 項、教育総務費は6528万 5 千円。

2 項、小学校費は2032万円。

3 項、中学校費は1667万 8 千円。

4 項、社会教育費は2341万 1 千円。

5 項、保健体育費は1511万 5 千円。

12款、1 項、公債費は3 億2129万 6 千円。

14款、1 項、職員費は5 億1299万 8 千円。

15款、1 項、予備費は300万円。

歳入合計は26億5900万円の計上でございます。

続きまして、95ページから105ページまでは、給与費の明細書となっております。

その次の106ページから107ページにかけては、債務負担行為に関する調書。

108ページから109ページにかけては、地方債に関する調書をそれぞれ掲載しております。

予算書7 ページにお戻りください。地方債につきましては第2表のとおり9 件。総額で1 億3160万円。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法につきましては第2表地方債に記載のとおりでございます。

以上、一般会計予算についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第33号、議案第34号、議案第38号及び議案第39号については、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 予算書、国保1 ページをお願いいたします。

議案第33号、令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

この度ご提案いたします令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を1 億4660万円と定めようとするものと、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額を2000万円に、また地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めようとするものでございます。

前年度当初予算と比較しますと790万円の増額計上でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によります。

次に事項別明細書により議決対象項目款項の説明を申し上げます。

国保7 ページをお開き願います。

歳入からご説明申し上げます。

1 款、1 項、国民健康保険税は、1 目、一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額2841万 7 千円の計上で、前年度比較115万 6 千円の増です。

2 款、1 項、手数料は、1 目、督促手数料で前年度同額1 万円の計上です。

4 款、1 項、道補助金は、1 目、保険給付費等交付金、本年度予算額8979万 5 千円の計上で、前年度比較115万 6 千円の減額です。

国保8 ページ。5 款、1 項、繰入金は、1 目、一般会計繰入金、2 目、国保財政調整基金繰入金の計で、本年度予算額2790万円の計上で、前年度比較780万円の増額です。

6 款、1 項、繰越金は、本年度予算額30万円の計上で、前年度比較10万円の増額です。

7 款、2 項、受託事業収入は、1 目、特定健康診査等受託料、前年度同額17万 8 千円の計上です。

次に歳出についてご説明いたします。

国保9 ページをお願いいたします。

1 款、1 項、総務管理費は、1 目、一般管

理費、2目、連合会負担金の計で、本年度予算額1930万5千円の計上で、前年度比較124万2千円の減です。

国保10ページ。1款、2項、徴税費は、1目、賦課徴収費、本年度予算額25万8千円の計上です。

3款、1項、運営協議会費は、前年度と同額10万1千円の計上です。

国保11ページ。1款、4項、趣旨普及費は、前年度と同額4万5千円の計上です。

2款、1項、療養諸費は、1目、一般被保険者療養給付費、2目、一般被保険者療養費、3目、審査支払手数料の計で、本年度予算額6550万円の計上で、前年度と同額です。

国保12ページ。2款、2項、高額療養費は、1目、一般被保険者高額療養費、2目、一般被保険者高額介護合算療養費の計で、本年度予算額は前年度と同額1107万5千円の計上です。

2款、3項、移送費、1目、一般被保険者移送費は、前年度同額1千円の計上です。

国保13ページ。2款、4項、出産育児諸費は、1目、出産育児一時金、本年度予算額100万円の計上で、前年度比較16万円の増額です。

2款、5項、葬祭諸費は、前年度同額3万円の計上です。

国保14ページ。3款、1項、国民健康保険事業費納付金は、1目、一般被保険者医療給付費分、2目、一般被保険者後期高齢者支援金等分、3目、介護納付金分の計で、本年度予算額4439万4千円の計上で、前年度比較822万5千円の増額です。

4款、1項、共同事業拠出金は、前年度同額1千円の計上です。

国保15ページ。5款、1項、特定健康診査等事業費は、本年度予算額258万4千円の計上で、81万2千円の増額です。

5款、2項、保健事業費は、本年度予算額140万6千円の計上で、前年度比較6万円の減額です。

国保16ページ。6款、1項、公債費は、1目、元金、前年度同額80万円の計上です。

8款、1項、予備費は、前年度同額10万円の計上です。

国保17ページから、国保27ページまでは、職員の給与費明細です。

国保28ページには、地方債に関する調書でございます。

以上が令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算でございます。

○議長（児玉眞澄君） ここで、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続けます。

提案理由の説明を求めます。議案第34号、議案第38号及び議案第39号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） それでは予算書診療所1をお開き願います。

議案第34号、令和5年度村立診療所特別会計予算についてご説明申し上げます。

この度ご提案いたします令和5年度村立診療所特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を8380万円と定めようとするものと、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額を1000万円に、また地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めるものでございます。

前年度当初予算と比較しましたと270万円の増額計上でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご

との金額は第1表歳入歳出予算によります。

次に事項別明細書により議決対象項目款項の説明を申し上げます。

診療所7ページをお開き願います。

1款、1項、外来収入は、1目、占冠診療所診療報酬収入、2目、トマム診療所診療報酬収入の計で、本年度予算額2534万6千円の計上で、前年度比較72万2千円の増額です。

1款、2項、その他の診療収入は、1目、占冠診療所諸検査収入、2目、トマム診療所諸検査収入の計で、本年度予算額347万4千円の計上で、前年度比較42万2千円の減額です。

2款、1項、手数料は、1目、占冠診療所手数料、2目、トマム診療所手数料の計で、前年度と同額7万円の計上です。

診療所8ページ。3款、1項、道補助金は、1目、衛生費道補助金800万円の計上で、前年度比較200万円の増額です。

4款、1項、繰入金は、1目、一般会計繰入金、前年度同額4580万円の計上です。

5款、1項、繰越金は、今年度予算額110万円の計上で40万円の増額です。

診療所9ページ。6款、1項、雑入は、前年度と同額1万円の計上です。

次に歳出です。診療所10ページです。

1款、1項、施設管理費は、1目、一般管理費、2目、占冠診療所管理費、3目、トマム診療所管理費の計で、本年度予算額5964万7千円の計上で、前年度比較270万1千円の増額です。

診療所12ページ。2款、1項、医業費は、1目、占冠診療所医療用機械器具費、13ページ。2目、トマム診療所医療用機械器具費、3目、占冠診療所医療用消耗機材費、4目、トマム診療所医療用消耗機材費、5目、占冠診療所医療品衛生材料費、6目、トマム診療所医療品衛生材料費の計で、本年度予算額

2395万3千円の計上で、前年度比較1千円の減額です。

診療所14ページ。3款、1項、予備費は、前年度と同額20万円の計上です。

診療所15ページから診療所24ページまでは職員の給与費明細であります。

以上が令和5年度村立診療所特別会計予算の内容でございます。

次に後期1ページをお開き願います。

議案第38号、令和5年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

この度ご提案いたします令和5年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を2010万円に定めようとするものと、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めるものでございます。

前年度当初予算と比較しますと140万円の増額計上でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によります。

次に事項別明細書により議決対象項目款項の説明を申し上げます。

後期7ページをお開き願います。

歳入です。1款、1項、後期高齢者医療保険料は、1目、特別徴収保険料、2目、普通徴収保険料の計で、本年度予算額1177万2千円の計上で、前年度比較140万1千円の増額です。

2款、1項、手数料は、本年度予算額1千円の計上です。

3款、1項、一般会計繰入金は、1目、事務費繰入金、2目、保険基盤安定繰入金、3目、その他一般会計繰入金の計で、本年度予算額820万円の計上で、前年度と同額です。

4款、1項、繰越金は、本年度予算額10万

円の計上です。

後期8ページです。5款、1項、延滞金、加算金及び過料は、本年度予算額5千円の計上です。

5款、2項、雑入は、本年度予算額2万2千円の計上でございます。

続きまして歳出についてご説明申し上げます。

後期9ページをお願いいたします。

1款、1項、総務管理費は、1目、一般管理費、本年度予算額190万1千円の計上で、前年度と同額です。

1款、2項、徴収費は、本年度予算額2万円の計上で、前年度比較5万6千円の減額です。

後期10ページ。2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金は本年度予算額1805万9千円の計上で、前年度比較145万6千円の増額。

3款、1項、償還金及び還付加算金は、1目、保険料還付金、2目、還付加算金の計で、本年度予算額2万円の計上です。

4款、1項、予備費は、本年度予算額10万円の計上です。

以上が令和5年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の内容でございます。

次に、歯科1ページをお開き願います。

議案第39号、令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

この度ご提案いたします令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を2270万円と定めようとするものと、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額を100万円に、また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めるものでございます。

前年度当初予算と比較しますと、70万円の増額予算となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によります。

次に事項別明細書によりご説明いたします。

歯科7ページをお願いいたします。

歳入です。1款、1項、診療収入は、1目、国民健康保険診療報酬収入、2目、社会保険診療報酬収入、3目、後期高齢者診療報酬収入、4目、一部負担金収入、5目、自由診療収入、6目、その他診療報酬収入の計で、本年度予算額1077万3千円の計上で、前年度比較75万8千円の増額です。

2款、1項、手数料は、2目、その他手数料、本年度予算額30万7千円の計上で、前年度比較3万8千円の減額です。

3款、1項、繰入金は、一般会計繰入金で、本年度予算額1100万円の計上で、前年度と同額です。

歯科8ページ。4款、1項、繰越金は、本年度予算額20万円の計上で、前年度同額。

5款、1項、雑入は、本年度予算額42万円の計上で、前年度比較2万円の減額です。

次に歳出についてご説明申し上げます。

歯科9ページをお願いいたします。

1款、1項、施設管理費は、1目、一般管理費、本年度予算額1738万2千円の計上で、前年度比較13万円の増額です。

歯科10ページ。2款、1項、医業費、1目、医業費は、本年度予算額501万8千円の計上で、前年度比較57万円の増額です。

3款、1項、予備費は、本年度予算額、前年度と同額30万円の計上です。

以上が令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算の内容でございます。

以上、ご提案申し上げますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第35号及び議案第36号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 簡水1ページをお願いいたします。

議案第35号、令和5年度占冠村簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1080万円と定めるものでございます。地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定は1件でございます。また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めております。

以下、事項別明細書により歳入からご説明申し上げます。

簡水7ページです。1款、1項、使用料、1目、給水使用料は、本年度予算額2239万7千円で、前年と同額でございます。

1款、2項、手数料、1目、審査手数料、2目、登録手数料は、本年度予算額2千円で、前年と同額でございます。

3款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金は、本年度予算額7660万円で、前年度対比610万円の増額でございます。

4款、1項、繰越金、1目、繰越金は、本年度予算額50万円で、前年と同額でございます。

8ページになります。5款、1項、雑入、1目、雑入は、本年度予算額70万1千円の計上で、前年度対比10万円の増額でございます。

6款、1項、村債、1目、公営企業会計適用債は、本年度予算額1060万円の計上で、前年度対比510万円の減額でございます。

9ページから歳出のご説明を申し上げます。

1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、本年度予算額1188万8千円で、前年度対比13万5千円の増額でございます。

2款、1項、施設管理費、1目、施設維持

費は、本年度予算額4157万3千円の計上で、前年度対比139万円の増額でございます。

11ページ中段になります。3款、1項、公債費、1目、元金、2目、利子の計で、本年度予算額4651万4千円の計上で、前年度対比463万2千円の増額でございます。

4款、1項、施設建設費、1目、新営改良費は、本年度予算額1070万5千円で、前年度対比570万7千円の減額でございます。

12ページです。5款、1項、予備費、1目、予備費は、本年度予算額12万円の計上で、前年比2万円の増額でございます。

13ページから、22ページまでが給与費明細書を記載しております。

23ページは地方債の現在高の見込みに関する調書を記載しております。

お戻りいただきまして、簡水2ページから3ページは歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算のとおりでございます。

簡水4ページです。第2表地方債におきまして、1件1060万円で起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について記載しております。

以上でございます。ご審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、下水道1ページになります。

議案第36号、令和5年度占冠村公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1260万円と定めるものでございます。地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定は3件でございます。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めております。

以下、事項別明細書により歳入からご説明申し上げます。

下水道 7 ページになります。2 款、1 項、使用料、1 目、下水道事業、2 目、浄化槽事業の計で、本年度予算額1482万 7 千円の計上で、前年度対比43万円の増額でございます。

2 款、2 項、手数料、1 目、下水道事業、2 目、浄化槽事業の計で、本年度予算額 2 千円で、前年と同額でございます。

3 款、1 項、国庫補助金、1 目、下水道事業国庫補助金は、本年度予算額310万円でございます。

4 款、1 項、繰入金、1 目、下水道事業、2 目、浄化槽事業の計で、本年度予算額8040万円の計上で、前年度対比720万円の増額でございます。

下水道 8 ページです。5 款、1 項、繰越金、1 目、下水道事業、2 目、浄化槽事業の計で、本年度予算額40万円の計上で、前年度対比20万円の増額でございます。

6 款、1 項、雑入、1 目、下水道事業、2 目、浄化槽事業の計で、本年度予算額37万 1 千円の計上で、前年度対比33万円の減額でございます。

7 款、1 項、村債、1 目、下水道事業、2 目、浄化槽事業、3 目、公営企業会計適用債の計で、本年度予算額1350万円の計上で、前年度対比210万円の減額でございます。

続きまして 9 ページから歳出の説明を行います。

1 款、1 項、総務管理費、1 目、下水道費、2 目、浄化槽費の計で、本年度予算額895万 2 千円の計上で、前年度対比47万 7 千円の増額でございます。

2 款、1 項、施設管理費、1 目、下水道費、2 目、浄化槽費の計で、本年度予算額428万 2 千円の計上で、前年度対比67万 1 千円の増額でございます。

3 款、1 項、施設建設費、1 目、下水道費

は、本年度予算額1995万 8 千円の計上で、前年度対比725万 8 千円の増額でございます。

12ページになります。4 款、1 項、下水道公債費、1 目、元金、2 目、利子の計で、本年度予算額3563万 3 千円の計上で、前年度対比31万 1 千円の減額でございます。

4 款、2 項、浄化槽公債費、1 目、元金、2 目、利子の計で、本年度予算額503万 5 千円の計上で、前年度対比40万 5 千円の増額でございます。

13ページです。5 款、1 項、予備費、1 目、予備費は、本年度予算額20万円で、前年と同額でございます。

14ページから、23ページまでが、給与費明細書を記載しております。

24ページは地方債の現在高の見込みに関する調書を記載しております。

お戻りいただきまして、2 ページから 3 ページ歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算のとおりでございます。

4 ページです。第 2 表地方債につきましては、3 件1350万円で起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について記載しております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第37号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 予算書介護 1 ページをお願いします。

議案第37号、令和 5 年度占冠村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億3100万円と定めるものです。地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は500万円と定めるものと、地方自治法第220条第 2 項ただし書きの規定に

よる歳出予算の経費の金額を流用することができる場合について定めてございます。

以下、第1表歳入歳出予算について歳入からご説明申し上げます。

介護2ページをお願いします。

1款、介護保険料において、1項、介護保険料は1701万円。

2款、使用料及び手数料において、1項、手数料は1千円。

3款、国庫支出金において、1項、国庫負担金は1756万4千円。

2項、国庫補助金1273万円の合計で3029万4千円。

4款、支払基金交付金において、1項、支払基金交付金は3259万6千円。

5款、道支出金において、1項、道負担金は1402万7千円。

2項、道補助金236万1千円の計で1638万8千円。

6款、財産収入において、1項、財産運用収入は1千円。

7款、繰入金において、1項、一般会計繰入金は3190万円。

2項、基金繰入金150万円の計で3340万円。

8款、繰越金において、1項、繰越金は94万3千円。

9款、諸収入において、1項、延滞金及び過料は2千円。

2項、預金利子1千円。

3項、サービス収入36万円。

4項、雑入4千円の合計で36万7千円の計上です。

歳入合計1億3100万円の計上でございます。続きまして歳出にまいります。

介護3ページでございます。

1款、総務費において、1項、総務管理費は750万4千円。

2項、徴収費7万9千円。

3項、介護認定審査会費115万円の合計で873万3千円。

2款、保険給付費において、1項、介護サービス等諸費が9765万円。

2項、高額介護サービス等費264万6千円。

3項、特定入所者介護サービス等費300万円。

4項、その他諸費6万4千円の合計で1億336万円。

3款、地域支援事業費において、1項、地域支援事業費は1838万7千円。

4款、諸支出金において、1項、償還金及び還付加算金は2万円。

5款、予備費において、1項、予備費は50万円の計上でございます。

歳出合計1億3100万円の計上でございます。以上が第1表歳入歳出予算の内容でとなります。

なお、介護19ページから介護28ページまでは給与費明細書を掲載しております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。

議案第32号、令和5年度占冠村一般会計予算の件から、議案第39号、令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件につきましては、議長を除く6人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号から議案第39号までの件については、議長を除く6人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いします。

休憩 午後 1 時28分

再開 午後 1 時34分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に開催された予算特別委員会において、委員長に五十嵐正雄君、副委員長に細谷誠君が互選された旨の報告がありました。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 1 時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月29日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員 小 林 潤

占冠村議会議員 大 谷 元 江

令和5年第1回占冠村議会定例会会議録（第3号）

令和5年3月9日（木曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第1		令和5年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第2	議案第1号	指定管理者を指定することについて
日程第3	議案第2号	占冠村個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて
日程第4	議案第3号	占冠村情報公開・個人情報保護審査会条例を制定することについて
日程第5	議案第4号	占冠村職員の高齢者部分休業に関する条例を制定することについて
日程第6	議案第5号	占冠村ふるさと納税・地方創生基金条例を制定することについて
日程第7	議案第6号	占冠村情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第8	議案第7号	占冠村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第9	議案第8号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第10	議案第9号	占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第11	議案第10号	職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第12	議案第11号	学校職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第13	議案第12号	占冠村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第14	議案第13号	占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第15	議案第14号	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第16	議案第15号	学校職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第17	議案第16号	占冠村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第18	議案第17号	占冠村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第19	議案第18号	占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定することについて

		いて
日程第20	議案第19号	道の駅自然体感しむかつぶの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第21	議案第20号	占冠村物産館設置条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第22	議案第21号	占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第23	議案第22号	占冠村むらびと条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第24	議案第23号	占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第25	議案第24号	占冠村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定することについて

○出席議員（7人）

議長	8番	児玉 眞澄 君	副議長	1番	大谷 元江 君
	2番	藤岡 幸次 君		3番	五十嵐 正雄 君
	4番	細谷 誠 君		5番	下川 園子 君
	6番	小林 潤 君			

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村 長	田中正治	副 村 長	松永英敬
総務課 長	三浦康幸	企画商工課 長	平岡 卓
農林課 長	小尾雅彦	林業振興室 長	杉村政彦
建設課 長	小林昌弘	住民課 長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課 長	木村恭美	トマム支所 長	石坂勝美
会計管理者	合田 幸	総務担当主幹	野原大樹
職員厚生担当係 長	坂本龍哉	財務担当主幹	鈴木智宏
税務担当主幹	佐々木智猛	企画担当主幹	竹内清孝
商工観光担当主幹	阿部貴裕	広報統計担当係 長	大谷淳貴
地域振興対策室主幹	松永真里	農業担当主幹	杉岡裕二
林業振興室主幹	高桑 浩	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	蠣崎純一	土木担当係 長	中島辰男
戸籍担当主幹	佐久間 敦	国保医療担当主幹	小瀬敏広
保健予防担当主幹	岡本叔子	村立占冠診療所主幹	橘 佳則
社会福祉担当主査	川口晃平	介護担当主幹	細川明美

子育て支援室主幹 森田梅代
(教育委員会)

教 育 長 多田淳史
社会教育担当主幹 上島早苗
(農業委員会)

会 長 安田堅吾
(選挙管理委員会)

書 記 長 三浦康幸
(監査委員)

監 査 委 員 木村英記
事務局 長 岡崎至可

教 育 次 長 平川満彦
学校教育担当主幹 後藤義和

事 務 局 長 小尾雅彦

監 査 委 員 下川園子

○出席事務局職員

事 務 局 長 岡崎至可

事 務 補 三ツ谷陸翔

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 村政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、これから村長、教育長の執行方針に対する質疑を行います。なお、質疑は一括質疑とし、質疑答弁は要点を明確に、簡潔に発言してください。

始めに、村長の村政執行方針に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） それでは、執行方針に対する質問をいたします。5点ほどです。

まず、5ページの未来を拓く村政の(1)の地方自治・地方創生の推進の6行目のマイナンバーカードの推進についてであります。非公式というか、聞いたところではだいたい村では窓口で60%位まで発行していると聞いています。また、推進の取り組みについて一般質問も出されておりました。こういう状況を見て何かしら異常な戦前の動きに見えて大変心痛い思いで聞いていました。個人情報保護の議論が不十分なまま、マイナンバーカードをつくらないのは非国民だといわんばかりの動きです。私はこの強制的なやり方には絶対反対です。市民の心配を無視しているやり方に強い怒りを覚えます。反対者の意思を尊重することも民主主義の第一歩だと考えていま

す。村長の考えを伺います。

次に、林業問題で2点ほど質問します。これについてページ数3からページ8、9に係る林業全般についての質問であります。一つは森林環境贈与税を活用した私有林の整備作業が令和5年から本格的に進められると聞いております。これについては森林環境贈与税の活用の基本的な取り組みだと考えている訳ですけども、まず、どこの地域からどれだけの事業量で取り組まれていくのか伺います。また、森林所有者の了解が取り付けられて事業を進められるのか伺います。私の聞いている限りでは、森林所有者の了解を得るには大変苦労しているとの声も聞こえてきます。以前の森林組合の仕事で大きないたずらを受けている森林所有者があまりにも多いということでもあります。そういったことで、大変森林所有者が警戒をしているということですから、なかなか現場を担当している人たちにとっては大変厳しいものがあると聞いております。この森林環境贈与税を活用した取り組みは今後の私有林の育成支援の一つの柱となるものであり、最初の取り組みが大切だと考えています。森林所有者の理解と協力を得るためにどのように取り組むのか村長の考えを伺います。

続きまして、木質バイオマスの関係について質問いたします。木質バイオマス生産組合についてはいろいろな課題、問題があるということを議会の中で何回か質問を繰り返し、理事者との意思統一を進めてきました。村長は今年度中に木質バイオマス生産組合との話し合いを持ち、課題や問題点を洗い出し、改善に取り組むと答弁しておりましたが、そのことがなされているのかどうか、令和5年の執行方針がそういった形で作られているのかどうか現場実態との乖離が大きいように思わ

れます。このへんについて伺います。

次に9ページです。商工・観光・労働の②の観光振興の中で、道の駅と湯の沢の問題について触れています。湯の沢については何度もトイレ改修について議会の中でも議論が出されてきましたが、なかなか改善されていません。執行方針では施設の老朽化がみられることから必要な改修を行うということになっていますが、これらは場当たりの取り組みではなくて、年次計画をきちんと立てて住民の皆様が十分理解する形で改修工事は行われるべきと考えます。このへんについて村長の考えを伺います。

次に12ページです。(4)の環境衛生の中で、直接搬入の多量埋立ごみは、今年度より処理手数料を徴収してまいりますとなっています。根拠は、占冠廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第12条とのことです。これについては私達議員というか私も勉強不足でこういった条例がきちんとつくられていたということ把握していなかったということで、この間議会の議論がある意味では無駄な議論をしていたと思っています。そういった意味では議員として大変反省をし、お詫びをしなければならぬと考えているところです。なぜ今まで有料化の議論も出ておりましたが、条例が適用されなかったのかを伺います。

以上について、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長

○村長（田中正治君） 執行方針についてのご質問であります。五十嵐議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず5ページの地方自治に関わる部分でございます。マイナンバーカードの取り扱いについてということで、国の方針としてデジタル化を進めるとする方向が地方公共団体にも協力が求められている現状にあると感じてお

ります。マイナンバーカードの取り扱いについては、私は住民に強制をしないスタンスで取り組んできたところでございます。一方で交付率の低い市町村には交付税措置を低くする等の方針を持って対応する旨の報道があり、全国で批判を受けたことが実態としてありました。この際私も北海道新聞の取材を受けており、国民に情報管理の心配がある中で強制的にカード取得を進めるのではなく十分な説明と同意のもとに進めるべきであると回答したことを記憶しております。現実にはポイント付与等をもってどんどん推し進められている現状にあり、一般質問でも議論したとおり、様々な分野でマイナンバーカードが使われるよう取り進められています。村としても、利用したいとする方が不便を感じないよう行政サービスとして準備しなければならないことも事実としてありますので、執行方針に書かせていただきました。

次に、3ページの林業に関わる問題で、民有林における森林整備であります。令和4年度から私有林と村有林で事業地のまとまりをつくり、伐採等の事業を行うことが合理的であると判断をしまして、ニニウ地区に着目をし、個別にリストアップをして行っております。実績として、森林所有者2名、村有林を含めた集約化施業を実行しております。保育間伐あるいは皆伐といった施業でございますが、面積的には8.12ha、伐採量が509m³ということで事業を進めてきました。その際、議員ご指摘のとおり、森林所有者との話し合いをさせていただいたという実態にありました。最終的にその場所を除いて事業を実施したという結果になっております。これらにおきまして、市町村が主体となり、私有林、村有林を問わず地元の森林の整備を行う方向性のもと、森林現場や所有者に最も近い市町村

の役割の強化が求められていると認識したところであります。令和5年からもこの事業を行う訳ですけれども、事業に理解と協力を得られるよう丁寧な対応に努めていかなければならないと考えております。

次に、木質バイオマス生産組合についてありますが、木質バイオマス生産組合が自立するための問題意識は議員と共有されているものと認識しております。設立の経過、現状等課題から事業の発展的な起業も考えているのが現状であります。現場とは今後とも話し合いの場をしっかりと持ちながら、必要な支援を行って自立できる状況をつくっていきたいと考えているところであります。

次に、9ページの湯の沢温泉、トイレの改修についてであります。湯の沢温泉の脱衣室、トイレの改修については、配管の勾配があまりなかったことに流れが悪くなっていたことから勾配を調整し、改修済みとなっております。一般用男子トイレの悪臭についても臭気止めの設置や配管外れを改修したところであります。議員ご指摘のとおり本施設については老朽化が感じられるという箇所が多くありますことから、老朽化に伴う修繕計画等々を計画的にやっていく必要があるだろうということで本年度も一部改修を予定しているところであります。

次に12ページの多量埋立ごみの処理手数料に関してのご質問であります。議員言われるとおり占冠村廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき4月から徴収することになりました。これまで様々な経緯もあり多量ごみ手数料を徴収していませんでした。手数料を徴収するのは正確な数値により算出する必要がありました。今回、嵩上げ工事とあわせて、トラックスケールを建設したことによりまして、正しい重さが数値として出されることが把握

できるとの判断をいたしました。今回有料とするのは、あくまで300kgを1度に排出する方が対象となります。令和4年4月から令和5年2月末までの状況ですと、一度に300kg以上の多量ごみを5回以上排出した方は2名です。引っ越しに伴う身辺整理や不用品等を排出した方が13人おりますが、一度だけの該当であったのが実情です。手数料徴収するのに正確な数値をもって請求をしなければならないということもありまして、今回こういった判断をさせていただきました。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） マイナンバーカードの件ですけれども、村長の考え方を聞きました。やはりここは村長が反対して「うちを取り組みません」ということは絶対言えない訳ですから、それはそれでやむを得ない訳ですけども、少なくとも昨日も議会で議論されているように、マイナンバーをつくることがありきという前提で進んでいくということについて、とてもじゃないが我慢できる状況ではないということです。このままいくと作らない人たちが非国民という形で煽られていると。よくこれを考えてみますと、戦前回帰と私は言いましたけども、こういったことを国家権力がそういった一人一人の個人情報、状況を把握していくという大変危険な状況、法律的にはいろいろな悪法ができていますから大変ですけども、ここは最後の抵抗処だと私は思っているのです。ますます軍備も増強されて戦争へ進んでいくという当時の暗黒の時代に進んでいくような、そこには民主主義も一切なく、国家のために全てが進んでいくと。こういうことでやられてしまうと、とてもじゃないが住みづらい、生きづらい社会になってくる訳です。ですからこのへんについては慎重に、村長の考え方も聞きましたからそれ

はそれで良いのですけれども、ましてや地方自治体というのは民主主義の一番最初の出発の場所なのです。そういう場所で国家と一緒にやっていくということに強い嫌な思いを感じている訳で、それはお前の考えだろと言われればそれまでのことですけども、少なくともそういう思いをしている人達がいるから全国的にも3割以上の人達が作っていないという状況だと。だからこのへんについてはもう少し内部でも議論しながら気を付けていただきたいなと。これが執行方針に書いていなければ良かったのですけども、国を挙げて自治体もやりますということで上げた訳ですから、これは言わなきゃならないということで言わせてもらったということです。

それと森林環境贈与税を使ってこれからやっていくということですが、今まで森林組合がやってきた仕事を個人の人は山づくりになっていないということの思いがあって協力しないと。こういう形が実は出てきている訳です。ここのところについては村を挙げて住民の理解を得られるように「そうではないよ」ということで是非手入りが遅れている山については積極的に進めていきたいのと、まったく不在地主で連絡が取れないところについては自治体で強制的にやれる訳ですから、そういったことも含めて是非前へ進んでいただいて、地元の事業体の仕事をつくっていくと。こういう働く人たちの仕事をつくると、こういうことで是非つなげていっていただきたいと思います。ごみの問題については先ほども言いましたように、こちらも勉強していなくて、今更反省しても申し訳ないのですけども、そういうことでもう少し我々議員も勉強していれば違った形が生まれてきたのかなと。ただ、トラックスケールができたので間違いなく、ごみの処理状況は把握で

きると思うのですよね。このへんについても住民の十分な理解を得ながらやっていただきたいと、ただごみを投げているのも一部の人達みたいなのでこのへんを含めて、いらぬ対立をつくらないようにぜひ進めていただきたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長

○村長（田中正治君） 答弁を求められているとは感じなかったのですけども、再質問ということで3点ほどご意見を伺いました。

マイナンバーカードについては先ほど答弁したとおりであります。国のスタンスとしては自治体DX推進計画ということで、どうしてもデジタル化を避けて通れない環境にあるということでありまして、その一つがマイナンバーカード、つまりこれが基盤となるということで、大変私も少ししっかりそこは受け止めなければならぬと考えているところです。昔の経験で言いますと国民総背番号制、これを国が言ったときに私達は「それはまずいだろう」ということで当時は制度が出来上がらなかったという歴史的なこともあります。そういった意味からすると取り方によっては、そういった制度をデジタル化でやってきているのかなということは感じる訳であります。そうはいっても現在の社会の中でデジタル化というのは避けて通れないということで、そういった行政サービスが必要であるということでご理解をいただいたと認識をしているところであります。

民有林における森林整備。やはりこれは集約化するという、要は森林所有者の同意を得なければ山づくりができないのだということでもありますから、山づくりをすることによって、そういった事業者を含めた補助制度をうまく活用できると、助成制度も活用できるということで、森林所有者も要は経費の軽減、

あるいは森林から所得を得ることも可能になってくるという、お互い前向きな制度だと私は思っていますので議員ご指摘のとおり、そこには森林所有者の理解と信頼関係が必要であると思いますので、改めてそのことをしっかりやっていきたいなと思います。

ごみ処理について、多量ごみの関係については、これまでこちらからも条例上はこうなっているという説明をしたことは過去に無かった訳ですから、知らないから謝りますということではないと思いますので、ご理解いただければと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 5点ほど質問いたします。

1点目、6ページ(4)国際交流事業、この中で代表団派遣はどの程度の人数規模を考えているのか、アスペンですね。10月、本村における記念行事の規模内容について伺います。

2点目、9ページ(3)商工・観光・労働。
②観光振興。湯の沢温泉について、近年の燃料、電気代、物価高騰により、経営難で閉鎖を余儀なくされている温浴施設が出てきている中、湯の沢温泉の施設老朽化に伴う改修計画をどの程度見込んでいるのか。また、この点については先ほど五十嵐議員の質問で今年度のある程度の改修工事の内容を伺いましたが、今後の改修計画はどのように見込んでいるのか。また、今後本村として湯の沢温泉をどこまで支援していくのか伺います。

2点目、10ページ、赤岩青巖峡、双民館の環境整備をどのような方向性をもって行うのか伺います。

大きな3点目、11ページ(3)上下水道、下水道事業の更新、改修には広範囲、多額の費用が必要と考えますが、マネジメント計画を

いつまでに策定するのか、支援制度はあるのか伺います。

4点目、12ページ(4)環境衛生、埋立ごみについて。先ほど五十嵐議員からも質問ありましたが、300kgの量ということを知りましたが、この単価、それから対象をどの範囲で行うのか伺います。

5点目、16ページⅣ、行財政の概要。財源不足については基金の取り崩しにより対応してきており、基金の減少も課題とあります。財政調整基金、特定目的基金残高は見込では令和2年、令和3年から半減以下に減っており、今後の財政は大変厳しい状況にあると思います。どのような方策で自主財源の確保、基金への積み立てを行い改善していくのか伺います。以上、5点お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員のご質問にお答えをいたします。まず6ページの国際交流事業に関わる記念行事の規模、あるいは代表団の人数ということのご質問であります。現在私が考えているのは、こちらから派遣する代表団については、村、議会、一般含めて8名程度と考えているところであります。それから記念行事の規模、内容でありますけれども、実行委員会を立ち上げる形で具体的な内容はこれからとなると考えておりますけれども、姉妹都市委員会を表敬訪問して協議した内容としては、何か特別なことをするというよりは、例えば記念植樹とか、お寺とか、神社、占冠の自然体験とか、文化の体験、そういったこともあわせて、基本的にはパーティー的なこともやるでしょうけれども、大きく何かをしようということではないということで、姉妹都市委員会から言われておりましたので、その中で検討していきたいなと思っております。また、あちらで、ALT

で来ていた方々にお会いしたのですけども、ぜひその方とコラボした演奏会なんかもやってみたいというようなお話をいただいたところであります。いずれにしても今後アスペン市とも協議をしながら準備を進めたいと考えております。

次に9ページであります。予算補正の改修の見込みでありますけども、今年度の改修につきましては源泉の圧送用ポンプの修繕と浴槽混合専用加圧ポンプ増設を計画しております。お客様から多くの不満をいただいていたシャワーの水圧の改善を図りたいと思っております。先ほどもご指摘をいただきました、老朽化の年次計画につきましては具体的に決めるはおりません。ただ、こういった箇所という要望等もいただいておりますので、施設改修も含めて検討し、財源があれば早急にやれるような方向性を示して議会の皆様にも予算のご理解をいただければと考えているところであります。

次に、10ページの観光振興の中での赤岩青巖峡の環境整備であります。両方、双民館と赤岩青巖峡で、最初に赤岩青巖峡からお答えをしたいと思いますけれども、赤岩青巖峡の環境整備についてでありますけれども、赤岩青巖峡についてはこの中で、入り込みは減少しておりました。しかし根強い人気があると考えております。今年度も管理を委託して体験型観光の振興に繋げてまいりたいと思っております。

双民館の環境整備でありますけれども、これまで双民館の指定管理者にて施設周辺の環境整備を定期的に草刈り、環境美化に努めていただいております。継続して取り組んでおります。おかげさまで利用客人数も少し増加傾向にありますので、グラウンド用地を利用した自転車競技、あるいはドッグラン等を

造成したい旨の考えがあると伺っておりますので、それら協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

次に11ページ、上下水道の中のストックマネジメント計画についてであります。ストックマネジメントと言いますのは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮してリスク評価等による優先順位を付けた上で、施設の点検、調査、修繕、改善等を実施して施設全体を対象とした施設管理を最適化することということで計画を立てることとしておりますけれども、令和5年度でこの要望を行いまして、令和6年、令和7年度で計画策定をすることになっております。これに関わるお金でありますけれども、支援制度ということで社会資本整備総合交付金というのを使ってこういった事業を実施したいということであります。

次に同じく環境衛生、12ページになりますね。環境衛生についての直搬ごみの料金であります。これは先ほど申し上げたように300kgを超えるものに対して1㎡当たり3125円を単価として計算をし、通知書を出して納入してもらおうという形で考えております。範囲ですけれども、持ち込んだごみ全てを対象とするということでご理解いただければと思います。

次に16ページ、財源不足による基金の取り崩しの対応ということで、基金の残高含めての状況に不安を感じるというようなお話でございます。村の財政運営の中で、予算ベースで予算を立てるときに、どうしても歳入を多く見積もることができないことが通常の見積もりなんですね。逆に言うとも歳入を多く見積もると歳入不足に陥りますので、歳入は基本的には抑えて予算は正確なものを出すだけ。逆に言うとも単価アップ等を増して多くすると

いうことで歳出が膨らんで歳入が減ることが予算ベースでいうと、そこに一般財源の不足が生じてきますから、これを財政調整交付金あるいは特定目的基金でその不足分を穴埋めするというので、こう見ますと基金の減少が著しいと見られる訳ですけれども、決算ベースで見ますと、それが決算で見ると基金の戻し入れをしていますから、ぐっと減った形で最終的に決算ができあがるということで、確かにここ数年、財政調整基金の減少というのが私も感じておりまして、これはなんとか戻さなければならないというのはありますが、なかなかそう簡単には戻らないというのが現状で、そのためには一般財源となる収入を得なければなかなか難しい。あるいは特定目的の財源を求めると、私これをやるとすれば宿泊税。例えば宿泊税を得て観光振興に係る今まで一般財源を使っていたものを特定目的税で観光振興に充てる。観光振興で使っていた一般財源を他の事業に充てるというそのやりくりをして、なるだけ基金繰入をしていかないという財政運営をしていくなかで、この財政規律を守っていくということを考えておりまして、そういったことを具体的にするために、今回の執行方針の中では歳入の確保ということは何回か書かせていただいております。そういった思いで財政運営をさせていただいておりますので、ご理解いただければと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 2点ほど。まずストックマネジメントの計画ですけれども、ちょっと勉強してみると、下水道等の配管耐用年数50年、機械電気施設設備、耐用年数15年と道路の陥没も想定されるよねというようなことが出てきています。今後10年後、20年後を見ていくと、修繕をする金額が1.3倍程にど

んどんどんどん膨れ上がっていくよというもののものも出ていますので、今後計画をする、策定するということですから、こういったことも加味されているのだとは思いますがそのへんをお聞きしたい。

それから、財源の件ですけれども先ほど宿泊税等も改善方策の中に入れていくよと。企業版ふるさと納税のお話も出ていましたが、他の部分ですね。このへんの企業版ふるさと納税、アプローチはされているのか。今現在、案件はあるのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） スtockマネジメントの考え方、先ほども申し上げたとおり、そういう老朽化の進展状況を考慮しながらリスク評価をして、施設管理を行っていくということでもありますので、耐用年数が過ぎてきている上下水道において、そういった大きな工事が発生してくるということも考えられる訳ですけれども、そこはこの計画の中で順次、年次計画の中で整備をしていくしかないのかなと考えております。社会資本整備総合交付金、これは実際の工事にあたったときにあるのかどうかというのは、これは難しいかもしれませんが、おそらくこういった計画を作ると起債やなんかが認められてくる可能性がありますので、そういったことを利用しながらというのが現実的になるのかなと思っております。

企業版ふるさと納税等も、なかなか企業にとってプラスになるようなものがないと企業も当然納税しませんので、水に関して村外企業で何かを納税をして利を得るということが何か発生するかどうかは難しい。例えばその水を使って天然水を作るとかというところが仮に出てきたとすれば可能性としてはあるのかなと思いますけれども、そこらへんも含め

て自然を守る、水を守るというところではもう少しするとあるかもしれませんけれども、様々な歳入も検討しながらこれは進めていかなければならないと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） スtockマネジメントの件ですが、ちょっと調べたところ国では平成28年度から下水道長寿命化支援制度というのを推奨していましたが、なぜ今、今年から動くのでしょうか。それまでこういった事を検討はなされたんでしょうか。質問します。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 基本的には長寿命化計画というのは、修繕をしながら維持、延命をして長持ちさせようという考え方の基に作られたものだと思うのです。今回のストックマネジメントは、全国的な規模で、老朽化であちこち水道が破裂したとか、下水道が壊れたとか、いろいろ全国的な規模で出ている。この老朽化の進展状況を見ると、国としてもそういった将来計画をしっかりと作って整備計画を地方自治体にもやってもらうということの流れでできているかなと感じております。正確な話がもしあれば担当の方からお願いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 細谷議員のご質問にお答えいたします。

ストックマネジメント計画の策定については、これまでも予算査定の中でも議論はしてきておりました。ただこれまでは、さほど大きな下水道施設の多額の費用を伴う修繕が発生していなかったこともあって、正直この策定を先送りしていたような状況にもあります。ただ、ここにきまして下水道施設の老朽化というか更新すべき設備が目立ってきているこ

ともありまして、これからそういった費用が嵩んでいくという予想もありまして、費用の捻出というのもあるんですけども、この計画を策定すれば社会資本整備総合交付金が該当になるということもありますので、令和5年度の予算策定の際には、そういった協議もさせていただいて、それであれば進めていこうということになりましたので、今回執行方針にこのような形で書かせていただいたところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 5点ほど質問させていただきます。

まず3ページ目、3ページの中の中段、「ゼロカーボンシティ宣言」において重要な要素となる森林整備を進め、炭素吸収量の拡大を図るとともに再生可能エネルギーの活用を進めますとのことですが、炭素吸収の拡大を図る、森林整備を進めていく、再生していくということも含めてのことだと思うのですが、この再生していくときに自然体感占冠を感じられるような森を作りながら炭素吸収量を拡大していくということも可能だし考えられるのではないかと思います。そういった事に対して、先ほど林業の話の中で民有林、それから村有林もあるということだったので、それは村独自の考え方で進めていけるものではないとは思いますが、その森林を再生するのであれば、そういった作りこみをしながら作っていくというのがゼロカーボンにも繋がるのではないかと考えます。なので、そういった考えがあるのかどうかというのをまず村長に伺いたいのと、この中の再生可能エネルギーの活用、これについては現在でいえば木質バイオマス導入促進事業ということがこれにあたるのかなとは思いますが、その他にこういったもの、何か検討しているもの

があるのであれば伺います。

2点目、4ページ内の10段目、こちらに道東自動車道トマム・占冠インターチェンジ間の4車線化工事の情報提供や説明ということで、説明会を設けますということですが、これが具体的にいつ頃から、どのような方法で予定をしているのかということをお伺いします。

3点目、6ページ、こちらでもゼロカーボンに向けたことですが、ゼロカーボン、これを進めるにあたって庁内プロジェクトチームでの検討とありますが、このプロジェクトチームというのはメンバー構成や、どのようなスパンで動いていくのかといったことが決まっていることがあれば伺います。

4点目、10ページ、上段2段目ですね。2行目のリゾート振興と一体的に従業員等の移住・定住を推進してまいりますということで、従業員等の移住・定住が増えていくような政策をとっていくのだとは思いますが、現在空いている住宅とかが少ない中でどのような手法で推進を検討されているのか伺います。

最後5点目、先ほどから出ている12ページですね。多量ごみの処理手数料、こちらの件ですが、先ほど五十嵐議員からの質問があった時に、回答が300kg越えるものに対して料金を課しますということだったと思うのですが、先ほど細谷議員の質問の時には持ち込んだ分だけ料金を取りますという回答だったと受け取りました。実際にこれが300kg未満だったらどうなるのか、その300kg以上じゃないと料金が掛からないのか、1回について300kgに対して3125円なので、未満であればそれで計算して料金を取りますよということなのか確認させてください。伺います。

○議長（児玉眞澄君） 質疑中ですがここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続けます。答弁願います。村長。

○村長（田中正治君） 下川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、3ページの炭素吸収量の拡大のための森林整備ということでのご質問であります。再生可能エネルギーでありますけれども、まず森林整備につきまして、今ここで記載させていただきましては、高齢級の森林が占冠村には多くあります。この高齢級になることによって、炭素吸収量が落ちるんですね。それは、森林を若変えらせることによって吸収量を拡大することが可能となるということが言われておりまして、基本的には間伐あるいは、主伐再造林、改めてまた植えるというような手法をとる訳ですけれども、そういった主伐再造林等も含めて、この森林整備をしていくということになります。これらの事業を作れば、山で働く林業労働者、林業に関わる人たちの事業、仕事も増えるというか、確保されるというメリットもありますし、あわせて、今言った吸収量の拡大が図られるということになります。それから占冠村には天然林が多くありますので、これらも天然林改良等の施業をすることによって、吸収量を拡大することができると考えているところであります。

一方で再生可能エネルギーの部分ですが、風力・水力・太陽光いろいろ考えられる訳ですけれども、議員おっしゃるとおり、占冠村は木質バイオマスエネルギーということで補助制度も作ったり、そういった利用をしてもらうための施策も講じておりますので、これを中心として村としては進めてまいりたいと

考えております。

次に4ページの道東自動車道の関係でありますけれども、4車線化工事、ネクスコの説明によりますと、いよいよ今年の春から入札行為が行われるだろうと聞いております。前回の高速道路工事の折もそうでしたけれども、当然地区の住民、それから全体の村民に対してもネクスコから説明会が行われたり、地区ごとの説明が行われたり、また業者が決まれば関係者への直接の説明に事業者が伺ったり、様々な手法で説明をさせていただいております。こういうことも含めて村がしっかり情報提供をするということで、それを事業者にもやらせるということの努力が必要なんだろうと思いますので、これらをしっかりやっていくということでもあります。

それから、6ページのゼロカーボンに向けた庁内プロジェクトということでありますけれども、以前にゼロカーボンに向けたプロジェクトチームというお話はすでにさせていただいております、これらの課題というのは多岐にわたって広く課題がありますから、庁内の中で横断的にチームを組んで議論をさせていただくということで考えておりまして、すでに1回目の会議は実施をしております、副村長をリーダーとして各担当の主要なメンバーを構成員として議論させていただくということで、まずは目的意識の確認をさせていただいて、これから議論をさせていただくことにさせていただいております。

10ページのリゾート振興と一体となった従業員の移住・定住というご質問であります。議員ご指摘のとおり、やはり住むところがない中でのという不安がありますけれども、実はこのコロナ禍で延期をされておりました民間賃貸住宅の建設について動き出しております、問い合わせもきている状況であります。

村としては民間賃貸共同住宅等建設促進条例を活用した助成制度がありますので、これらを使ってぜひ従業員の住む住宅の建設を進めていただきたいと考えているところであります。こういったことで、本年度の本予算には補助金等の計上はさせていただいておりますが、決まれば補正予算等でご説明を申し上げて予算措置をして建設をしていただければと考えているところであります。

12ページの多量埋立ごみの件ですけれども、基本的には1日300kgで300kg以下は料金をいただかないという考え方です。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 3ページの森林整備に関してですが、高齢になった木を再生していくのがメインだということだとは思いますが、その時に伐採だったり、木を切って植えてという工程が発生するのであれば、その時に作りこんでいく、山づくりをするのと同様に自然体感占冠を感じられるような、例えば林道とかそういったものを一緒に作りこんでいくこともできるのではないかと考えるのですけれども、そういったことは検討されないというか、あくまでも山は山づくりという見方で再生していくのかどうかを再度伺います。

道東自動車道の説明会についてですが、村としては情報を共有していくけれども、これはあくまでもネクスコさんが住民に対して説明をしていくんだという認識で良いのかどうかを確認させてください。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 再質問にお答えをしたいと思います。森林整備に関わって自然を体験できる施策とあわせてというご質問かなと思っております。森林整備にあたって、そういった例えにあがった林道とか作業道とい

うのは、整備をする前に整備をするものですか、体験できるものとはちょっと違うのかなと思いますけれども、基本的にはなかなか作業と同時並行的にそういったことができるかどうかというのは難しいと思うのですね。危険が伴うということで、ただ村内では様々な林業体験の実施、企画をしていただいている団体もありますから、例えば枝打ちの体験とか、木を植える体験とか、去年はたまたまですけれども120年の植樹体験とかこういったことはさせていただきましたけれども、こういうことも毎年やっている団体もありますし、そういった中でぜひ利用していただければなと思っています。議員言われるように、作業と同時にということはなかなか難しいのかなと私の感覚では感じております。

次の道東自動車道の村の立ち位置ですけれども、当然一番先に説明を受けるのは村なんです。村はそこに問題があれば当然、こうしてくれということを言うのが一番最初で、村が言っても気が付かないことがたくさんあると思うのです。それだったらそれは住民の皆さんにも説明しなきゃダメだということで、村が開く場合もありますし、ネクスコが開く場合もある。先ほど言ったように直接関係者に事業者が説明に行く場合もある。こういういろんなやり方があるので、それらをミックスして問題の起きないように、問題というのはトラブルの起きないように、しっかりと説明をしていく体制を作っていくということで考えているということです。

○議長（児玉眞澄君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 最後にゼロカーボンの庁内プロジェクトチームについてですが、こちら副村長を主体として動かれているということですが、定期的で開催されているものだと思いますが、これはどのくらい、例えば

月に1度とかなのか、何か問題が起こった時に、問題が起こったというかテーマが上がった時に開催しているものなのか、そういった期間とかが決まっているのであれば伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 特に期間も決まっていますし、ゴールも決まっていないのが今の現状ですね。このゼロカーボンの取り組みというのは、2060年とかはあるけれど、いついつまでにやれということではなくて、今何ができるか、それからこれをしたら、こういうことをしたら良いんでないとか、村としてはこういうものをしっかりやろうとか、いろんな施策の中で生かしていくことだと思うのです。政策の中で問題が、これをやろうとしたときに、担当だけじゃなくて全体で議論もしてこういう方向で行こうとか、そういう議論を時々にあわせてやっていくということだと思うのです。なぜ横断的かというと、担当だけで何かをしようとしたときに、その意識がないとそこに配慮した施策が打てないということもありますから、そういう全体の横断的な考え方の中で村としての施策をしっかりと進めていくということが大事なのかなと思って、こういったチームを作って協議する場所を作るという考え方でございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） それでは質問させていただきます。

ページ数3ページの下の方に、第2の安心で安全な暮らしを守る基盤づくりの上になるのですけれども、上3段からで、一方で、から始まりまして、真ん中、宿泊税については引き続き関係機関や関係者と調整を図り、早期に実施できるよう国や北海道との調整を進めますと記載があります。私この間の執行方

針、令和2年、3年、4年の宿泊税のところを確認してきました。令和2年では宿泊税について北海道の導入とあわせて実施するという表現ですね。令和3年については、コロナ後を見据え宿泊税の検討を進める。そして令和4年、去年ですけれども導入が遅れている宿泊税については関係機関や関係者との調整を進め北海道の導入とあわせ実施できるよう進めますとなっております。この間、細谷議員が今年の6月と12月に宿泊税の関係で一般質問をしております。

執行方針に戻りまして、早急に実施できるようという表現を、細谷議員の12月の一般質問で村長の答弁は、2023年度に制度設計を行い国の同意をいただいて2024年の導入に向け準備を進めているところであるという答弁になっております。6月の細谷議員の質問で、コロナ禍で道もなかなか宿泊税の関係の会議と言いますか、そういうのも開かれなくて道の動きが見えなければ村としても独自で検討を進めなければならないということを今年の6月の一般質問で答えております。この今言った2行は、細谷議員の12月と6月に質問した村長の答弁と同じ内容という理解で良いのかがまず1点、これをお伺いします。

続きまして、10ページになります。3番、地域特性を生かした集落対策の拡大で(1)移住・定住、これ先ほど村長、下川さんの質問の中で答弁してしまったのですけれども、私も質問しようと思ってましたので、あえて質問させていただきます。先ほど村長、答弁の中で、これはあくまでも民間賃貸共同住宅ということで動きがあるというお話をされました。予算的にもこの共同住宅を建築すれば村からも助成があると。その予算については当初ではみていないということですが、それは動きがあるという表現の中で、かなり

建設をするという割合ですね。何%と言いますか、かなり高いという認識で良いのかそのへんを確認させていただきます。

次に15ページになります。2、学習環境の整備のところの、下から3行目からです。各学校の保健室に冷房施設を設置し学習環境の改善を図ってまいりますと記載されています。3月7日の補正予算のところで小学校分で88万円、中学校分で44万円の増ということで補正予算が可決されております。財源見ましたら、国庫補助が1/2になっておりました。保健室をやって、今後、普通教室への設置予定はあるのかそれについてお伺いをします。

次です。その下の、特色ある教育のところで、アスペン市との短期交換留学のことで書かれていまして、受入・派遣事業等を実施いたしましたということになっております。今までは、アスペンから来村する生徒と村から派遣する中学生の人数を完全一致でないにしても、ほぼ同数で受け入れして受け入れた人がアメリカのホームでお世話になるという形で調整しているようです。対象は村内の中学校2年生の希望する人ということで聞いていますけれども、令和5年度は8名、令和6年度は3名、令和7年度は5名、令和8年度は2名。よくよく聞きますと今までも派遣は1月ですからスキーやっている中学生なんかは、大会と派遣日がスキーの大会がダブったりしたらアスペンに行かない場合もあるということも聞いております。今年はまだ8名おりますから今までのような形で受入・派遣できと思うのですけれども、例えば令和6年度は3名、今の段階です。転入、転出で増減あるかもしれませんが、このように派遣対象者、村内の中学生が極端に少なかった時の対応について検討されているのか伺いたいです。以上です。よろしくお願い

します。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員のご質問にお答えをいたします。

まず、暮らしを守るというところの3ページ、宿泊税の取り組みについてであります。議員ご心配のトーンが下がっているんじゃないかというお話ですが、気持ちはトーン一緒です。2023年に同意を取り付けて、2024年に実施をしたいということですけれども、相手のあることなのでそれを書いても約束違反ではないと言われるということもあるものですから、トーンとしては2024年4月実施を目指しているということでご理解をいただければと思います。

それから10ページの移住・定住であります。民間賃貸共同住宅で、先ほども言いましたけれどもコロナ禍で中断をしていたとか、土地はすでに売買をしています。前回ですね。3年前、土地の売買をしたのだけれども、このコロナ禍で中断をしてきたということで、改めて住宅を建てたいんだということで村に打診がありましたので、この助成制度を使って是非やってほしいということで、よほどのマイナス要因が発生しない限りはやるだろうと考えております。

それから15ページの学校環境の整備の中の冷房の設備ですね。今回冷房については一部ということで、一部このコロナ対応でやらせていただきましたけれども、普通教室に将来的にどうなんだということでございますけれども、現状ではここに冷房を付けるという考え方というか、計画は持っておりません。

それから次の、特色ある教育のアспенとの交換留学であります。議員言われるように行くも来るも同数受入というのが過去にはあった訳ですけれども、去年の受入れも10数人

いて、こちらがその半分くらいですから、どうしても同じ人数って訳にはいなくなってきた現状にあります。ただ、アспен行きますと、占冠に行きたいという子供たちが多くいて、選抜をされて来ていると環境もあります。ですから一概に減らすこともできない。去年は中学2年生の子供がいない方々も含めて協力できる人をお願いをしてホームステイをさせていただいたという実績もありますので、アспен市には人数の限りはありますけれども、去年並みの子供たちが来ることが想定されると思いますけれども、一方でこちら側の人数も議員言われるように減少している部分もありますから、クラスによっては2名とかそういったこともあります。そういったときにどうやって対応していこうかということは、教育長ともいろいろと話はさせていただいているのですが、やり方、姉妹都市委員会でも例えば子供だけではなくて大人も一緒に来たらどうだと。交換留学にあわせて、大人も含めて交流することも可能じゃないのかということも言われてますから、もう一つはコロナ禍で行けなかった子供たちも対象にしたらどうかとか、そういったやり方は様々で確かに子供2人だけで行けと言ってもなかなか大変だろうから、大人もそこに村民も交流の輪に入れてもらってやるという方法もある訳で、そういったことはこれから考えていかなきゃならない課題かなと思っているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 宿泊税の関係で確認したいと思います。私の説明の仕方まずかったのか、トーンが下がったという、全然そんなことと思っていませんので、まず冒頭ご説明をさせてもらいたいと思います。最近の新聞報道で、例えば3月2日の道新朝刊ではニセ

コ町も宿泊税導入と。内容は2023年度中に条例制定を目指します。そして導入時期は現時点では未定だが、これも大事なことです。町内で納得と協力を得てできるだけ早く導入したいという表現です。目指す導入もまだ未定と。これは道新に載っていたのですが、富良野市ももともとこのニセコ町と同じ2022年度中に宿泊税を導入していたのですが、コロナで宿泊客も減っちゃてる、コロナで宿泊税の会議もできないというようなことで、中断しておりました。富良野市も3月8日、昨日ですかね。道新の朝刊、富良野市も宿泊税の導入に向けた議論を再掲するという事で、コロナ前に道内でも、道含めて結構導入するという自治体もありましたので、少なくともこういう他の自治体が入導するときと一緒に導入するのが、ベストと言いますか道より先にやるとか、それは一つの考えですけども、いろいろ並行してやっていけば執行方針であって国と道と調整を図るという部分でやっていけばあまり担当者が苦労しないでやれるんじゃないかと思うので、そのへんの先ほど村長、23年度制度設計、24年導入予定は今のところ変更はなしということですけども、道の動きが悪ければ先行してやるという部分についてはどのようにお考えなのか再度確認したいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 宿泊税に関わっての再質問でございます。当初、北海道にあわせて導入するという考え方ありましたが、北海道に確認しますと今、再び再議論するという状況にないということでもありますので、北海道はインバウンド対策のために宿泊税を検討していたんだと。コロナ禍でインバウンドがまだ十分戻っていない中では検討できないということでもありますので、振興局長に言

わせると占冠はそういう意味では先にやったら良いんじゃないかということも言われておりますので、ぜひ先行してやりたいと思っております。道内リゾート地、数ある訳ですけども、できればそういったところとも調整をしながら先行して実施をしまいたいと考えているところであります。

○議長（児玉眞澄君） ここで議事の都合により少々早めですが午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会議を開きます。村長の村政執行方針に対する質疑を続けます。質疑はありませんか。

2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） それでは質問させていただきます。

7ページになります。経済循環が図られる基幹産業の振興の中で、(1)農業、①酪農・畜産についてですが、串内牧場の広域育成センターについては多額の税金が導入され、運用スタートとなっている現状にあるかと思えます。そこで、実績とどのような効果があったのかをお伺いしたいと思います。また、課題があればそれについても伺いたいと。なお、税金投入については、投入費の説明において運用状態により各自治体へそれぞれ投入された税金については返されるんだというような説明あったかと思えますので、どのような計画でそれが実行されるのか説明を受けていると思えますのでお伺いしたいと思います。

次の質問です。ページ9ページになります。(2)林業事業体への支援という項目ですが、村内においては3事業体に対して後継者育成、労働安全の向上というようなことが上げられておりますが、具体的に今後、行政、事業者さん、それぞれのどのような方向性に向かい

取り組まれるのか。多分ヒアリングされているかと思いますが、どのようなことの説明、そして今後の方向性の確認が取れているのかそれについて伺いたいと思います。

次の質問が、11ページになります。安全で安心な暮らしを守る基盤づくりの中の(1)道路についてですが、村道については非常に重要な村民と共有の認識とされているところがありますが、皆さん認識のとおり非常に特に舗装道路等については、幹線道路のみならず施設から年数が経過しており非常に傷んでいるところがかなりあって、過去の議会の中でも、修繕、補修について質問等々が出ているように、問題があるかと思います。そこで、道路整備の財源確保について、取り組まれる方策があるか伺いたいと思います。

次の質問になります。13ページになります。(7)防災対策の中でいろいろ避難所、備蓄物等々については上げられているのですが、近年の河川災害対策として想定されるいろいろある訳ですが、河川整備地区で等々もあるかと思いますが、そういったことで当然それは村独自でできるような話じゃないので、国、道へのアクションが当然図られるべきかと思うのですが、そのお考えについて伺いたいと思います。

最後の質問になりますが、ページ16から18にかけての話ですが、令和5年度の一般会計、特別会計の概要ということで特に、特別会計については17ページの中段のところに出ておりますけれども2710万円、4.51%の増というところが表示されており、特に特別会計の伸び幅というのが大きいんだというところは一目瞭然な訳で、先ほどの質問された方の話の中で、上下水の会計等についてはお話されていまして、そこは特に求めませんけれども、それ以外の健保、あと診療等々について、

相当な延びの傾向を想定されていると。こちらについて主な要因、それと今後のトレンドについて想定されていると思いますのでどのように捉えているのか伺いたいと思います。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員のご質問にお答えをいたします。

まず始めに7ページの、酪農・畜産に関わる哺育・育成センターの運営状況についてのご質問であります。令和4年5月から供用が開始されました哺育・育成センターにつきまして、道営草地畜産基盤整備事業により建設がされた訳ですけれども、現在、計画段階で乳用牛800頭規模の受け入れ施設となっております。建設費につきましては、広域連合5市町村の均等負担で国費、道費を除く25%が村の財政負担となります。この負担につきましては、過疎対策事業債で財源を賄っておりますが、交付税措置により事業圧縮が図られているという現状になっております。現在、受け入れ頭数は沿線で206頭の預入の内、20頭が村内からの預入頭数となっております。センター利用者からは子牛管理作業の軽減や代用ミルク代等コスト削減、それと作業時間の軽減に繋がっていると聞いておりますけれども、初任牛の市場価格が60万円を越える状況から、後継牛を36万円の預託費で仕上がることは生産者にとって大変メリットがあると考えております。さらに村内農家の草地更新と一体事業であり、94haを整備できました。それから生産者は化学肥料や整備費が高騰する中で75%国と道費で支援されまして、昨年までの草地事業費が1446万のうち25%で整備ができたということで飼料高騰のさなか効果の高い事業と認識をしているところであります。

哺育・育成センターを運営する株式会社富良野哺育・育成センターから広域連合へ支払われるということになっており、初年度支払いを受ける訳ですけれども、支払金額を受けて市町村負担金から差引かれるということになっておりますので、これは予定通り実行されるように伺っているところであります。

次に、9ページですね。林業事業体への支援ということで、令和4年度から森林環境譲与税を活用した新たな施策として林業事業体における後継者の育成と定着、それと林業労働者の安定した作業環境の整備を目的とした林業担い手対策事業、それと林業労働安全推進事業を実施してきておりますけれども、次年度においても継続して取り組むということであります。昨年の実績として、村内林業事業体の働きかけとしましては、事業開始前の昨年3月下旬に事業体ごとに内容説明を行いまして、代表者のみならず従業員にも参加をいただいた上で制度の普及、浸透に努めてまいりました。そういったことで本年度におきましても事業の周知徹底に努めまして目的達成のため取り組んでまいりますということでございます。

次に11ページの道路の関係で、道路財源、整備財源の確保に向けての取り組みということでございます。道路財源につきましては、現状新規改良でないものについては、なかなか補助制度等がない中で老朽化道路を更新していく訳ですけれども、そういった中においても、できる限り起債なり補助制度が受けられるようなものを優先しながら、検討をしていくということが考えられますけれども、議員言われるように道路施設の更新については増加してくるんだろうなと考えているところであります。補修工事の多額の工事費が予測される状況を考えますと、一般財源をどう増

やしていくかということが行政運営をする上で大切だと考えておりますけれども、これの道路財源の特効薬というのは今のところないのが現状であります。

それから13ページの河川災害対策として国、道への働きかけ含めての関係でありますけれども、これまでも村内を流れる河川管理者であります北海道へは要望書出してきた訳ですけれども、様々な機会を通じて、一つに社会資本整備推進会議というのがありまして、そこで要望したり、河川に関しては富良野圏域連携協議会というのを作っておりまして一緒に要望書を提出しているところであります。その他、上川総合開発期成会に占冠村としての要望事項を要望書に記載を依頼して全体の要望書とともに要望活動を実施しているという現状になっております。北海道管理河川といっても、開発予算が必要になりますので、こういった国への要望活動も含めて必要になってくることから私も総合開発期成会と一緒に国への要望活動もしているところであります。

次に、16から18ページの5年度の予算の関係でありますけれども、特に特別会計の見通しについてであります。特別会計それぞれ今年増額になっているというご指摘ですが、この件に関してはそれぞれ特別会計の事情はありますけれども、それぞれの原因というか必然性がありまして増加傾向にあるということは間違いのないと思います。一部に医療費や保険料の増額、それから施設の老朽化対策等々を含めて特別会計の予算が膨らんできているというのが、これからのそういった傾向は続くだろうと思っております。あわせて財源となる一般会計からの繰入金が増加が予想されるということは事実としてあると考えております。これにどう対応していくかとい

うことも含めて予算の中で午前中も議論しましたけれども、これを予備的に基金等で予測をしながらお金を貯めておいて使うという、基金等の対応をしていくことが必要なんだろうなと思っているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） まず、最初の7ページの、串内牧場保育センターについてですが、多くの答弁いただきましたのでわかります。そこで、800頭の受入れ規模あるのだけれども実際のところ200頭程度でスタートしているよということですが、今後の予測として、800の規模はあるのだけれど、そのままいきそうな予測なのかどうか。というのは、やっぱり運用実績がなければ、当然当初見込みの計画がちょっとくるってくるのかなと。たまたま初年度だから200なんだけれど、今後段階的に800頭に向けて進む予測が立っているのかどうかについて伺います。

次に、9ページの林業事業体への支援の中で、昨年3月下旬にヒアリング実施していますよと。村の考え方をお伝えし、また事業者さんの考えも伺ったということですが、問題を私お聞きしたいのは、そこで村の考え方というのは方針が出ていますから、ある程度それはわかるのです。問題は事業者さんから、例えば困りごと、村への要望等々が当然上がったかと思うので、村にはこういうことを実行してもらえないだろうか、自分達は今こんなことに困っているんだよというようなことを出てきたのかなと思うのです。これ実際、しっかりやっていかないとゼロカーボンの目標の話にも繋がってますから、山が荒れたまま計画だけで終わったということになりかねないので、非常に重要なテーマだと思うのですね。このテーマについては、村長から直接

でなくても結構ですけれども、お聞きしたいというところです。

次の道路財源については先ほどの答弁で結構です。

防災も先ほどの答弁でわかりました。

最後の、令和5年度の一般会計、特別会計の話です。いろいろ要因はあるのだけれども、今後も特別会計については増えていく傾向にあるんだという話はわかりました。私は、問題はこの傾向が今5%弱に届くような延びを示しているということは、全体予算額の約1/5位は特別会計と。これ要するに避けて通れない、減らす余地もないような会計の特別会計と、これもう触れないくらいのガチガチの予算だと思うのですね。ということは、これが非常に延びればどんどん一般会計で使えるお金がなくなり、基金だってあると言ったのだけれど、どんどん取り崩していかなきゃならないので、問題はこれが予測としては今後10年に向かって人口構成も当然わかっている訳ですから、同じように4%後半から5%、若しくは6%というような予測を立てているのかどうか、そこについて伺います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 再質問にお答えをいたします。哺育・育成センターの預託牛の状況であります。昨年サルモネラ菌の発生があって、預託を控えたということもあって206頭の実績になっておりますけれども、今年の広域連合の議会で説明されたのをみますと、預託計画として令和5年度、当初700頭を予定しているということで概ね計画頭数に近づきつつあると状況だと思っております。

次に事業体の支援の関係で、村から様々な説明をして、それぞれヒアリングをしたということの中で、こういったことを村としては

やりたいんだということに対して、事業体から特に要望事項はその時はなかったと聞いております。今後そういった要望も含めて、村は誠意を持って対応していくということで考えているところであります。実績を見ますと、地域林業振興事業、森林の若返りと高性能林業機械の促進ということではフォワーダのレンタル経営等を含めて実績として上がってきているということと、担い手対策事業においてもそれぞれ実績として上がってきているということであります。あわせて労働安全衛生についても、会社で必要な部分についての助成をさせていただいているという実績になっておりますので、これら含めてその他に今年度で要望があれば答えられるものについては答えてまいりたいと考えているところであります。

最後、特別会計の増加でありますけれども、これまでも増加傾向にはあったのですけれども、その年で上がったたり下がったりということはありました。それぞれの会計で今年上がった、上昇したということはありませんけれども、伸び率をなんぼという定めでやっていることは考えてません。基本的には前年度の繰入金で踏襲するような事業計画にしてくれということで当初スタートして、査定の段階でどうしても必要なものについては、それを認めてきているというやり方がございますので、伸び率を決めてやるということはありません。それで各会計、先ほども言いましたけれども増えた理由というのはそれぞれでありまして、上下水道では施設の維持、修繕にかかる費用と法律で定められた計画更新経費というのが上がっております。介護保険では居宅介護サービス等の給付金の増加が上がっていると。それから診療所会計は人件費の部分でベースアップがあつて増加をしたと。それから国保

会計、後期高齢者会計は納付金が広域連合でやっていますから納付金が計算されたものを納付するのですけれども、今年については納付金が増加したということで、これらの中で大きいのは国保会計、後期高齢者会計納付金で合計1千万円ということで、増えたということがあったと思います。

それから、占冠村特定環境保全公共下水道事業計画変更の委託業務費が631万8千円ということで若干増えたということで、これは時期的なものでありますから、これはまた変わってくるという状況であります。そういったことで財政方針でもいろいろ言っており、やっぱり歳入に合った歳出をどう作っていくかということが課題かと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 1点、9ページの林業事業体の支援策ということで、特に事業者さんからの報告はあったのだけれども、こんなことというような要望事項は無かったかのようなお話だと思います。問題は私も、いろいろ他の議員さんなんかと合同でいろいろ施業の現場、工事やった後とか機械等々を見させてもらう中で、各事業体さんが使っている機械整備というのは、正直言ってかなり老朽化しているし、時代遅れと言っては言葉的に失礼かなと思うのですが、そのような現状にあると思います。今、日本全国の中で山を荒らさないような施業体制の確立というのが多分、大きなテーマとして謳われているはずなんです。そのためにはある程度の機械設備の投資等々が重要になる。これはやっぱり、ある程度行政サイドとしてそういった情報も業者さんと共有しながらそっちに向かって進んでいかないと時代遅れの業者さんになってしまつて、若手は来ない、仕事はやりたくても

この設備ではもう山に入れないというようなことが、ともすれば起きかねない。村ではやはり村の村有林、民間の林、森もある訳ですから、それトータルの面積があるのでそれに向かって国有林の仕事はともかくとして、そちらの整備計画がある訳だから、やはりもう少し踏み込んで、業者さんを巻き込み、ある程度もっと深めた議論をしていかないと、村としての計画的な村有林だけ考えても整備は必ずどこかで滞ってしまう。村外の業者さんに頼らざるを得なくなるということが起きかねないなと私は感じるのですが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 林業事業体の育成という部分で、議員言われる高性能林業機械の部分は、村の事業としては導入費を村が負担をするということは考えてないのですね。やっぱりそれに慣れるために、機械のレンタル費用について村は助成をすると。そのことによって、林業機械を事業体が用意するための資金、あるいは貸付含めて相談に乗ることはあると思います。事業体が自らそういった環境に挑戦をしない限り、なかなか難しい課題だなと。村の責任としてしっかりそれに見合う事業の確保だとか、そういったことをやっていく必要があると思いますけれども、新しくするのに村がお金を出すということは行政として違うかなと考えているところであります。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 執行方針について伺いさせていただきます。

ページ数6ページ、ゼロカーボンの推進、下川議員や細谷議員も質問されていたのですが、ゼロカーボンの下から3行目からですか、北海道大学大学院と連携して、ふる

さと教育推進授業、SDGsの環境教育を進めてまいりますということで、ふるさと教育、川、雪なんかの授業はしていることは伺っているのですが、その他に何か目新しいふるさと教育をやられるのか。占冠は自然体感しむかっふと謳っておりますので、そういうことを重視して行われるんだらうなと思いますけれども、中身がわかっているれば教えてください。

ページ数7ページ、農業の中の畑作振興、水田活用の直接支払交付金の見直しということで、村内の水田活用の面積の51haの25%ということで、あとの75%は今年度中に切り替えるよという意味、転換されるという、承諾を得るという内容だと思うのですが、1年間で25%しかできなかったものが、残り1年で75%も転換ができるのかどうか、そのへんの中身を教えてください。

ページ数9ページ、観光振興、先ほども皆さんが聞いておられましたけれども、湯の沢温泉、今年圧力ポンプとか混合栓とか予算組まれて改修されるようですけれども、それと隣にある公営住宅も解体という予算組みをされていたので少し整備をされるのかなと思ったのですが、残りグラウンドというのでしょうか、テニスコートも指定管理の中に入っているのかなと考えているのですが、あそこは営業開始からさほど利用もされず、そのままの放置何十年もされていますよね。その整備はどうするのか、今後どう行っていくのか、指定管理者と協議されているのかそのへん教えてください。

ページ10ページ、③の労働ですね。下から2段目、労働相談員の配置や占冠村勤労者生活支援貸付制度、このへんも継続していきますよということですが、労働相談員というのは毎年選出されているのか。毎年載っているのですね方針の中に。公表されているこの人

がなりますよというのは任命された時だけ公表されて、そのあと次の任命まで名前が出ないという感じですが、どの方になっているのかが全然わからない状態になっているのかなと思いますので、このへんの住民への情報公開考えていただきたいと思います。

隣のページ11、道路に関してです。内容的には橋になるのですけれども、維持管理、補修、今年は2つの橋をとということで、12月の一般質問でも答えられていましたので、今回やられるんだと理解しておりますが、この橋梁の清掃、整備する2つの橋以外の橋の清掃活動というものを業者さん任せにしているのかなと私思っているのですが、賄い切れていないのが実情かなと思っています。これはその地区に住んでいる住民を巻き込んで、昔出役といった制度という訳じゃないのですけれども、ボランティア活動みたいなことをやっておりましたので、そういうシステムを使って年に1回なり2回なり清掃活動をすれば維持管理がもっとスムーズにきれいな橋になるのかなと考えているのですが、そのへんどうやっていただけるのかお聞きします。

ページ数13、防災対策、いつも9月1日に防災訓練等行っているところですが、占冠は雪害と水害が主かなと思っているのですが、近年水害も結構あって占冠はまだ災害というものはないのですけれども、新しい保育所、小学校は低いところに建っております。そのへんで子供たちはそれなりの防災訓練はされているかなと思いますけれども、意外と地震に対しての防災訓練が多いのかなと思っていますのですね。水害に対してのその学校、保育所だけでなく、住民がどれだけ関わって逃げる訓練というのでしょうか。そういうものをやられているのかどうか。これからやっていただけるのか、そのへんをお聞きし

たいと思います。

最後もう1点、15ページ、子育て支援の拡充と云々で下から3行目、子育て世代包括支援センターという云々の中で、昨年この文言の中に子ども家庭総合支援拠点の設置ということが載っておりました。それが設置されているのかどうか。その設置してないのであれば、今後どのようにしていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをいたします。

最初のふるさと教育の関係について、北海道大学と連携をしながら昨年にも実施しておりますので、その詳細については担当課長から私のあと説明をさせていただきます。

次に観光振興の湯の沢温泉の関係でございます。計画的に維持、修繕をやっていくんだということのご指摘も受けていますし、進めようとは思っております。使われていない設備、施設ご指摘のとおりあるかと思います。このへんについては、湯の沢温泉全体の計画の中で、指定管理者とも再度協議をしながら必要であれば村が投資するものは投資する。指定管理者が整備するものは整備するというようなことで、やっていくべきだと私も思っていますので指定管理者と協議をさせていただきたいなと思っております。

10ページの労働相談員の関係、村としては配置をしている訳ですが、それが十分PRされていないというご指摘だと思います。そのへんは含めて様々な相談内容があらうかと思っていますので、どこにどう連絡してどうすれば良いんだということも含めてやり方を検討して周知をするように内部で調整をしたいと考えております。

11ページ、道路の関係ですが、橋梁

の清掃管理ということで、実は村の村道管理については管理委託業務ということで事業者さんをお願いしている部分もありますが、橋の清掃管理まで委託しているかどうか私確認できませんけれども、そういった村道全般、橋梁の維持、管理については村道等管理委託業務によって行っているということで、村内には46橋の橋梁がありまして、毎年排水溝の清掃等を行っているということで、路面清掃についてはその業務の中に入っていないかと思いますが、これらも含めて検討していかんやならないかなと思っているところであります。

13ページの防災に関わっての保育所、学校の避難訓練についてはそれぞれの施設で避難訓練はやられております。村としても水害に対する逃げる訓練、避難訓練は私もよく避難訓練の際には、とにかくまず人命が第一で逃げるのが最優先なのでぜひこの避難所に逃げることを日頃から逃げる道順、逃げる方法等をそれぞれが確認をして、まず逃げるのが大事だよということを申し上げてきておりますけれども、村としては反復訓練ということで年1回しかやられていませんけれども、必ずそういったことを確認するという意味でも避難訓練は年1回、村としてはやっていくという方向性は持っております。

水田活用ですね。農業関係の水田活用の直接支払交付金の畑地化についてです。占冠村には水田活用交付金の対象水田が村内で197haありました。ところが畑地化転換、国の方針転換で畑地化に転換を5年以内にしなければ、水田に水張りをしなければ交付金がゼロですよという農業政策の転換がありまして、村内で水田として残れる場所はないということもあって、去年の畑地化転換をした結果、実績として7戸で51ha転換されたという

ことになっております。残り7戸146haということになっております。昨年3月に水田所有者説明会を開催しまして、村として畑地化転換を促進する意向を伝えてきたところであります。令和4年度に国の助成としても、令和4年度には10aあたりが10万5千円でありまして、令和5年度が10aあたり14万円ということで増額されております。それ以降の単価が示されていないという現状から早期に実施することが優位であるということで進めているところでございます。いずれにしても土地所有者の了解がなければ畑地化申請することはできませんので、土地所有者から同意書を取り交わし、圃場から転換に向けて申請を行っていくということであります。交付金対象田はこれまで道営や国営事業による基盤整備ができませんでしたけれども、今後畑地化転換によりまして、基盤整備事業が実施できるということのようですから、村としてはそういう事業実施に向けた取り組みを支援していきたいという内容でございます。

最後、未来を託す子どもの環境づくりの中の、家庭総合支援拠点についてのお話です。占冠村子ども総合支援拠点につきましては、昨年7月に設置をして広報で周知をしてきたところであります。すでに開設されている、子育て世代包括支援センターと一体的に機能させることで虐待をはじめとする問題を抱える子どもと家庭の相談の場として周知しておりますが、現在のところ実績としてはございません。今後におきましては、児童福祉法の改正によりまして、子育て包括支援センターと統合をして子ども家庭センターとして機能することとなりますので、令和6年度までに設置できるよう準備をしてまいりたいということでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡 卓君） 執行方針の6ページのふるさと教育推進事業のということで、大谷議員から質問がございました関係ですけれども、昨年連携協定を結んでいます北海道大学大学院環境科学院と委託契約を結びまして、中学生それからトマム学校の後期課程生、それと一部保護者の方を対象に山中先生によるSDGsに関する講義を行ったりですとか、生徒等によるパネルディスカッションを行ったりとかということで、そういう環境教育の授業を実施してまいりました。今年度においても、そういったSDGsとかそういう環境教育というのが若年層からの教育が非常に大切だということを考えておりまして、今年度におきましても継続して行っていきたいと考えているところです。

今年度の内容については、また北海道大学と協議をしながら中身については決定をしていきたいなということで考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） ただいまのふるさと教育推進、去年からやってますよと。中学生ほとんど10歳以上の方、中学生を中心にやられているということですが、若年というあれが出たのですが、小学生からも今後はやっていくという理解でよろしいでしょうか。

畑作の関係です。昨年やられた方は10万5千円、今年度やる方は14万円と3万5千円くらいの差が出ている訳ですけれども、これの差が出ているということは昨年あった方は「え〜」という感情になるのかなと思いますけれども、そのへんの説明は畑の所有者さんにはされるのか、そのへんお聞きしたいと思います。

防災の関係、人命第一はもちろんですが、地震だと外へ出て待ちなさい。建物内には居

ないでというような話になるのかなと思いますが、小学校だと水害であれば昼間であれば2階に避難しなさい。そういう感じで行われるのかなと思うのですが、保育所事体、トマムもそうですけれども、低地に建てられている訳で、外に出て避難しなさいだけでは済まないのかなと感じるのですね。そのへん自治体というか、そこを担当している者としてどのように考えているのかお聞きします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 再質問にお答えをしたいと思いますが、それぞれ担当課のほう詳しいものですから、詳細についてそれぞれの担当課長のほうからご説明させていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡 卓君） まず、ふるさと教育推進事業の関係でございますけれども、小学生も対象にするのかということでございますが、新年度においては中学生及び後期課程生を対象にしようと考えております。

それ以降は、小学生も対象にということも検討材料ではあると思いますが、中身、内容等も検討しながらそのへんはまた再度決定をしていきたいなと思っています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 防災の関係で大谷議員のご質問にお答えいたします。

占冠村役場の防災担当者が年に1度それぞれの学校から招へいを受けまして、1日防災学校というのをやってございます。例えば本年度の9月1日に行われた中央小での実施内容といたしましては、大雨災害を前提に担当職員からパワーポイントを用いた状況説明、それからこういった行動をとったら良いかという講話をさせていただいて、その後で実際に避難路を使っただいて中学校まで上が

っていついていただいて、今度は中学校の体育館で実際に防災用の簡易トイレですとか、そういったものを作っていただいて、それを体験していただくと。それから他の学校でもDoハグですとか、避難所の運営のゲームですね。そういったものをそれぞれの学校で行わせていただいております、これらの取り組みは毎年継続していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（小尾雅彦君） 畑地化の10a当たりの単価について、昨年から国からの情報提供も、いろいろ錯綜しております、情勢が変わっている中で所有者さんにも説明はしてきたのですが、単価変更に関しても私どもも予想をしていなかったものですから、その旨先だって交付を受けている7戸の農家に対しては、同意書をいただいております、こういった金額の提示もあった訳ですが、特段今年になっての経費の増額はありますけれども、こういう情勢の煽り理解はいただいております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 先ほどの総務課長の防災対策についての保育所の部分でございますが、保育所におきましては逃げる経路の確認といたしまして、中学校下までの避難訓練ということで日頃行っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 子育て支援課長の話ですと、占冠保育所ですよ。トマム保育所、トマムの学校も低地に建っていると思うし、前回の水害の時もギリギリのところで水が止まった状態ですが、そこに対しての子どもたちの防災、今総務課長もおっしゃったので学校に関してはしているのかなと思

いますけれども、もう少し詳しく教えてください。

ふるさと教育推進の関係でSDGsに特化してという感じのふるさと推進教育なのかなと思ったのですが、午前中の下川議員の自然体感しむかつぶとを題材とした、ふるさと教育はできないものなのか。このへんちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡 卓君） ただいまの大谷議員のご質問でございますけれども、決してSDGsに特化した授業ということではございません。SDGsも含めた環境教育そういったものを実施するということで進めております。その中でももちろん山中先生、先ほど大谷議員おっしゃられたとおり、雪の学校ですとか様々な授業をこれまでも行っておりまして、村内の状況はかなり詳しい方でございますので、そういった本村の特徴なんかもそういう課題に絡めながらの授業ですから、非常にそういった部分では本村の環境ですとかそういったものに絡めての授業が進められているということでお答えとしておきたいと思

○議長（児玉眞澄君） トマム支所長。

○トマム支所長（石坂勝美君） トマム保育所の避難の訓練ですが、実施しているのですが、例えば大雨等の逃げるといふ形になると保育所の子どもたちは小さくてなかなか歩くのも十分じゃない子もいらっしゃるものですから、トマム支所も一体になって車を出して一緒に支所まで逃げるとかそういったことを想定しながら園の中では進めております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ここで2時10分まで休憩します

休憩 午後1時58分

再開 午後2時10分

◎日程第1 教育行政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続けます。

続いて教育長の教育行政執行方針に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 3点質問させていただきます。

1点目、2ページ中段、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進。その中で、ふるさとへの愛着と誇りを育み、将来の担い手としての力や地域への貢献意欲の育成を図るため、地域の自然、文化財、産業や人材等の教育資源を積極的に活用した、ふるさと教育を推進とあります。とても素晴らしい方針だと思います。その取り組みとして、例えば具体的にどのようなことを考えているのかお聞きします。

2点目、4ページ(6)教育環境の整備と充実。この中で働き方改革推進、教員の残業時間の多さが指摘されていますが、数値目標等設定は考えているのか伺います。

3点目、5ページ(3)生涯にわたるスポーツ活動の充実。村民スポーツレク、村民スキー大会等の実施は村民の大切なイベントとして盛り上がりを見せていますが、一方で村民の生涯スポーツとしての環境整備も必要ではないかと思います。地域のスポーツ活動への支援と機会の創出とありますが、機会の創出とはどのようなことか伺います。

以上、3点お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○村長（多田淳史君） 細谷議員のご質問にお答えします。

1点目ですけれども、地域の教育資源を活用

した、ふるさと教育の推進といったところで具体的な計画についてお話をさせていただきます。ふるさと教育の具体的な計画につきましては、学校に来まして各教科、総合的な学習の時間、それから道徳、特別活動の中でそれぞれの発達の段階に応じた体験学習を実施する予定であります。具体的には普通教科の生活科や社会科において、村内の工場や、公共施設の探検、川の学校、熊の学校、神楽の学校、農園活動等の村内の教育資源を生かした体験学習を実施する予定で今計画を立てているところでございます。

続きまして2点目でございます。学校における働き方改革でございますが、こちらにつきましては学校における働き方改革北海道アクションプランというものがございまして、この中で時間外在校時間を1か月で45時間、1年間で360時間とする目標を掲げております。本村におきましてもこのアクションプランの目標を達成に向けて取り組んでいるところでございます。

続きまして3点目になります。生涯にわたるスポーツ活動の充実の関係でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止による村内の各種行事の中止、こちらが相次ぐ中で令和4年度においては村民レクリエーション大会、村民スキー大会を、規模を縮小しながらですけれども実施をしてまいりました。令和5年度においては今まで開催できなかった村内の公民館事業ですとか、富良野圏域で実施されているスポーツ交流への参加機会を逃すことなく積極的に実施をして周知をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 3点目の質問で村民の生涯スポーツとしての環境整備も必要ではないかということを質問させていただいてい

ますが、どういうことかという、例えば村民の生涯スポーツとしてウォーキングコースや歩くスキーコースの設置、整備等村民が1年を通してスポーツを楽しむ環境を整えることで、より明るく活気ある豊かな生活が送れると思いますが、このような取り組みを組み込んでいく考えはないか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○村長（多田淳史君） 生涯教育の関係になりますけども、環境整備は非常に大切だと感じております。村内におきまして過去に歩くスキーコースですとかがあったという経緯はありますけども、なかなか使用がされないですとか、場所の問題ですとかがありまして、なかなか整備が継続していないという状況も把握しております。私自身としては一年気軽にそういう活動ができるということは非常に大事で、整備も必要かと思っておりますので、財源の方もあるとは思いますが、皆さんのお知恵をお借りしながらお金のかからないものと言いますか、なるべく簡素でも皆さんが楽しめるようなものを何か模索していきたいと考えております。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 2点質問させていただきます。

2ページ、情報活用能力の育成と国際理解教育の推進ということで、こちら3ページの4行目に学習用デジタル教科書の導入等により、ICT活用能力の育成や教育の質の向上に取り組んでいくということですが、ICTの活用能力の育成ということには専門的な知識が必要になってくると思います。そういった中で教育現場の質の向上をさせるためにも専門的なことを教えていただけるGIGAスクールサポーターの導入等もやってはどうかと考えま

すが、そういった導入等も検討されているのか伺います。

2点目、6ページ、社会教育施設の充実ということで、4行目から図書館を有し、公民館として利用されているコミュニティプラザが日常的に村民に自由に解放され、より親しみをもって利用できる空間づくりに取り組むということと、各地区にある公民館分館の活用実態を把握、整理し、効率的で有効な活用ということなのですが、一般的に図書館ですとか公民館というのは自主学習だったり生涯学習ができるように、自由に使えるパソコンの設置があったり、あとはWi-Fiを繋いで自分の機械を持ち込んだとしてもそういったWi-Fiが設置されていて、そこで自主学習ができるような施設になっていることが多いと思います。こちら親しみをもって利用できる空間をつくるということですか、友好的な活用ということで言えばそういったWi-Fiの設置だったりとかも必要になってくるのではないかと感じますがどのように考えているか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えいたします。まずGIGAスクールサポーターの導入等というところでございますけども、こちらにつきましてはICTの活用能力の育成とか質の向上とかを考えますと、GIGAスクールサポーターというのは必要かなとは感じております。ただ、なかなかGIGAスクールサポーターになりうる人材の確保が難しいというところで、この人材については中々確保ができないというところから、その確保については今のところは、確保できないので考えていないと言いますか、確保できないので今考えていないというところでございます。ただし、村内の学校のICT担当教員のほうでいろいろ研修等行ってきて

いる実態もございますので、さらにその研修機会をこちらから提供しながらですとか、GIGAスクール、ICTに詳しい教員の方もおりますので、その方たちのお力を借りながらより良いものを作っていきたいなと思っております。また、道のサポートセンター等もございますのでそちらを有効に活用していきたいなと思っております。

それから社会教育施設の充実ということで公民館の関係ですね。公民館につきましては、まず私の考えとしまして公民館、公民館分館がありますけども、なかなか使いやすい環境にあるのかなという、若干使いづらい。入りづらかったりというところもございます、そういう声も聴いておりますので、できれば気軽に入っていて自由に過ごしていただくというのが理想かなと思っております、常に人がいるような公民館が良いかなと思っていて、そのような空間をつくってきたいという思いでございます。分館につきましても、もともとは学校というところで分館に指定されているのですけども、現状学校が廃校になって村の集会所であったり、そういうものになっているということで、例えば管理人さんの高齢化によってなかなか常駐が出来なかったりするという実態もあったり、その活用がなかなかされていない状況も聞いておりますので、そのへんを精査しながら有効に活用できる分館を目指したいと考えております。

Wi-Fi等の設備なんですけども、議員おっしゃるとおり、図書館、図書室というところにWi-Fi環境があるのは非常に良いことだなというところと、文部科学省でも公民館と社会教育施設にWi-Fi設備、公衆無線LANの整備をするべきだということで言われておりますので、今、Wi-Fi設備が使えるのがコミュニ

ティプラザなんですけども、公開されてはいるのですが接続しづらい状況、セキュリティの関係とかがあったりしてですね。改善が必要かなというところでございますのでそのへんの改善も含めて、トマムの図書室も含めてWi-Fi環境の整備に向けて前向きに取り組みたいと思っております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） 公民館、図書室の有効利用というところで、図書室すごく本はすごく充実していただいている状況ではありません。それを読むとか、図書室を使って少し勉強をしたいといった場合に、そういった空間が中央の図書室には大きなテーブルがあって少し本を読んだりするようなスペースというのは設置されているかと思いますが、勉強スペースみたいなものというのではないと思うのですね。ただ図書室というのは、そこで調べ物をして、本を持ち帰ることもできますけれど、その場で勉強をするということも兼ね備えたものが図書室ではないのかなと思いますので、そういった勉強スペースの設置等も考えていただけるのかなと思いますが教育長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） コミュニティプラザの図書室についてはその環境があるかなという、ちょっと机が足りないという部分はあるかもしれませんが、環境はないことではないのかなと思っております。

問題はトマムのコミュニティセンターにある図書室が、あそこは本を見るだけのところと言いますか、借りるだけのところと言いますか、という状況は把握しておりまして、場所のことを考えますとなかなか難しい問題もあるのですけれど、できれば空いている部屋と言いますか空間を利用させていただいて、

勉強ができるようなスペースというか、読書ができるようなスペースを確保できれば良いかなと考えておりますので、こちらも現場を見ながらトマム支所とも協議をしなければいけないかなと思いますけれども、そのへん協議をさせていただいて改善をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はございませんか。6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 4ページです。先ほどの細谷議員とちょっとダブるのですがけれども、確認したいところが違いましたので質問させていただきます。

(6)の教育環境の整備と充実で、その上から2行目、働き方改革を推進します。また、教職員の在校時間云々って3行目、住民への公表を行いますということで、先ほど教育長、細谷議員の質問の中で北海道から北海道アクションプラン、一月45時間以内、年間360時間以内、これは国が学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを作成しております。数字はこれと全く同じなので道も国の時間に習ってアクションプランを作成したのだと思うのですが、ここで働き方改革を推進しますという表現ですが、まさか教育長が学校行って時間管理できませんから各学校から先生一人一人の時間外の記録が報告あって、その中には今言った1週間の45時間でしたか、それを越えている人が何人かいるので、そのガイドラインにそういうような形で働き方改革を推進するという意味合いなのかそのへんを確認させてください。

「また」からのところで、確かに言っていることは実際に記録してその人の学校でも勤務時間もあれば勤務時間外と言いますかそれもあるものですから、それを的確に記録すれば時間外がどう発生するのかというのはわか

ると思うのですが、この文言だけでは理解はできるのだけれど、十分どういふことを言っているのかというのが想像つかない部分がありますので、具体的な計測、記録の適切な把握をどんなふうにしてやるのか具体的な内容をお聞きます。

最後の下段で、住民への公表を行いますということですが、先生一人一人の年間の時間外を出すのではないと思うのですが、今考えていると言いますか想定している公表の内容をお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 働き方改革の関係でお答えをいたします。

まず、教員の時間外勤務の把握と指導と言いますか、そのことに関しましては一応アクションプランの中で、勤務時間を意識した働き方改革の推進と学校運営体制の充実ということで、重点目標として在校時間の客観的な計測、記録と公表ということで記載をされております。そこに基づいてこの時間外勤務の時間を把握していくのですが、こちらで考えているのは、毎週提出しなさいということは考えておりませんで、毎月教育委員会に報告をしていただいて公表するとともに、上川教育局にも報告していくというようなことになっていくかと思っております。その実行が5月からを予定しております。時間外の実態を把握してどうしていくかということに関しましては、そこにつきましては学校長、教頭、管理職で指導していくというような形になっていくかと思っております。現時点でも時間外勤務について把握しながら、退勤を促したり、学校内での時間外勤務を減らすための取り組みというのを管理職ですとか、一般職もそうですけれども、中心となって取り組んでいるというところでございますので、

基本的には学校の中で取り組んでいただくというところになります。ただそれがなかなか思うように進まない場合は、教育委員会が若干介入はしていくかなと思っております。

計測記録、このへんの具体的な方法ですけれどもガイドラインの中では、出退勤管理システムの活用ですとか、ICTの活用、それからタイムカードの活用というところで記載をされております。村内の学校においては、パソコン起動時にICカードが必要になっておりまして、そのICカードをかざした段階から勤務が始まるというようなことで、これについては試行段階ですけれども、そういうことでやっております。以前は教頭が勤務時間を把握して教頭が時間を入れるというようなことをしていたのですが、そちらも併用しながらですけれども、そのICカードを活用しながらというところで今試行しているところでございます。

公表内容についてでございますが、公表内容につきましては、内容については自由な様式というようなことで言われております。村内の学校においては、教員数も少ないということであまり詳しく数字を上げることはできないかなとは思いますが、職種には分ける必要があると思っておりますので、校長、教頭、教諭もしくは養護教諭ですとか特定されてしまう可能性もあるのですけれども、その他ですとか、そういう形でなるべく特定はできないのだけれども、わかりやすいような形で公表をしていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 今の説明でわかりました。恥ずかしいのですけれども、私も今日質問する予定がなかったと言いますか、この働き方改革を推進するというのは、さっき

北海道のアクションプランで言われているということで、令和5年度からこういう厳密にやりなさいという指導というかがきているということで、今まで、つまり令和4年までは的確な時間の把握とかはしていなかったっていうことでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） はい。この働き方改革に関しましては、今のアクションプランっていうのが第2期ということになっておりまして、この期間が令和3年度から5年度までということになっております。ですのでその前の3年間ですから、平成30年から働き方改革の取り組みが始まっております。その中で、モデル学校ですとか、そういうのを指定しながら、その時間外を減らす取り組みというのをいろいろやってきている中で、その中でやはり異常に多いといわれている時間外勤務、45時間以上の時間外勤務が小学校では67%ですとか、中学校に至っては8割ですとかという数字がございますので、そのへんをどう減らしていくかというところで、また新たに重点目標として取り組みが始まっているところです。

公表については、以前から言われているところではあったのですけれど、この2次のプランができた時から公表してくださいという話だったのですけれども、私どもというか村として教育委員会としては公表できないなという段階でしたので、公表はしていなかったというところですが、これから令和5年、その先に向けて、校務支援システムというものを通して上川教育局ですとか、北海道教育委員会にいろいろなデータを時間外を含めてですけれども、そういうデータを報告する必要が出てきましたので、これを機に5年度から公表をさせていただくということにいたしま

した。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 2点ほど質問します。2ページ、学校教育の充実、(2)豊かな心と健やかな体を育む教育の推進という中で、先ほどからも何度か言葉は出ておりますが、ふるさと教育の一環としてというようなお言葉が再三出ております。その中で、具体的にはここに謳われていないのですけれども、当然歴史に学ぶ活動というのは歴史を紐解いて占冠ってどんなところから始まったのというのをどこまで確かに遡るかは難しいところはある。縄文まで遡るのか、明治まで遡るのかでも違いますけれども、とにかく一つ歴史というところから紐解いて、それで今これからどうなのというところを、占冠を知っていくというところが、正に自分たちの育ったこの占冠がどうなっていたのというようなところが、非常に重要、それで座学だけでは、特に若い子どもたちには頭の中だけで、例えば開拓の時に馬を使って耕し、山で馬搬をし木材を運びとそんなこと言ってもピンとこない部分もあるので座学の後にはやっぱり実際に物を見せる、触らせるというようなことも含めて、そういった具体的に計画が考えられているかどうかについて伺いたいと思います。

2つ目です。5ページになります。(4)芸術文化活動の振興と文化財保護の推進という中で、こちらについてもザクッと丸めて表現されております。私がお聞きしたいのは、具体的なそういった文化財保護、文化活動の振興の中身、そしてその活動はいつ頃を考え、どんな規模でというような、当然計画あるかと思しますので、その計画について伺いたいと思います。以上2点です。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

まず1点目でございます。ふるさと教育の関係でございますけれども、先ほど細谷議員からのご質問でお答えをしているような内容となりますけれども、発達段階、それぞれの学年の中で教科それから総合的な学習の時間ですとか、特別活動の中でまずは体験学習をしているというところなんです。歴史というところで言いましても、学年によりまして内容はちょっと違ってきますけれども、占冠村の歴史について学ぶという機会を設けているというところでございます。

体験については、毎年行っている訳ではないのですけれども、その時々に応じて郷土資料館等へ行って物を見えるですとか、そういうことはしているということで学校ではそのような体験もさせているというところで、聞いております。

続いて2点目になりますけれども、芸術文化活動の振興と文化財保護の推進というところになりますけれども、こちらについては、学校教育におきましては陶芸教室ですとか、神楽の学校というところで開催をしております。昨年度も令和4年度も実施しているのですけれども、令和5年度においても実施をする予定となっております。これについては小学校、中学校で実施予定ですが、社会教育こちらにおいては具体的な計画というのはちょっとないのですけれども、文化連盟ですとか各団体の協力を得ながら、多くの皆さんに関心を持っていただけるような宣伝活動はしていかなければならないなというところで、今いろいろ考えているところではございます。コロナが収束に向かっていって制限がなくなっていく中で、今までできなかった授業等がございますので、そちらを取り入れながら社

会教育のほうは取り進めていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 一つ目の質問についてですが、今教育長からの答弁の中だと、先ほど細谷議員の答弁の中でも聞いておりましたけれども、感覚的にちょっと学校任せに聞こえるのです。こちらの教育委員会として村としてイニシアティブとれるってことはないのかな。要するにこういうふうに取り組まれますと、やっておられると聞いておりますというような答弁なんだけれど、それはじゃあそこには我々、教育の立場の行政サイドとしてはそこにイニシアティブがとれないということですか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） そちらに関しましては、こちらからのある程度の方針をお伝えした中で、学校でこの方針に沿った形で実施していくということにしています。ですので、こちらから助言をすることはありますけれど、こういうことをしてほしい、してくださいというのはあるのですが、それが取り込まれることもあるのですが、突然来月これをやってくださいというようなことにはちょっとなっていないというところですので、かなり前の段階からこういう方針でいきたいので、このような例えば川の学校ですとか、神楽学校ですとかを継続してくださいですとか、新規にこういうものも行ってください、実施してくださいということは言えます。突然のスケジュールを入れていくというのはなかなか難しいというところがございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 3回目の質問になります。突然の依頼等々のいきなり言うことは言ったってそれは学校のスケジュールもある

ので当然そうだと思うのです。私が言いたいところは、例えばふるさとの歴史教育といっても学校の先生といってもほぼこの出身者じゃないのです。実際は何年かはおられるんですけど、今の占冠はある程度把握できるかもしれないけれど、過去のことは書いてあるもので知るくらいの話なので、当然そこには過去の表現的に長老と言って良いのか、そういった方々の知恵もお借りし、資料も使っている程度座学して、だったらこういう体験もできるかもしれないねというようなところまで持っていけないと、本当の歴史教育なんかできないですね。世界の歴史とかそういうのは学校の先生に任せても良いのかもしれないけれど、ふるさとの歴史の教育となると、そこまで私は一步踏み込む必要があるのかなと思うのですが、教育長のお考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） そのような形、当然村の歴史、郷土の歴史ということになりますと、地元の方たちの知識ですとか、そういったものが必要になってくるかなと思っております。そのような活用仕方というところでは言いますと、今学校運営協議会というものがございます、コミュニティ・スクールですね。地域と学校が一体になって活動していくというところがございますので、その中で、地域人材の有効活用と言いますか、そういうところを協議しながら、学校に対してそのような教育のための人材を導入していくような提言ですとかをしていければなと思っておりますので、今議員おっしゃられたようなことに関しましては、新年度の運営協議会等でお話をさせていただいて、このような活動もしていけたらなというところで、協議してまいりたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に、質疑はありま

せんか。1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） よろしく願いいたします。

ページ2ページ。先ほどから、豊かな心と健やかな体を育む、それで先ほど皆さんふるさと教育云々で喧々囂々やられていますが、その中の歴史を学ぶ中で、村内にある村歌、皆さんご存じでしょうか。コミプラの集会室、多目的室に入っていくところに額縁で掲げられていますけれども、誰も歌ったのを聞いたことないかと思われま。ましてや占冠出身の方が何人いるかということにもなりますのであれですけれども、こういう歴史のあるものがいっぱいありますね。村音頭は運動会、小学校ですと運動会で踊られているので村音頭はわかってらっしゃるのですけれども、ふるさと祭りも踊ってらっしゃいます。占冠には音頭、小唄、村歌と3種類のものがあるのですが、こういうものをふるさと教育の中を含めて実践していただきたいなと思います。小唄を小学生や中学生に歌わせるっていうのはなんですけれども、村歌というものはやっぱり占冠出身ということで、そういうものを知って歌えるんだというような実績を作っていただきたいなと思っていますので、配慮お願いしたいと思います。

3ページ、(4)の中の下から3行目です。また、地域住民の皆さんの理解と協力を得るため、小中合同行事等を実施しながら小中一貫教育に対する理解を深めてまいります。ということで、小中合同の行事、トマムは小中一貫校なので合同でやられているのは承知しておりますけれども、占冠中央小学校、中学校に関しては一貫校とは言いつつも別の学校で授業をしています。そこで合同行事はどのように行っていくのか、それを地域住民の皆さんへの理解ということで、どのように理解

してもらえるような努力をするのかそのへん教えていただきたいと思います。

3点目、次のページ4ページです。家庭教育の充実という中で、これも下から5行目、また、放課後授業として実施している、放課後キッズスペース、見守り事業、ステップアップサポートゼミ、これは順次やってらっしゃると思います。放課後キッズスペース、放課後見守り事業、この2点に関して、見守り事業は行われていますけれども、キッズスペースこれに関しては行われていないというような情報が入っておりまして、皆さん働いているお母さんたちには不平というか、不評な思いがあるようです。トマムはこういう行事されていないということです、そのへんどのように考えているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。村歌の関係ですけれども、村歌、私も歌えないというところで、村歌の存在は知っているのですが、歌えないということでお恥ずかしい限りですが、確かに歴史、郷土というところで村歌ですとか、音頭ですとかそういうものがやはり継承していくべきかなとは思っております。学校のほうに村歌を歌えということで、なかなか歌えない私が強要できるかというところとちょっと難しい部分もありますので、まずは私覚えてから皆さんに歌っていただけるような環境を作っていきたいなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

小中合同行事の関係になりますけれども、占冠中央小学校と占冠中学校については小中一貫校の指定を受けさせていただいております。こちらのきっかけというのが、児童生徒それから教員の減少が予想されるというところから、学校の存続、それらを教員の相互乗

り入れて教員不足を解消していくということで小中一貫というところで設定をさせていたでいてるところでございます。児童生徒、教員が減ってくるとなると当然、単独での行事も難しいというところが安易に想像されたので、それで当初は直近である運動会について合同で実施できないかという協議が始まったところでございます。途中、コロナですとか、携わっていた小中連携に携わっていた教員の異動等によって、協議ができなくなった部分、滞った部分もあったのですけれども、昨年度、教育委員会からも小中合同の行事について再検討をしてくださいということでお願いをしております。議会のほうにも一度ご説明をさせていただいた経緯があるかと思っております。小中一貫校については、なかなか理解がされていないというのはこちらでも認識しておりまして、実は昨日学校運営協議会がございまして、その小中一貫校が認知されていないというところで、じゃあどうしたら良いんだ、というような協議もさせていただいているのですけれども、なかなか学校通信ですとか、そういうものの中で周知はさせていただいているつもりですけれども、なかなか文書だと一度見てもすぐ忘れる。私もそうですけれども、そういうところなのかなというところと、子ども、児童生徒自身、それから保護者がなかなか小中一貫というものを理解していない。実感がない。教員の乗り入れは実際しているんですけれども、教員の乗り入れをしているのは、専門教科だけです。教科担任制を入れるところだけですので、例えば小学校5年生だったり、6年生だったり、中学生だったりというところは乗り入れの部分で中学校の先生がきていますとか、小学校の先生がきているというところでは、小中一貫なんだなというのはなんとなくわかるの

かなと思うのですけれども、そこに携わっていない、関わりのない子どもたちは当然わからないので、わからないことを親に伝えることもできませんし、そういうところもあるので、実感がわいていないというところも問題だなと思っていて、何がどうすれば実感として身近に気付いていただけるのかということを考えてやはり合同行事を実施するというのが良いのかなと改めて思っておりまして、このような形で保護者、地域に見えるような形で実施すれば小中一貫というものが、学校が離れているのでどうしても小学校、中学校という訳ですね。わかれているのですけれども、その目標は一緒なんだよですとか、9年間かけて最終的な目標があるですとか、そういうところを理解していただけるのかなというところで合同行事をやっていききたいというところですので、これから周知させていただいたのですけれども、今後も今学校では小中連携ということでそれぞれの学校から先生が集まっていろいろなお話をさせていただいて、情報共有をしています。ですのでそれらをもとに、まず運動会からこの合同をさせていただいて、それを十分に今後3か月ないのですけれども、その中で十分周知もさせていただきながら、できればそれを地域の方々にも見ていただいた上で、小中一貫校としての取り組みを感じていただければなと考えております。よろしいでしょうか。

キッズスペースの取り組みの関係ですね。こちらについては、取り組みが若干遅延しているという話を伺っております。例年、キッズスペースに関しましては少年団が終わって秋10月くらいから実施しているという事業でございまして、ペースとしては毎週1回のペースで実施をしております。昨年度。今年度につきましては、開催も遅れたというのも

あるのですけれども、月1回の開催ということで把握しております。この事業、教育委員会社会教育で直営と言いますか、職員が事業を担当しているというところでございまして、今年度、富良野圏域と共同の行事があるのですけれども、子ども達とご当地クイズ大会ですとか、そういうのがございまして、そちらを中心に実施をしていたというところで、月1回の実施でございました。担当者の業務量の増加等がございまして、なかなか事業を一人が担当していく、毎週ですね。関わっていくというのが難しいという状況もあったのですけれども、保護者の方々からのニーズ、お声がございまして今年1月から毎週開催ということで努力をさせていただいているところでございます。職員の事情と言いますか教育委員会内の事情ですけれども、そのような業務体系でなかなか関りが難しくなっているという状況もございますので、今後、学校地域支援本部ですとか、地域ボランティアの方達等との連携をするというような事業形態の見直し、こちらをかけながら、10月ぐらいから毎週の実施ということできめ細かな放課後事業の実施をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 中央地区と言ったらおかしいですけど、こちらの子どもを対象かなと思いますけれど、トマムは一切入っていないという感じの答えでしたので、トマムはどうするのか。働いているお母さん、お父さん多い地域でもありますので、そのへんをどう考えているのか、もう一度お聞きします。

2番目にお話ししました合同行事、これ保護者もそうですけれども、子どもたちも納得しないとなかなか難しい。上からの先生方が言うのだからやるというような感じであれば、

子ども達も小さい子と一緒に関わる訳で、中学生はそのへんの関係をどのように考えているのかお聞きしたいのと、保護者への説明というのか納得感というのは行事を見て納得してくださいというのはちょっと無理があるのかなと思いますけれども、そのへんのことお聞きします。

もう1点言い忘れましたけれども、4ページの上、教育環境の整備と充実の中の下から4行目、学校施設における環境整備の中の保健室へのエアコン設置、これは予算化もされていますので付くだろうと考えてます。そこで教育方針は学校施設の環境改善と謳われております。村執行方針は学習環境というかそういう文言で説明されておりますが、これはどちらを優先しての設置なのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

キッズスペースのトマム地区での実施の関係ですけれども、こちら一時期、要望というか声が上がったというところもあったのですけれど、実際に実施までは至っていない。ニーズがなかったと聞いております。コーディネートできる人材がいなかったと言いますか、うちの担当から行くのですけれど、なかなか行けないという事情もあって、トマム地区の方にお任せをと言いますか、お任せをして事業をしていこうという考えがあったのですけれども、なかなかそこうまくいかない部分もあったというところで実施ができていないというところなんです。ニーズがあって実際に子どもたちが集まってくれるのであれば当然にキッズスペースはやっていきたいなと思っております。

合同の行事に関してですけれども、こちら周知に関しましては、学校からも保護者の方

たちにお知らせはさせていただいております。ですので学級通信もそうですけれども、参観日ですとかそういう機会に説明をさせていただいております。低学年と中学生が一緒にやるというところですけど、そこについては、当然その体力差等々ありますので、そのへんは学校行事として実施するものですから、小中連携の協議の中で実施方法についてはいろいろと模索をしているというところでございます。こちらから一方的にというものではございませんので、村行事でもない、あくまでも学校行事ですので学校が主体となって考えて小中一貫というところの行事になりますので、村としても教育委員会としてもそこはバックアップをして、支援をしていくという体制で皆様に理解をしていただきたいと思いますっております。

教育環境の整備と充実の関係でございます。村政執行方針、こちらにも保健室のエアコンについて記載をさせていただいたところですけども、村政執行方針では学習環境の整備というところでございます。こちらの学習環境の整備というところで言いますと、こちらで記載しているのが、学びの保証の観点に留意し、きめ細かな指導と多様化複雑化する課題に適切に対応するために教育支援員、学習支援員と配置支援していきますよというところで、書かせていただいております。メインと言いますか主に訴えたかったのがこのへんで、ここが村の教育委員会として独自に学校に配置するために、村に予算を付けていただいているというところで学習環境を改善、良くするために支援していただいている。さらに、学校の保健室に冷房、空調設備を設置してというところですので、言い方によっては学習じゃなく、学校なのかということにもなるかと思うのですが、主たるところが

支援員等の配置というところがございますので、学習環境の整備ということにさせていただいております。ですので、教育行政執行方針の中の教育環境の整備というところでは、さらに詳しくと言いますか、学校施設というところを入れさせていただいてエアコンの設置とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 他に、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで教育長の教育行政執行方針に対する質疑を終わります。

ここで3時25分まで休憩します。

休憩 午後3時11分

再開 午後3時25分

◎日程第2 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第1号、指定管理者を指定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、指定管理者を指定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号

○議長(児玉眞澄君) 日程第3、議案第2号、占冠村個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、占冠村個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎日程第4 議案第3号

○議長(児玉眞澄君) 日程第4、議案第3号、占冠村情報公開・個人情報保護審査会条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

んか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、占冠村情報公開・個人情報保護審査会条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎日程第5 議案第4号

○議長(児玉眞澄君) 日程第5、議案第4号、占冠村職員の高齢者部分休業に関する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、占冠村職員の高齢者部分休業に関する条例を制定することについて

ての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって議案第4号は原案のとおり可決
しました。

◎日程第6 議案第5号

○議長(児玉眞澄君) 日程第6、議案第5
号、占冠村ふるさと納税・地方創生基金条例
を制定することについての件を議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませ
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、占冠村ふるさと納
税・地方創生基金条例を制定することについ
ての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって議案第5号は原案のとおり可決
しました。

◎日程第7 議案第6号

○議長(児玉眞澄君) 日程第7、議案第6
号、占冠村情報公開条例の一部を改正する条

例を制定することについての件を議題としま
す。

これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、占冠村情報公開条例
の一部を改正する条例を制定することについ
ての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって議案第6号は原案のとおり可決
しました。

◎日程第8 議案第7号

○議長(児玉眞澄君) 日程第8、議案第7
号、占冠村過疎地域の持続的発展の支援に関
する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免
除に関する条例の一部を改正する条例を制定
することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ
んか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、占冠村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第7号は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第8号

○議長（児玉眞澄君） 日程第9、議案第8号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。
したがって議案第8号は原案のとおり可決しました。

◎日程第10 議案第9号

○議長（児玉眞澄君） 日程第10、議案第9号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。
したがって議案第9号は原案のとおり可決しました。

◎日程第11 議案第10号

○議長（児玉眞澄君） 日程第11、議案第10号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、職員の分限について
の手續及び効果に関する条例の一部を改正す
る条例を制定することについての件を採決し
ます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって議案第10号は原案のとおり可決
しました。

◎日程第12 議案第11号

○議長(児玉眞澄君) 日程第12、議案第11
号、学校職員の分限についての手續及び効果
に関する条例の一部を改正する条例を制定す
ることについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、学校職員の分限につ
いての手續及び効果に関する条例の一部を改

正する条例を制定することについての件を採
決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって議案第11号は原案のとおり可決
しました。

◎日程第13 議案第12号

○議長(児玉眞澄君) 日程第13、議案第12
号、占冠村職員の勤務時間及び休暇等に関す
る条例の一部を改正する条例を制定すること
についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第12号、占冠村職員の勤務時
間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例を制定することについての件を採決しま
す。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって議案第12号は原案のとおり可決
しました。

◎日程第14 議案第13号

○議長（児玉眞澄君） 日程第14、議案第13号、占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第13号、占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号

○議長（児玉眞澄君） 日程第15、議案第14号、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第14号、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第15号

○議長（児玉眞澄君） 日程第16、議案第15号、学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第15号、学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第16号

○議長（児玉眞澄君） 日程第17、議案第16号、占冠村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第16号、占冠村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第17号

○議長（児玉眞澄君） 日程第18、議案第17号、占冠村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

んか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第17号、占冠村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第18号

○議長（児玉眞澄君） 日程第19、議案第18号、占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） こちらの地域企業振興条例、こちらが制定されてから継続でここまで続いてきていて、今後も継続しますという意向の延長だとは思いますが、これを延長していく背景にはどういった理由があるのか継続理由について伺いたいのと、何回か3年更新というのを続けている中で、今後もまた継続というのを考えているのか。それともどこかの段階でこの条例自体が終了することを想定されているのかどうか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡 卓君） ただいまのご質問でございますけども、この地域企業振興条例については平成23年4月1日より適用し、ただいま議員おっしゃられたとおり何度か延長をしながら現在に至っております。村としましては、現状この地域企業振興条例における人材育成支援事業の活用によりまして、資格の取得ですとか、雇用支援事業の活用によって新たな雇用を生む等、その効果が出てきていると感じております。また、第2期占冠まち・ひと・しごと創生総合戦略においても小さいながらも安定した就業の場を確保することが人口減少を食い止めるために必要であることということで村としても位置づけをしているところであります。村の様々な施策それから支援の中で、恒久的な支援をした方が良いというものもございますけれども、本事業につきましては期間を設定して集中的に支援を行うことにより事業効果を上げていきたい、また誘導していきたいということで3年間の期間を設けているという状況であります。ただそうは言っても行政の思惑通りに事が進むかというところでもないのが常というところもありまして、現在のコロナ禍ですとか、物価高騰等先行き不透明な状況が継続しておりますので、期間の延長により支援を継続したく上程をしているところでございます。条例廃止想定しているのかというところでもありますけども、何をもって終わりという具体的な指標等は設けておりませんが、令和7年度までは延長して、更なる村の地域経済の振興と雇用機会の確保、拡大に繋げてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） 今、現時点では終わりが無いというところではあると思いますが、

これはどこかのタイミングでその時々的情勢というもので左右されるのだろうなとは思いますが、やはり最終地点を持っておかないとやめることもなければずっと3年更新で続けていくというのが継続されるのではないかと思います。今後また令和8年の3月31日まで改正する訳ですけども、次回を迎えるまでにそういった方向性を検討していただきたいと思いますが、そういった考えをもってこの条例を継続していくかということについて伺います。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡 卓君） 条例の廃止を頭に入れながら進めるべきではないかということではなくて、ごめんなさいもう一度、すいません。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） 私の説明が行き届いていなかったので申し訳ないのですが、この条例自体をやめた方が良いということで発言をしている訳ではなくて、仮に継続をしていくにしても当然その時に背景の理由というのがあると思うんですね。これが3年ごとに継続をしている訳なので、もしそれをずっと継続していくのであれば、あえてこの3年更新でやっていくのではなくて時期のない、後ろのない条例がずっと今後占冠においてはこういった政策をしていきますというものにするとか、終了するときの目処ができていのかどうかというのが、そういったものをどのタイミングで終了を考えるのか若しくは終了を考えずにずっと継続していくのかということを決めるべきではないのかなと感じているのですが、そういったことは考えずに条例としては3年でずっと更新をしていくということが妥当なのかどうかを伺いたいです。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡 卓君） 大変失礼いたしました。ずっと更新していくという考えは今現在持っている訳ではなく、現状はこういった社会情勢等もありますので、令和7年度までは継続をさせていただきたいということで上程をさせていただいたというところでありまして、終了の目処ができていいのかというところで行けば先ほども申し上げましたが、現在そういった何をもってどういう状況であればこの支援はやめますというような指標等は設けていませんというのが現状実態でございます。下川議員おっしゃられるとおり、今後ずっと更新をしていくということであれば3年という目途がなくとも良いのではないということも言われましたが、こちらについては今また繰り返しになってしまいますけれども、現状こういった状況なので、まずこういった現状を踏まえてもう一回、令和7年度末までの延長をお願いしたいということでございます。次回の期限を迎えるまでにそういった方向性も考えるべきではないかということでございますが、正直何をもってやめるかというのは今現在のところ私の頭にはありません。ただ、村の財源それから社会情勢そういったものを総合的に判断しながらその後の支援継続延長については検討していくべきと考えておりますので、もちろんこの延長の3年間の間でそれ以降延長するのか、また恒久的な支援としていくのか、そういった議論というのは庁内でもさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） あとこちらに関して、期間に関して再度確認をしたいのですが、議案書上では令和8年3月31日までに改めるということではありますが、先ほど説明の中で

は令和7年度ということで2年間というお話が出ていましたが、これは令和5年の3月31日から令和8年3月31日の3年間ということで間違いないでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡 卓君） 期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日で年度で言いますと令和7年度ということで3年間ということでご理解いただければと思います。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の 声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の 声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第18号、占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の 声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第19号

○議長（児玉眞澄君） 日程第20、議案第19号、道の駅自然体感しむかつぶの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第19号、道の駅自然体感しむ
かつぶの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例を制定することについての件を
採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって議案第19号は原案のとおり可決
されました。

◎日程第21 議案第20号

○議長(児玉眞澄君) 日程第21、議案第20
号、占冠村物産館設置条例の一部を改正する
条例を制定することについての件を議題とし
ます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第20号、占冠村物産館設置条
例の一部を改正する条例を制定することにつ

いての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって議案第20号は原案のとおり可決
されました。

◎日程第22 議案第21号

○議長(児玉眞澄君) 日程第22、議案第21
号、占冠村定住促進条例の一部を改正する条
例を制定することについての件を議題としま
す。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番、下川園子君。

○5番(下川園子君) こちらも先ほど同様
となりますが、やはり継続理由というのを伺
いたいと思います。あと3年の根拠というの
がどういったところにあるのか伺いたいと思
います。

○議長(児玉眞澄君) 企画商工課長。

○企画商工課長(平岡 卓君) 下川議員の
ご質問にお答えいたします。継続の理由が3
年根拠ということで、こちらの定住促進条例
については、この条例におけるマイホーム奨
励事業ですとか、小規模事業者支援事業の活
用によりまして、ここ数年新築ですとか住宅
の取得、それから小規模自治体の起業という
ものが増えてきている実態がございます。こ
ちらも地域企業振興条例と先ほどの答弁と同
じになってしまいますけれども、こちらも一
定程度の期間を設定して集中的に支援をする
ことによって事業効果を上げたりだとか、そ
ういう誘導をしていきたいということで3年
間の期間を設定したという経過があります。
こちらについては基本的には先ほどの地域企

業振興条例と同じで条例廃止等の具体的な指標等は設定しておりませんが、先ほどの地域企業振興条例よりは、集中的に誘導しなくても恒久的なと言いますか、期間をどうするかは別にいたしまして、そういった住宅促進定住促進に対する支援というのは検討に値するのかなと考えておりますので、先ほども述べましたが、今回の3年間の延長の中でももちろん再度議論の方をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第21号、占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第21号は原案のとおり可決しました。

◎日程第23 議案第22号

○議長（児玉眞澄君） 日程第23、議案第22号、占冠村むらびと条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

んか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第22号、占冠村むらびと条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第23号

○議長（児玉眞澄君） 日程第24、議案第23号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第23号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定すること

ついでの件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって議案第23号は原案のとおり可決
されました。

◎日程第25 議案第24号

○議長(児玉眞澄君) 日程第25、議案第24
号、占冠村子ども・子育て会議条例の一部を
改正する条例を制定することについての件を
議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第24号、占冠村子ども・子育
て会議条例の一部を改正する条例を制定する
ことについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって議案第24号は原案のとおり可決
されました。

の都合により、3月10日から3月13日までの
4日間を休会したいと思います。これにご異
議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって3月10日から3月13日までの4
日間を休会とすることに決定しました。

◎散会宣言

○議長(児玉眞澄君) 以上で本日の日程は
全て終了いたしました。これで本日の会議を
閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後4時03分

◎休会

○議長(児玉眞澄君) お諮りします。議事

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月29日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員 小 林 潤

占冠村議会議員 大 谷 元 江

令和5年第1回占冠村議会定例会会議録（第4号）

令和5年3月14日（火曜日）

○議事日程

議長開議宣言（午前10時）

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第32号 | 令和5年度占冠村一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第33号 | 令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第34号 | 令和5年度村立診療所特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第35号 | 令和5年度占冠村簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第36号 | 令和5年度占冠村公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第37号 | 令和5年度占冠村介護保険特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第38号 | 令和5年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第39号 | 令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算 |
| 日程第9 | 同意案第1号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第10 | 発議案第1号 | 占冠村議会個人情報保護条例を制定することについて |
| 日程第11 | 意見書案第1号 | 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書 |
| 日程第12 | | 閉会中の継続調査申出 |

○出席議員（7人）

議長	8番	児玉真澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君			

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	小尾雅彦	林業振興室長	杉村政彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	木村恭美	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	野原大樹
職員厚生担当係長	坂本龍哉	財務担当主幹	鈴木智宏
税務担当主幹	佐々木智猛	企画担当主幹	竹内清孝

商工観光担当主幹	阿部貴裕	広報統計担当係長	大谷淳貴
地域振興対策室主幹	松永真里	農業担当主幹	杉岡裕二
林業振興室主幹	高桑浩	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	蠣崎純一	土木担当係長	中島辰男
戸籍担当主幹	佐久間敦	国保医療担当主幹	小瀬敏広
保健予防担当主幹	岡本叔子	村立占冠診療所主幹	橘佳則
社会福祉担当主査	川口晃平	介護担当主幹	細川明美
子育て支援室主幹	森田梅代		
(教育委員会)			
教 育 長	多田淳史	教 育 次 長	平川満彦
社会教育担当主幹	上島早苗	学校教育担当主幹	後藤義和
(農業委員会)			
会 長	安田堅吾	事 務 局 長	小尾雅彦
(選挙管理委員会)			
書 記 長	三浦康幸		
(監査委員)			
監 査 委 員	木村英記	監 査 委 員	下川園子
事 務 局 長	岡崎至可		

○出席事務局職員

事 務 局 長	岡崎至可	事 務 補	三ツ谷陸翔
---------	------	-------	-------

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第32号から日程第8 議案第39号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第32号、令和5年度占冠村一般会計予算の件から、日程第8、議案第39号、令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件、8件を一括議題とします。

本件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、五十嵐正雄君。

○予算特別委員長（五十嵐正雄君） 予算特別委員会から審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は3月8日付け、議長を除く議員全員をもって設置され、議案第32号から議案第39号まで、8件の議案審査の付託を受けまして、3月13日審査を行いました。

審査に当たっては、各会計の適正な執行の観点から質疑、討論が行われました。討論終了後、議案ごとに起立により採決を行った結果、いずれも原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、別紙、委員会審査報告書につきましては、説明を省略させていただきます。

審査中に述べられました意見を十分留意さ

れ、予算の適切な執行に当たられますようお願いを申し上げ、審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（児玉眞澄君） 慎重な審議大変ご苦労様でした。これで委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。ただいまの委員長の報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論終わります。

これから、議案第32号、令和5年度占冠村一般会計予算の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。議案第32号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（全員起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって議案第32号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第33号、令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。議案第33号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（全員起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって議案第33号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第34号、令和5年度村立診療所特別会計予算の件を採決します。本件に対す

る委員長の報告は可決であります。

議案第34号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(全員起立)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって議案第34号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第35号、令和5年度占冠村簡易水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。議案第35号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(全員起立)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって議案第35号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第36号、令和5年度占冠村公共下水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。議案第36号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(全員起立)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって議案第36号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第37号、令和5年度占冠村介護保険特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。議案第37号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(全員起立)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって議案第37号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第38号、令和5年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第38号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(全員起立)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって議案第38号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第39号、令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。議案第39号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(全員起立)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって議案第39号は委員長の報告のとおり可決しました。

◎日程第9 同意案第1号

○議長（児玉眞澄君） つづいて、日程第9、同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（田中正治君） 議案書179ページになります。

同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由をご説明いたします。

本年3月17日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員であります赤石秀明氏を引き続き委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏は昭和47年占冠村役場に奉職以来、役場職員として強い責任感と誠実を旨として職務に当たられ、役場を定年退職されてからも様々な地域活動等をとおして地域に貢献され、人格、見識高く村内の状況にも詳しく適任と考えてお

ります。なお、同氏の経歴につきましては裏面のとおりでございます。

任期は令和5年3月18日から令和8年3月17日まででございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております、同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

◎日程第10 発議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 次に、日程第10、発議案第1号、占冠村議会個人情報保護条例を制定することについての件を議題とします。

趣旨説明を求めます。小林潤君。

○6番（小林 潤君） 発議案第1号、占冠村議会個人情報保護条例を制定することについて。

占冠村議会個人情報保護条例を次のとおり制定する。

令和5年3月14日提出。提出者、占冠村議会議員、小林潤。賛成者、同、細谷誠。賛成者、同、藤岡幸次。

それでは提案理由の説明をいたします。

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報

保護」と「データ流通」の両立が要請される中、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から、民間・行政機関・独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律が一本化されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、改正後の個人情報の保護に関する法律による全国的な共通ルールが適用されることになりました。

改正後の「個人情報の保護に関する法律」において、「議会は、国会や裁判所と同様に、自律的な対応のもと個人情報の保護が図られることが望ましい」とのことから、地方公共団体の機関から「議会」が適用対象から除外されることになりました。

占冠村においても、現行の「占冠村個人情報保護条例」を廃止し、新たに「占冠村個人情報の保護に関する法律施行条例」を提案し、本議会で可決しております。

当村議会においても、自立的な措置を講じる必要があるため、新たに占冠村議会個人情報保護条例を制定するものであります。

施行期日は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、地方自治法第112条第1項及び、占冠村会議規則第14条第1項の規定により発議案を提案いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、発議案第1号、占冠村議会個人情報保護条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見書案第1号

○議長(児玉眞澄君) 日程第11、意見書案第1号、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の件を議題とします。

趣旨説明を求めます。大谷元江君。

○1番(大谷元江君) 意見書案第1号、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年3月14日提出。提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、同、五十嵐正雄。賛成者、同、小林潤。

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書。

沖縄県において、米軍機による落下物事故および低空飛行・騒音の被害が生じていることは周知の事実である。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響が大きい。そこでは市民の生命や安全が脅かされ、学童・園児の学びに影響が出ているという現実がある。

日本国憲法前文には、「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協

和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とある。

しかしながら、沖縄・宜野湾市においては、2004年8月の沖縄国際大学構内への米軍ヘリ墜落事故、2017年12月に緑ヶ丘保育園にて米軍機のものと思われる部品が落下した事故、同年12月の普天間第二小校庭への米軍機窓枠落下事故、2021年11月の米軍機から落下した水筒が民家の玄関先で見つかった事故などが相次いで生じている。

日米両政府は、普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意している。この場周経路を遵守し、宜野湾市民の空の安全を確保することに努めるべきである。また、水や土の調査についても早急に実施すべきである。

よって、占冠村議会は下記のことを強く要請する。

記、1、学校上空(普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園)の飛行禁止。

2、日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施。

3、普天間の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和5年3月14日。

北海道勇払郡占冠村議会議員、児玉眞澄。

提出先は衆議院議長、参議院議長、以下のとおりでございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(児玉眞澄君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第1号、普天間基地周辺
の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保
障を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

に決定いたしました。

◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） これで、本日の会議を
閉じます。令和5年第1回占冠村議会定例会を
閉会します。

閉会 午前10時23分

◎日程第12 閉会中の継続調査申出

○議長（児玉眞澄君） 次に日程第12、閉会中
の継続調査申出の件を議題とします。議会運営
委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第
74条の規定により、お手元に配布した申出書の
とおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

両委員長から申し出のとおり閉会中の継続
調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって両委員長から申し出のとおり閉
会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（児玉眞澄君） お諮りします。

本定例会に付された案件は全て終了しまし
た。

したがって会議規則第7条の規定によって本
日で閉会したいと思います。ご異議ありません
か。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日で閉会すること

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月29日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員 小 林 潤

占冠村議会議員 大 谷 元 江